令和3年第4回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

令和3年12月1日 開会

令和3年12月15日 閉会

吉田町議会

令和3年第4回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月1日)

○町長挨拶
○開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
○会議録署名議員の指名1
○会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
○諸報告について
○議会閉会中の委員会活動報告8
○議案第62号~議案第65号の一括上程、説明13
○報告第9号の報告19
○散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
第 2 号 (12月8日)
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議事日程の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 1
○議案第63号の質疑21
○議案第64号の質疑24
○散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 1
第 3 号 (12月9日)
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 2
○一般質問
中 田 博 之32
平 野 積47
盛 純一郎
山 内 均73
○議案第63号の討論、採決87
○散会の宣告

第 4 号 (12月15日)

○開議の宣告	····· 8	9
○議事日程の報告	8	9
○議案第64号の討論、採決	8	9
○議案第62号の質疑、討論、採決・	9	1
○議案第65号の質疑、討論、採決・	9	3
○議会閉会中の継続調査について…	9	3
○町長挨拶	9	4
○議長挨拶	9	4
○閉会の宣告	9	5

開会 午前 9時00分

○議長(大石 巌君) 改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和3年第4回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席を いただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長(大石 巌君) 開会に当たりまして、町長から御挨拶をいただきます。 町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長(田村典彦君) おはようございます。今年最後の定例会でございますけれども、どうぞよろしくお願いします。

◎開会の宣告

○議長(大石 巌君) ただいまの出席議員数は13名であります。ただいまから、令和3年第 4回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(大石 巌君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、7番、三輪美由紀君、8番、 山内 均君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(大石 巌君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日12月1日から12月15日までの15日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大石 巌君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日12月1日から12月15日までの15日間に決定いたしました。 なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりで ありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長(大石 巌君) 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

最初に、監査委員から例月出納検査、財政的援助団体監査等の監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議会閉会中の系統議長会関係、その他に関することについてであります。9月15日 水曜日、令和3年度静岡県町村議会議長会総会をウェブ会議システムを活用して開催されま した。

審議事項では、1、令和2年度静岡県町村議会議長会事業報告、2、令和2年度静岡県町村議会議長会一般会計歳入歳出決算、3、令和4年度国の施策・予算に対する要望・提言事項、4、令和4年度県の施策・予算に対する要望・提言事項等について、それぞれ審議を行い、いずれも承認されました。

10月20日水曜日、令和3年度静岡県町村議会議長会総会が静岡市内で開催されました。

初めに、令和3年度静岡県町村議会議長会表彰があり、県内の町議会から5人の議員が表彰されました。

表彰の後、令和4年度県の施策・予算に対する要望・提言書が上村会長から県経営管理部の土村理事に手渡され、総会を終了いたしました。

なお、例年この時期に開催されておりました志太榛原5市2町議会議長連絡協議会議員研修会、静岡県地方議会議長連絡協議会及び静岡県町村議会議長会県外調査は、開催が見送られ、全国町村議会議長会・町村議会議長全国大会は、県町村議会議長会の役員のみの参加となりました。

会議への出席に関する報告は、以上のとおりであります。

最後に、本定例会への説明員として委任または嘱託され、出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

続いて、町長行政報告を行います。

お聞き取りのほどよろしくお願いいたします。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長(田村典彦君) 令和3年第4回吉田町議会定例会の開会に当たり、町政運営の概要等 について御報告申し上げます。 国では、岸田文雄内閣総理大臣が10月14日に衆議院を解散し、31日の衆議院議員総選挙を経て第2次岸田政権が本格的にスタートしました。

この第2次岸田政権では、新しい資本主義の実現を大きなビジョンとして掲げ、引き続き、 新型コロナウイルスへの対応を最優先に、感染予防対策を講じつつ、経済を再び回し始める 環境を整備する政策にスピード感を持って取り組もうとしております。

町といたしましては、常にアンテナを高く張り、国や県の動向を踏まえた確かな情報をいち早く収集するとともに、町の政策へ迅速に反映できるよう、万全な体制で対応してまいります。

さて、新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言が解除され、現在は人の流れや町に活気が戻りつつあります。全国的に新規感染者数が過去最多となった新型コロナウイルス流行の第5波が収束し、県内におきましても、現在は人口10万人当たりの新規感染者数が1人未満に抑えられ、病床占有率も県全体で10%を下回っている状況でございます。

町内におきましても、町民の皆様一人一人の徹底した感染症対策のおかげで、9月21日以降、新規感染者は1人も確認されていない状況でございます。

しかしながら、海外においては、ヨーロッパや韓国などで感染が再拡大しているほか、南 アフリカ等では新たな変異株も確認されております。

こうした状況において、今後、気温の低下とともに、季節性インフルエンザなどの感染症が流行しやすい時期を迎え、年末年始には帰省や忘年会、新年会など、人が集まる機会も多くなることが予想をされます。

感染者急減の理由が解明されていない中で、感染の再拡大を防ぐためには、引き続き、皆様の協力が不可欠でございますので、これまでと同様に気を緩めることなく、慎重な行動と 基本的な感染症対策の徹底をお願い申し上げます。

町といたしましては、このコロナ禍における新しい日常の下、日々変化する状況において、引き続き、感染拡大防止対策に万全を期し、町民の皆様の生活とともに、地域経済の速やかな回復に向けて取組を積極的かつ着実に進めてまいります。

それでは、本年度の主な事業の進捗状況につきまして、御報告申し上げます。

初めに、「災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、川尻工 区における防潮堤の整備について、御報告申し上げます。

川尻工区における防潮堤陸側の側道整備につきましては、7月から工事に着手し、来年2 月の完成に向け、順調に整備を進めているところでございます。

また、防潮堤の天端道につきましては、11月に延長約1.5キロメートルの舗装が完成し、 現在はその天端道の両側に植栽を行う準備を進めております。

この植栽には、吉田中学校の生徒の皆様にも参加していただき、町の未来を築く防潮堤となるよう計画をしているところでございます。

次に、吉田漁港多目的広場の整備についてでございます。

吉田漁港多目的広場につきましては、天端の一部を11.8メートルにかさ上げする盛土工事とその法面に芝生を植生する護岸工事を9月下旬に発注し、来年3月中旬の完成に向けて工事を進めているところでございます。

この多目的広場の整備が完了しますと、川尻海岸の防潮堤と併せ、大井川河口から吉田漁港東側までの延長約2.3キロメートルの津波対策が完成する予定でございます。

次に、大井川河川防災ステーション内の水防センターの整備についてでございます。

現在、国は迅速かつ円滑な河川災害復旧活動の拠点として、県営吉田公園の南側に大井川河川防災ステーションの整備を進めており、町ではこの大井川河川防災ステーション内に水防活動の拠点となる水防センターの整備を進めております。

この水防センターは、シーガーデンを形成する施設でありますことから、災害時の水防活動のほか、平常時には防潮堤の天端や県営吉田公園を散策する方々の休憩の場として、また、海を一望できる景観を生かしたイベントなどの開催にも対応できるよう、防災とにぎわいの創出に資する利用を想定しているところでございます。

施設の整備に当たりましては、設計施工業務を一括で請け負う業者をプロポーザル方式により選定をし、10月27日に契約を締結したところでございまして、現在は来年3月の完成に向け、設計業務を進めているところでございます。

次に、河川改修事業についてでございます。

大幡川及び大窪川につきましては、河川の流下能力を高めるため、国の交付金を活用しながら改修事業を実施しております。現在は、神戸地区の大窪川におきまして、11月から工事に着手し、来年3月までに延長約25メートル区間の護岸整備を進める予定でございます。

次に、木造住宅の耐震化プロジェクトTOUKAI-0事業についてでございます。

プロジェクトTOUKAI-0事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により自粛しておりました戸別訪問等を10月1日の緊急事態宣言の解除に伴い再開をいたしました。

実施に当たりましては、感染対策を徹底し、県や静岡県建築士会に協力をいただきながら、 リーフレットなどを用いて耐震化や補助制度について丁寧に説明をしております。

本年度は11月末に無料耐震診断に8件、耐震補強事業に8件、ブロック塀等撤去事業に6件の申込みをいただいておりますが、引き続き、広報よしだや町ホームページなどを活用し、補助制度を周知するとともに、戸別訪問等を通して耐震化を呼びかけることにより、ブロック塀等撤去を含めた耐震化補強事業の実施につなげ、地震に強いまちづくりを推進してまいります。

続きまして、「誰もが健康でいきいき暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、新型 コロナワクチン接種の状況について御報告申し上げます。

新型コロナワクチン接種につきましては、接種を希望する町民の皆様の2回目の接種が、11月8日時点で88.3%に達し、接種の予約にも空きが生じておりますことから、おおむね2回の接種が完了したと判断し、現在は、集団接種体制の規模を縮小して実施しているところでございます。

こうした中、国からは9月22日付の通知により、新型コロナワクチンの追加接種に向けた体制を確保するよう要請がございました。この追加接種の対象者は、2回目の接種からおおむね8か月を経過した時期に、3回目の接種を受けることとなりますことから、現在、町では対象者全員が接種することができるよう、榛原医師会や関係医療機関と連携を図りながら迅速に準備を進めているところでございます。

既に、11月19日から追加接種のクーポン券の発送を始めており、医療従事者を対象に、本 日から接種することができる体制を整えてたところでございます。

町といたしましては、年明け以降に本格化する3回目の接種が、これまでと同様に安全で

円滑に実施できるよう取り組むとともに、今後新たに接種の対象となる満12歳の方や、いまだ接種を受けていない方々を対象としまして、引き続き、集団接種及び個別接種を進めることにより、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでまいります。

次に、ふじのくに結婚応援協議会の設立についてでございます。

結婚を希望する方々の活動を支援するため、県内市町や企業などの協力により、県は、昨日11月30日に広域的かつ総合的に結婚支援に取り組むことを目的として、ふじのくに結婚応援協議会を設立いたしました。

この協議会の具体的な事業内容といたしましては、マッチングシステム等を活用した多様の出会いの場の提供や、成功に結びつくためのイベント、セミナーの開催等の計画をしております。

このマッチングシステムの稼働は、来年1月を予定しておりますので、多くの方に利用していただき、結婚を希望される方々の活動の一助となりますよう、町民の皆様へ周知を図るとともに、利用登録の促進にも努めてまいります。

続きまして、「活力あふれる産業振興のまちづくり」に関連する事業のうち、商工業振興 事業費補助金についてご報告申し上げます。

長引くコロナ禍において、深刻な経済的影響を受けております小規模事業者の事業継続などを支援するため、吉田町商工会が実施します第4弾プレミアム付商品券発行事業に対しまして、第3弾と同様に、商工業振興事業費補助金の交付による事業支援を行っております。

この第4弾プレミアム付商品券発行事業は、第3弾と同じ発行総額1億5,000万円の事業 規模となるもので、11月27日から昨日までの4日間、町内世帯への先行販売が実施されたと ころでございます。

今後は12月4日から一般販売が開始され、来年2月28日を使用期限として利用されることになりますが、町といたしましては、これまで同様、このプレミアム付商品券発行事業により、消費の拡大が図られるとともに、町内事業者の事業継続の一助となりますことを期待しております。

次に、中小企業等県連携応援金についてでございます。

県では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、飲食店への休業・時短要請や、外出自粛等の影響を受けた飲食店のうち、8月と9月それぞれの売上げが昨年、一昨年と比べて30%以上50%未満減少した業者に対して応援金を交付しております。

町といたしましては、県の応援金の対象となった事業者の皆様に対し、県と連携する形で 月額5万円をプラスして交付する事業を実施しております。来年1月31日まで申請を受け付 け、県と協調しながら事業者の皆様を支援してまいります。

次に、水産物供給基盤機能保全事業についてでございます。

水産物供給基盤機能保全事業により実施しております4号岸壁防食工事と港内泊地しゅんせつ工事につきましては、来年3月中旬の完成を目指し、4号岸壁防食工事においては、電気防食資材の製作を進めており、港内泊地しゅんせつ工事におきましては、現場でのしゅんせつ作業に着手したところでございます。

続きまして、「魅力あふれる多様な交流を生むまちづくり」に関連する事業のうち、公共 交通に係る住民懇談会について御報告申し上げます。

町では現在、吉田町地域公共交通計画の策定を進めており、この計画の策定に当たり、町

民の皆様がふだんよく行く場所や移動方法、路線バスやタクシーの利用状況などを把握する ため、地区ごとに懇談会を開催いたしました。

この懇談会は、10月から11月にかけて3回ずつ開催をし、自治会役員や民生委員、吉田中学校のPTA役員や高校生、大学生などに参加していただき、これまでの町の現況調査をはじめ、町公式LINEにより実施した公共交通に係るアンケート調査の結果を踏まえ、吉田地区における地域公共交通の方向性について、あらゆる年代から幅広く具体的な意見を聴取することができました。今後はこの懇談会でいただきました皆様の意見を踏まえて、計画を作成し、パブリックコメントの実施と合わせて吉田町地域公共交通会議を開催し、様々な議論を経て、来年3月までに計画の策定を完了する予定でございます。

次に、橋梁維持補修事業についてでございます。

橋梁の適切な維持管理のため、町では国の補助を受けながら、長寿命化計画に基づく橋梁 点検を実施し、順次補修設計及び工事を実施しております。国が代行して橋梁補修工事を進 めております古川橋につきましては、既に工事に着手しており、来年3月までに補修が完成 する予定でございます。

また、町が進めております東臨港橋の橋梁補修工事につきましては、今月中に工事に着手 し、来年3月までに補修が完了するよう進めてまいります。

続きまして、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」に関連する事業のうち、「吉田町教育元気物語TCP Triwins Plan」の主な事業について、ご報告申し上げます。

この「TCP Triwins Plan」は平成29年度から、町、教育委員会が連携して推進しており、本年度で5年目を迎えました。この取組の状況につきましては、先月15日に開催いたしました吉田町総合教育会議において、教育委員の皆様に御報告をさせていただき、プランの目標であります全国及び県学力調査の結果や、教職員の勤務時間の実態、保護者へのアンケート結果などを示した上で、プランの有効性の高さを確認し、今後もこの取組を継続していくことをお認めいただいたところでございます。

初めに、このプランの柱の一つであります「子どもの『確かな学力』を保障する環境づくり」のうち、「ICT環境の充実」として進めております親子Chromebook体験会について御報告申し上げます。

親子Chromebook体験会につきましては、これまで3月27日と7月7日に開催いたしました親子体験会と同様、保護者にも学習者用コンピューターを活用した学習に対する理解を深めていただくため、常葉大学の三井一希講師と同大学の学生を講師としてお招きし、12月12日に3回目の体験会の開催を予定しております。今回は初級、中級、上級のレベル別クラスや、情報モラルについて学ぶ検定コーナーを設けるなど、Chromebookのさらなる活用について理解を深めていただける内容で計画を進めております。

また、前回と同様、グーグル合同会社に協力をいただくとともに、今回はNHKエデュケーショナルにより、体験会の様子を撮影した動画を全国に配信していただく予定でございます。

次に、各小・中学校の通信環境の改善についてでございます。

各小・中学校の通信環境につきましては、4月から児童・生徒1人1台の学習用コンピュ ーターの本格的な活用が始まり、急激に使用頻度が上がったことにより、インターネットに 接続できないという不具合が発生をしております。特に暑かった9月の緊急事態宣言下においては、オンライン事業を実施したこともあり、頻繁に不具合が発生しましたことから、現在は学校において通信量を抑えながら、学習者用コンピューターを使用しているところでございます。

このような状況をいち早く改善し、ストレスなく使用できる環境を整えるよう、現在は通信環境の改善に向けて整備を進めているところでございます。

以上が、「吉田町教育元気物語TCP Triwins Plan」における主な取組の 状況でございます。

現在は、新型コロナウイルス感染が落ち着いている状況でございますが、引き続き、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、心のケアにも配慮しながら感染症対策や学力向上に係る取組を進めてまいります。

続きまして、「豊かな自然と共生するまちづくり」に関連する事業のうち、上水道事業について御報告申し上げます。

上水道の整備につきましては、静岡県生活基盤施設耐震化等補助金を活用して送水管の耐震化を進めている基幹管路耐震化事業や、有収率向上を図るため老朽管を耐震管に布設替えする老朽管布設替え事業及び他事業に伴う配水管の布設替え等の事業を実施しているところでございます。

今年度に発注しました5件の工事のうち1件は完了し、残り4件につきましても、来年3月の完了に向けて工事を進めている状況でございます。

次に、公共下水道事業についてでございます。

公共下水道事業の施設整備につきましては、社会資本整備総合交付金を活用し、国庫補助 事業として事業を進めております。

浄化センターにつきましては、ストックマネジメント計画に基づく沈砂池・管理棟の建築 附帯設備更新工事及び総合地震対策計画に基づく反応タンクの耐震補強工事を、来年3月の 完成に向けて進めております。

さらに、浄化センターにおける維持管理費の節減を図るため、エネルギーサービスプロバイダー方式を活用し、10月から当該施設の電力使用形態に最適な小売電気事業者との契約に変更したところでございます。

管渠につきましては、債務負担行為を活用し、昨年度に発注しました川尻南部汚水幹線における3件の工事も既に完了しており、現在は、本年度に発注しました川尻南部汚水幹線工事と片岡1号汚水幹線工事のいずれも、来年の2月までの完成に向けて進めております。

続きまして、「行政と住民が一体となって取り組むまちづくり」に関連する事業のうち、 ふるさと納税推進事業について御報告申し上げます。

町では、平成18年度からふるさと納税推進事業をスタートし、昨年度までの5年間で約29 億円の寄附をいただいており、その寄附に対して様々な返礼品を送ることにより、町の産業 や特産品のPRに努めております。

6年目を迎える本年度は、10月末時点において3億8,195万6,000円と、昨年同時期の3億139万円を上回る寄附をいただいている状況でございます。この寄附額増加の要因としましては、業者の皆様の協力により返礼品の充実を図っているほか、返礼品の魅力が利用者の皆様によく伝わるよう、ふるさと納税サイトに掲載する写真の定期的な見直しなどに取り組ん

でいただいている効果であると考えております。

また、10月からANAのふるさと納税サイトへの掲載もスタートしており、3,700万人のANAマイレージクラブ会員に向けて、町特産品のPRを図ってまいります。

昨年同様、12月は寄附の申込みが最も多くなることが予想されますので、事業者の皆様と さらなる連携を図りながら、寄附の受付や返礼品の発送などの業務を滞りなく進められるよ う努めてまいります。

次に、企業版ふるさと納税の取組についてでございます。

さきの第3回議会定例会において報告させていただきましたとおり、7月9日に内閣府から「第2期吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標を盛り込んだ「吉田町まち・ひと・しごと創生推進計画」が、地方創生応援税制に係る地域再生計画として認定を受けましたことから、当町におきましても、企業版ふるさと納税の寄附をいただける体制が整ったところでございます。

現在までに、埼玉県さいたま市に本社のある株式会社サイサン様と、静岡市に本社のある しずおか焼津信用金庫様の2社から寄附をいただいており、それぞれ若い世代の結婚、出産、 子育ての希望をかなえる事業と、本町における安定した雇用を創出する事業での活用を希望 されています。

今後も引き続き、多くの企業に応援していただけるよう、町ホームページなども活用し、 町の取組のPRに努めてまいります。

以上、本年度の主な事業の進捗状況を御報告をさせていただきました。

本年も残すところあと僅かとなりましたが、町では、目下令和4年度の当初編成を進めているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響に景気は低迷し、町税等の歳入が不透明な状況にありますことから、本年度同様、財政運営は非常に厳しいものになることが予想をされます。このような状況におきましても、財源を的確に把握し、歳入の確保をより一層推進するとともに、限られた財源を最大限に活用しながら、アフターコロナの先にある持続可能で豊かで勢いのあるまちの実現に向かい、明るく、そして新しい未来を切り拓いてまいる所存でございます。

町民の皆様をはじめ、議員各位におかれましては、こうした町の姿勢を御理解いただき、 町政運営に対するより一層の御支援と御協力を賜りますことをお願い申し上げ、本定例会の 行政報告といたします。

○議長(大石 巌君) 町長、御苦労さまでした。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長(大石 巌君) 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を議会運営委員会委員長から 報告願います。

10番、八木 栄君。

[議会運営委員会委員長 八木 栄君登壇]

○議会運営委員会委員長 (八木 栄君) 10番、八木 栄です。 議会運営委員会の活動報告をいたします。 令和3年10月13日水曜日、午前8時57分から、第1会議室にて委員会を開きました。出席 者、委員6名、議長、事務局2名。

協議事項1、令和3年第4回吉田町議会臨時会の運営について協議しました。

- (1)町長提出議案及び報告事項について。総務課長から議案の概要説明がありました。上程される議案は、補正予算について1件、人事案件1件の2件です。第60号議案 令和3年度吉田町一般会計補正予算(第8号)について。第61号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。
 - (2) 上程議案の審議方法について協議しました。
 - ①常任委員会への付託審査なし。
- ②審議方法は、議案の上程後、提案理由の説明。休憩を取り、休憩中に全員協議会を開き 内容確認、自由討議、論点整理。その後会議を再開し、質疑、討論、表決とする。
 - (3)会期の決定及び審議予定表について。

会期は10月18日、1日限りとする。

(4)会議録署名議員の指名。

5番、山口一博君、6番、蒔田昌代君。

全員協議会での内容確認の質問通告書提出締切りは10月14日木曜日、午後5時までとする。 2、その他。

次回、令和3年第3回吉田町議会定例会の反省を行うことに決定した。

散会は午前9時23分でした。

令和3年10月22日金曜日、午前9時57分から、第1会議室にて委員会を開きました。 出席者、委員6名、議長、事務局2名。

協議事項1、令和3年第3回吉田町議会定例会の反省について協議しました。

- (1)定例会における上程後の会計課長の決算書説明について。
- (2) 全員協議会における議案の内容確認(事前通告書)について。
- (3) 論点整理の在り方について。
- 2、一般質問について(取扱いについて)。
- 一般質問については、次回10月29日金曜日、午前9時から協議することに決定した。 散会は12時3分でした。

令和3年10月29日金曜日、午前8時58分から第1会議室にて委員会を開きました。 出席者、委員6名、議長、事務局2名。

協議事項1、議会運営(令和3年第3回吉田町議会定例会の反省について)協議しました。

- (1)一般質問について(取扱いについて)。
- ①一般質問が内容確認となっていた場合は、議長が質問者の意図を確認し、調整する。
- ②議長が調整できない場合は、議会運営委員会に諮り協議する。

ア、一般質問の取扱いについては、12月定例会からやっていくこととし、全員協議会で報告することに決定した。

イ、押印を必要とする書式の見直しについて。この件については、今後協議していくこと に決定した。

散会は10時52分でした。

令和3年11月24日水曜日、午前8時56分から第1会議室にて委員会を開きました。

出席者、委員6名、議長、事務局2名、総務課長。

協議事項1、令和3年第4回吉田町議会定例会の運営について協議しました。

- (1)町長提出議案及び報告事項について、総務課長から概要説明がありました。上程される議案は、条例の一部改正1件、補正予算について2件、規約の一部変更1件の4件です。
- (2)上程議案の審議方法について。常任委員会への付託審査なし。審議方法は、全員協議会で内容確認、論点整理。予算議案は中間日で質疑、最終日で討論、表決。その他の議案は最終日で質疑、討論、表決とすることに決定しました。
 - (3)会期の決定及び審議予定表について。
 - ①会期は、12月1日から12月15日までの15日間とする。
 - ②議事。12月1日開会、本会議。
 - 1、会議録署名議員の指名。7番、三輪美由紀君、8番、山内 均君。
 - 2、会期の決定。
 - 3、諸報告。
 - (1)議長報告。
 - (2) 町長行政報告。
 - 4、議会閉会中の委員会活動報告。
 - (1) 議会運営委員会委員長報告。
 - (2)総務文教常任委員会委員長報告。
 - (3) 産業建設常任委員会委員長報告。
 - 5から8、町長提出議案の審議、上程、説明。
 - 9、法令に基づく報告。

12月2日、休会。12月3日、議会改革推進会議。12月6日、全員協議会。議案の内容確認及び質問、自由討議及び論点整理。12月7日休会。12月8日、補正予算(一般会計、特別会計)の質疑、総務文教常任委員会。12月9日、本会議、一般質問(午前3名、午後1名)。12月10日、産業建設常任委員会。12月13日、休会。12月14日、議会運営委員会。12月15日、本会議、町長提出議案の審議、補正予算、討論、表決及びその他条例等質疑、討論、表決。

- (4)会議録署名議員の指名。7番、三輪美由紀君、8番、山内 均君。
- (5) 一般質問の取扱いについて。①4番、中田博之君。②12番、平野 積君。③3番、盛純一郎君。④8番、山内 均君。12月9日の1日とする。午前3名、午後1名。
 - 2、その他。
 - (1)第3回9月定例会の反省、まとめの報告をした。

散会は11時13分でした。

令和3年11月29日月曜日、午前8時55分から第1会議室にて委員会を開きました。

出席者、委員6名、議長、事務局2名、総務課長。

協議事項1、令和3年第4回吉田町議会定例会の運営について。

(1)町長提出議案及び報告事項について、総務課長から第63号議案の修正の説明がありました。議案は4件で、11月24日の議会運営委員会での決定事項の変更箇所は、12月9日本会議、一般質問終了後、第63号議案一般会計補正予算について(早期議決議案)の討論、表決を行うとなります。詳細につきましては、配付してあります審議予定表を御覧ください。

散会は9時59分でした。

以上が、議会閉会中の議会運営委員会の活動報告です。

○議長(大石 巌君) 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大石 巌君) 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

続きまして、総務文教常任委員会委員長から報告をお願いします。

8番、山内 均君。

[総務文教常任委員会委員長 山内 均君登壇]

○総務文教常任委員会委員長(山内 均君) 総務文教常任委員会より、議会閉会中の調査活動について報告します。

総務文教常任委員会での所管事務調査、国民健康保険事業について、令和3年10月25日、 午前9時から午前11時50分まで、委員7人、事務局2人、町民課、税務課の出席で委員会を 開会した。

協議事項は、1、国民健康保険制度に関することについて再質問を行った。国民健康保険 の被保険者となっている外国人が、国保脱退手続をしないまま海外に転出してしまった場合 などの対応について。

- 2、(2) 平成30年度から制度の広域化になったことによるメリット・デメリットのうち、特にデメリットについて。
 - (3)一般会計から国民健康保険事業特別会計への繰入金について。
- 2、国民健康保険税に関することについて、町民課、税務課から質問に対する説明を受けた。
 - (1) 国民健康保険税が高額である原因。
- ア、当町における国民健康保険税率の、1、近隣市との比較。2、県内他市町との比較。 3、県平均や全国平均との比較について。
 - イ、吉田町は県内で国民健康保険税が一番高いと言われている。その原因について。
 - ウ、国民健康保険税に関して、町が直面する状況と課題について。
 - (2) 国民健康保険税の算定方式について。所得割、均等割、平均割。
- ア、国民健康保険税の各標準的なパターンにおける計算例、年収、家族構成などの提示及 び説明について。
 - イ、国民健康保険税の税算出において、各自治体の裁量について。
- ウ、賦課方式の統一の取組として、医療保険分の資産割がなくなって3方式になった。また、後期高齢者支援金分は2方式だったが、資産割がなくなった、その効果と問題点について。
- エ、国民健康保険税の算定方法。所得割、均等割、平等割となり、資産割がなくなった。 被保険者へのメリットについて。

令和3年11月17日、午後1時から午後3時まで。出席委員7名、事務局2名の出席で委員会を開会した。

協議事項は、次回の委員会での質問事項の決定。

- 1、国民健康保険税に関する再質問。
- (1) 国民健康保険税が高額である原因、実態について。
- ア、税率について。平成26年度に税率の引上げを行い、所得税の税率が6.3%と決められた。税率6.3%と国保会計の維持について。
- イ、令和2年度決算時の基金は約4億7,900万円である。平成26年度から令和2年度までの基金の状況と、年度ごとの適切な基金の額について。
 - ウ、平成30年度から広域化になったが、県の税率統一に向けて町が備えることについて。
 - (2) 国民健康保険税の算定方式。
 - ア、軽減、減免について。
 - 2、国民健康保険給付等に関することについて。
 - (1)保険給付金の実態について。
 - (2)保険者努力支援制度について。
 - ア、保険者努力支援制度の概要説明及びその現状と課題について。
- イ、国保税を下げるためには、診療や医療費の抑制が必要であり、医者にかからない健康 づくり、検診による重症化の早期発見が重要である。当町において、これまでの最も重点的 に取り組んだこと、その経過、今後の取組について。
- ウ、ジェネリック医薬品に関して。吉田町におけるジェネリックを使用した場合、新薬を 使用した場合の年間での差額及びジェネリックと新薬との価格差について。
 - (3) 特定健診について。
 - ア、特定健康診査受診率の目標値。令和5年度の60%に達するための対策について。

等々、質問事項を決定して閉会をした。

以上が総務文教常任委員会の報告です。

○議長(大石 巌君) 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大石 巌君) 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会委員長から報告をお願いします。

6番、蒔田昌代君。

〔産業建設常任委員会委員長 蒔田昌代君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長(蒔田昌代君) 6番、蒔田昌代です。

産業建設常任委員会から、議会閉会中の委員会活動について報告をいたします。

産業建設常任委員会は、閉会中に委員会を2回開催いたしました。

令和3年10月27日水曜日、吉田町役場4階、第2会議室において、午前8時55分から午前11時25分まで、出席者は委員6人、番外1人、事務局2人、当局3人で行われました。

協議事項は、所管事務調査について。

活力あふれる産業振興のまちづくりについて、委員会から出された再質問事項に対し、当 局からの回答を受け、質問をいたしました。

また、今後の進め方については、第5次吉田町総合計画後期計画、第3章の分野を、農業、

水産業、商工業、観光、その他の分野に分け、各分野におけるテーマを決め、当局も出席した中で議論をしていく。議論するテーマについては、各委員11月5日金曜日、正午までに提出することを決定し、委員会を終了いたしました。

令和3年11月11日木曜日、吉田町役場4階、第2会議室において、午前9時から午前11時 55分まで、出席者は委員6人、番外1人、事務局2人、当局3人で行われました。

協議事項は、所管事務調査について。

前回の委員会終了後に各委員から出された活力あふれる産業振興のまちづくりの委員会で分けた4つの分野における議論するテーマについて。分野、農業は、農業経営についてと荒廃農地の解消について。分野、水産業は、漁業者への支援策についてと多目的広場の整備について。分野、商工業は、コロナ禍における現状と今後についてと新商品開発支援策について。分野、観光は、コロナ禍における町の施策についてとし、これについて、当局からの説明を交え議論をいたしました。

また、今後の進め方については、まとめに入っていくこととし、正副委員長でたたき台となるまとめ案を作成し、次回の委員会においては委員の意見を聞き、委員会としての意見について協議をしていく、を決定し、委員会を終了いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長(大石 巌君) 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大石 巌君) 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

◎議案第62号~議案第65号の一括上程、説明

○議長(大石 巌君) 続いて、会議規則第35条の規定により、日程第5、第62号議案から、 日程第8、第65号議案までの4議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長(田村典彦君) 令和3年第4回吉田町議会定例会に上程をいたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について1件、補正予算について2件、規約の変更について1件の合計4件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第62号議案は、吉田町税条例の一部改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方税法等の一部改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び 地方税法施行規則の一部を改正する省令が本年3月31日に交付されたことに伴いまして、本 改正に沿った所要の変更を行う内容の条例改正をお認めいただこうとするものでございます。 第63号議案は、令和3年度吉田町一般会計補正予算(第9号)についてでございます。

本議案は、令和3年度の吉田町一般会計歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億7,463万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ125億3,221万5,000円とする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第64号議案は、令和3年度吉田町公共下水道事業会計補正予算(第1号)でございます。

本議案は、令和3年度の吉田町公共下水道事業会計予算に債務負担行為の設定を行う補正 予算をお認めいただこうとするものでございます。

第65号議案は、榛原総合病院規約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、榛原総合病院組合規約第14条に規定されております経費の支弁方法につきまして、関係市町間で負担割合の見直しを行い、表記方法の変更をすることについて合意に至りましたことから、組合規約を変更することにつきまして、地方自治法第290条の規定によりお認めいただこうとするものでございます。

以上が、上程いたします4議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

なお、今回の4議案のうち、第63号議案 令和3年度吉田町一般会計補正予算(第9号)についてにつきましては、子育て世帯への臨時特別給付金につきまして、早急に事務を執行する必要がございますことから、早期に議決をお願いしたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(大石 巌君) 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いします。

初めに、財政管理課長、お願いします。

財政管理課長、八木邦広君。

[財政管理課長 八木邦広君登壇]

○財政管理課長(八木邦広君) 財政管理課でございます。

財政管理課からは、第63号議案 令和3年度吉田町一般会計補正予算(第9号)について御 説明申し上げます。

別冊の補正予算書、令和3年度吉田町一般会計補正予算(第9号)の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億7,463万2,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ125億3,221万5,000円とするものでございます。

また、第2項にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただこうとするものでございます。

以上が、今回の補正予算の内容でございます。

引き続き、その詳細を別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和3年度吉田町一般会計補正予算(第9号)に関する説明書の3ページを御覧ください。 まず、初めに歳入から御説明いたします。

14款国庫支出金につきましては、2億6,813万2,000円を増額するものでございます。その

内訳でございますが、まず、2項3目衛生費国庫補助金におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費について、3,204万4,000円を増額するものでございます。

次に、10目子育で世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金におきましては、国の子育で世帯への支援に伴いまして、子育で世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金2億3,608万8,000円を増額するものでございます。

4ページを御覧ください。

次に、17款寄附金につきましては、3億500万円の増額であります。これは1項2目ふるさとよしだ寄附金におきまして、ふるさとよしだ寄附金の実績に伴いまして、一般寄附金につきましては、1億6,225万円を増額、指定寄附金につきましては、1億4,275万円を増額するものでございます。

次に、20款諸収入につきましては、150万円の増額でございます。これは、5項2目雑入におきまして、コミュニティ助成事業助成金を150万円増額するものでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

5ページを御覧ください。

2款総務費は、1億5,709万9,000円の増額でございます。その内訳でございますが、まず、 1項1目一般管理費におきましては、吉田町牧之原市広域施設組合負担金(総務管理費)について、広域施設組合補正予算(第1号)に伴う減額を構成市町で案分した46万6,000円を減額するものでございます。

次に、6目企画費におきましては、1億5,756万5,000円の増額でございます。これは、ふるさと納税推進事業費について、歳入のふるさとよしだ寄附金の増額に伴いまして、ふるさと納税謝礼代やふるさと納税推進業務委託料などふるさと納税に係る経費、計1億5,606万5,000円を増額。また、6ページのコミュニティ施設整備事業費については、歳入のところで御説明いたしました一般コミュニティ助成事業に係るコミュニティ助成事業助成金につきまして、このほど実施主体である一般財団法人自治総合センターから追加募集に係る助成の内示を受けましたことから、今回、コミュニティ施設改修助成事業交付金を150万円増額するものでございます。

続きまして、3款民生費につきましては、2億3,608万8,000円の増額でございます。これは、2項1目児童福祉総務費におきまして、国の子育て世帯への支援に伴う子育て世帯への臨時特別給付金の給付に係る経費といたしまして、計2億3,608万8,000円を計上するものでございます。

なお、子育て世帯への臨時特別給付金の給付に係る経費につきましては、全額、国からの 補助金を財源とするものでございます。

続きまして、8ページを御覧ください。

4款衛生費につきましては、3,151万7,000円の増額でございます。その内訳でございますが、まず、1項1目保健衛生総務費におきましては、290万4,000円の増額でございます。これは、職員人件費について、新型コロナウイルスワクチン接種に係る時間外勤務手当293万7,000円を増額。また、吉田町牧之原市広域施設組合負担金(火葬場費)につきましては、広域施設組合補正予算(第1号)に伴う減額を構成市町で案分した3万3,000円を減額するものでございます。

次に、2目予防費におきましては、2,910万7,000円の増額でございます。これは、新型コロナウイルスワクチン接種体制事業費について、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に関する経費として、コールセンターに係る人材派遣委託料や、接種券付予診票の作成に係る電算処理委託料など、計2,910万7,000円を増額するものでございます。

次に、3目環境衛生費におきましては、49万4,000円の減額でございます。これは、10ページ、吉田町牧之原市広域施設組合負担金(し尿処理費)について、広域施設組合補正予算(第1号)に伴う減額を構成市町で案分した1万8,000円を減額。また、吉田町牧之原市広域施設組合負担金(ごみ処理費)につきましては、広域施設組合補正予算(第1号)に伴う減額を構成市町で案分した47万6,000円を減額するものでございます。

続きまして、9款消防費につきましては、174万4,000円の増額でございます。これは、1項3目消防施設費におきまして、消防施設整備事業費について、消火栓の修繕に係る修繕料174万4,000円を増額するものでございます。

続きまして、10款教育費でございます。こちらは237万3,000円の減額でございます。その内訳でございますが、まず、1項3目教育諸費におきましては、教職員等負担金・補助金について、小・中学校のクラブ活動における大会参加費等を補助するための小・中学校活動補助金の実績に応じて、45万8,000円増額するものでございます。

次に、11ページから12ページにかけて、5項2目給食施設費におきましては、吉田町牧之原市広域施設組合負担金(給食施設費)について、広域施設組合補正予算(第1号)に伴う減額を構成市町で案分した283万1,000円を減額するものでございます。

続きまして、13款諸支出金につきましては、1億5,055万7,000円の増額でございます。これは、2項1目基金費におきまして、財政調整基金費について、今回の補正に際し、すぐに事業の財源とすることのない収入780万7,000円を財政調整基金に積み立てるための増額。また、ふるさとよしだ寄附金基金費につきましては、歳入のふるさとよしだ寄附金指定寄附金の増額に伴いまして、1億4,275万円を増額するものでございます。

以上が、第63号議案 令和3年度吉田町一般会計補正予算(第9号)についての内容でございます。

なお、今回の補正予算のうち、3款民生費の2項1目児童福祉総務費につきましては、国の子育て支援に係る事業であり、国の支給方針に沿って、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯への支援をするため、できる限り早急に事業着手する必要があると考えております。このため、この補正予算につきましては、早期議決をお願いさせていただこうとするものでございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(大石 巌君) 続きまして、税務課長お願いします。 税務課長、大石剛久君。

〔税務課長 大石剛久君登壇〕

○税務課長(大石剛久君) 税務課でございます。

本議会に上程いたしました第62号議案について御説明申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が本年3月31日に交付されたことに伴い、吉田町税条例の一部を改正する条例の制定についてお認めいただこうとするものでございます。

提出議案の1ページ、2ページ、参考資料ナンバー1を御覧ください。

個人住民税均等割及び所得割におきましては、納税義務者の世帯人員数等に応じて非課税 限度額を算定することとされているところ、令和2年度税制改正におきまして、扶養控除に おける国外居住親族の取扱いの見直しが行われたところでございます。

今回の改正は、このことを踏まえた体制で、個人住民税均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から、年齢30歳以上70歳未満の非居住者が原則として除外されたことによる見直しでございます。

もう1点は、セルフメディケーション税制の見直しでございます。

参考資料を御覧ください。

第24条第2項の改正は、個人の町民税の均等割の非課税の範囲に係る扶養親族について、 年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとするものでございます。

第36条の3の3第1項の改正は、公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載事項等について、個人の町民税の非課税の範囲に係る扶養親族について、年齢16歳未満の者に限ることとするものでございます。

2ページを御覧ください。

附則第5条第1項の改正は、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等に係る扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとするものでございます。

附則第6条の改正は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を令和9年度まで延長するものでございます。

附則でございます。施行期日について、附則第6条の改正規定は、令和4年1月1日から施行するものとし、第24条第2項、第36条の3の3第1項及び附則第5条第1項の改正規定は令和6年1月1日からの施行と定めるものでございます。

以上、第62号議案 吉田町税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(大石 巌君) 続きまして、健康づくり課長お願いします。

健康づくり課長、増田稔生子君。

〔健康づくり課長 増田稔生子君登壇〕

○健康づくり課長(増田稔生子君) 健康づくり課でございます。

本議会定例会に上程いたしました第65号議案 榛原総合病院組合規約の一部を変更する規約について御説明申し上げます。

議案書の5ページから6ページ及び参考資料ナンバー3を御覧ください。

本議案は、一部事務組合であります榛原総合病院組合規約を変更しようとするものであり、一部事務組合の規約の変更につきましては、地方自治法第286条第2項の規定により、関係市町の協議により定めることとされており、同法第290条の規定において、この協議については関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされておりますことから、本議会に上程させていただくものでございます。

今回の規約変更の内容でございますが、榛原総合病院組合規約では、榛原総合病院組合の事務の共同処理に係る経費の支弁方法につきまして、第14条第1項により病院事業を、同条第3項により介護認定審査等事業を定めており、病院事業における利用率割による関係市町の負担割合につきましては、同条第2項の規定により3年ごとに見直すこととされております。

現行の負担割合につきましては、平成30年度に見直しを行い、これに基づき令和元年度から令和3年度までの3年間適用してまいりまして、今年度が最終年度となっておりますことから、令和4年度以降の負担割合を算出するに当たり、基本割及び利用率割による算出方法の表記につきまして、規約変更をしようとするものでございます。

まず、病院事業の利用率割についてでございますが、現行規約の利用率割の算定につきましては、第14条第1項の規定による関係市町の負担割合を決める別表において、3か年の特定年度を表記し、この規定で算出される負担割合を3か年のうちの最終年度に適用し、負担割合の格差の平準化を図るための経過措置として、附則において逓増逓減方式で算出した第1年度、第2年度の負担割合を明記する規約変更を3年ごとに行ってきたところでございます。

今回の規約変更は、別表の特定年度の表記を改め、負担割合の算定方法を本則で明文化することにより、これまで行ってきた3年ごとの規約の変更を解消しようとするものでございます。

次に、病院事業及び介護認定審査等事業の基本割についてでございますが、基本割による 負担率は、これまでの構成市町の脱退、合併により、元々の均等割では端数が生じてしまう ため、現在の構成市町である当町と牧之原市との取決めにより、パーセンテージでの負担率 で運用しておりますが、変更規約の規定では分数表記となっており、この負担割合の差異を 解消するため、現在運用している構成市町の実際の負担率を規約に定めようとするものでご ざいます。

具体的な変更の内容につきましては、経費の支弁方法について規定しております第14条において、第2項の後段に適用3か年の年度ごとの負担割合の算出方法を加え、別表では第1号及び第2号関係中の基本割を牧之原市3.335%、吉田町1.665%にするとともに、利用率割は特定年度の表記から見直し後の負担割合を適用する第1年度の前年度の前3か年と改め、第3号及び第4号関係では、基本割を牧之原市23.334%、吉田町11.666%にするものでございます。

また、附則により施行期日を令和4年4月1日としております。

なお、本議案につきましては、地方自治法の規定により、構成市町において議会の議決を 経て、県知事に届けねばならないとされておりますことから、牧之原市におきましても同様 の議案を上程しているものでございます。

以上が、第65号議案についての説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(大石 巌君) 続きまして、上下水道課長お願いします。

上下水道課長、山脇一浩君。

〔上下水道課長 山脇一浩君登壇〕

○上下水道課長(山脇一浩君) 上下水道課でございます。

上下水道課からは、第64号議案 令和3年度吉田町公共下水道事業会計補正予算(第1号) について御説明申し上げます。

別冊、令和3年度吉田町公共下水道事業会計補正予算(第1号)及び参考資料ナンバー2を あわせて御覧ください。

別冊1ページ、第2条の債務負担行為の補正につきましては、事項を、川尻南部汚水幹線

工事、期間を令和4年度、限度額を1億780万円と定めることをお認めいただこうとするものでございます。

これは、来年度工事におきまして施工時期の平準化を図るため、令和4年度に債務負担行 為の設定をさせていただいた上で、下水道事業計画区域内の未整備区域に管渠を整備しよう とするものでございます。

品確法でも、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定されておりますことから、昨年度に引き続き実施するものでございます。

スケジュールとしましては、今年度は工事実施のための事務手続を行い、受注者を決定し、 来年4月から工事着手できる体制を整えるものでございます。

施行予定箇所につきましては、参考資料ナンバー2の2ページにありますとおり、川尻地内の浜田土地区画整理事業区域周辺でございまして、施工延長575.5メートルを3工区として下水道管渠を整備するものでございます。

以上が、第64号議案 令和3年度吉田町公共下水道事業会計補正予算(第1号)についての 内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(大石 巌君) 説明が終わりました。

ただいま説明がありました日程第6、第63号議案 令和3年度吉田町一般会計補正予算 (第9号)についての議案審議につきましては、12月6日の全員協議会において、議案の内容 確認を行います。

また、議案審議は8日の本会議で質疑を行い、9日の本会議、一般質問終了後、討論及び 採決を行いますので、よろしくお願いします。

◎報告第9号の報告

○議長(大石 巌君) 日程第9、法令に基づく報告を行います。

第9号報告 専決処分事項の報告について(和解及びこれに伴う損害賠償金を決定することについて)について、担当課長から報告をいただきます。

それでは、総務課長お願いします。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長(久保田明美君) 総務課でございます。総務課からは1件の報告事項につきまして御説明申し上げます。

第9号報告は、専決処分事項の報告について(和解及びこれに伴う損害賠償額を決定する ことについて)でございます。

議案書の7ページ及び8ページを御覧いただきたいと存じます。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した事項につきまして、同 法同条第2項の規定に基づき、議会に御報告させていただくものでございます。

今般、御報告させていただく専決処分した事項は、物損事故による損害賠償の額を定める ことに係る事案を1件でございます。

議案書の8ページを御覧ください。

本議案は、本年11月1日に専決処分したものでございます。相手方は御覧の方でございます。事故の概要といたしましては、本年9月7日午前、吉田町住吉地内において職員が草刈り機で除草作業をしていたところ、小石が飛び、隣接する民家の窓ガラスを破損させたものでございます。

和解の内容でございますが、損害金額は1 万2,870円、過失割合は町が100%、相手方がゼロ%でございます。損害賠償の額でございますが、1 万2,870円でございます。この損害賠償の額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険の適用となり、保険から全額負担されるものでございます。

以上が、総務課からの報告事項1件の御説明でございます。

○議長(大石 巌君) 報告が終わりました。

◎散会の宣告

○議長(大石 巌君) 以上で本日の日程は全部終了しました。 御協力いただき、ありがとうございました。 本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時24分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長(大石 巌君) 改めまして、おはようございます。

本日は定例会8日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(大石 巌君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第63号の質疑

○議長(大石 巌君) 日程第1、第63号議案 令和3年度吉田町一般会計補正予算(第9号) についてを議題とします。

これから第63号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出については款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、 また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力 をお願いをいたします。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大石 巌君) 質疑なしと認めます。

次に、歳出、2款総務費についての質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大石 巌君) 質疑なしと認めます。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、楠元由美子君。

○2番(楠元由美子君) 2番、楠元です。

こちら、説明書の7ページになります。民生費、児童福祉総務費の11節の子育て世帯への 臨時特別給付金給付事業費についてになります。

こちらのほう、今月中にはお支払いをするような予定を立てていますが、一応そちらのほ

うもプッシュ型ということで、国のほうが進めているようなことに基づいて行うようにお聞きしております。

ただ、そちらのプッシュ型のほうに入らない高校生及び公務員については、こちらは申請が必要ということで、若干ずれを感じるようなところがあります。同じような世帯のお子様をお持ちの保護者同士の間で、やはり困惑するかと思いますが、そちらのほうの方々へのお知らせのほう、そちらのほうのタイミング等を教えてください。

- ○議長(大石 巌君) こども未来課長、太田順子君。
- ○こども未来課長(太田順子君) こども未来課でございます。

議員からの御質問の中にもございましたとおり、今回の給付金は申請不要のプッシュ型を 目指しているということでございます。国からも、市町村で活用している児童手当システム を使って、中学生以下の児童分には年内に支給するようにというように指示のほうも来てお ります。

時間的なスケジュール的に、大変タイトなスケジュールで今回の給付金のほうは支給しなければいけないということになっております。けれども、国の要請に応じるため、当町も今、努力をしている最中でございます。

そんな中で、中学生の児童手当以外の方の分の周知につきましては、国のほうも、様々なタイトなスケジュールの中、一般的な広報、いわゆる私たちでいうとホームページだとか、LINEだとかを活用した広報で大丈夫だということも国から言われておりますので、そこの周知にとどめさせていただきたいと思っております。

仮に、町で個別にプッシュ型ではない方に周知をこれからすると、同時期のスケジュールとするというふうになりますと、ゼロ歳から18歳の児童をまず世帯別に分類をしまして、または世帯別になっている人から、今回の児童手当分の方々を抜く作業が生じてきます。で、まずその作業をして、その後に世帯宛てに郵送をすることになりますけれども、郵送された方というのは960万の所得制限の調べはしておりませんので、実際にもらえるかもらえないかという調査は一切していないと。こういったことを国からやる、町からこういった事務があるということの周知になります。で、実際にもらえるかもらえないということは、また次のことを待つ形になります。

で、あとは、実際に給付金を支給するときには、年内支給者と同じように、個別にもう一度その方たちにもお知らせをしなければいけないと。これは国のほうで約束になっておりますので、もう一度私たちは郵便で出さなければいけないという事務も発生してきます。

で、議決をいただく日以降に、そういった事務を改めてやる必要があります。しかしながら、年内には先ほども申し上げましたとおり、年内にはまず児童手当のシステムを使って支給する対象者というものが国から示されておりますので、私たちも、その事務を優先をしなければいけませんので、どうしてもタイミングとしては、ちょっとずつ遅れてしまうと。で、遅れてしまうならば、私たちのほうも、年内、1月の上旬くらいには通知を差し上げたいと思っている事務を前倒しにして、実際に960万を調べた後、個別にその方たちに今回給付金5万円いただけますよ、何月何日にお支払いしますよという通知を差し上げたほうが、事務的にも効率的だし、本人たちにもスケジュール感として分かるというふうに考えておりますので、広く一般的な広報というものはホームページまたはLINEでさせていただきたいと思っております。

以上です。

- ○議長(大石 巌君) 2番、楠元由美子君。
- ○2番(楠元由美子君) 2番、楠元です。

詳しく、今、詳細を教えていただきました。ホームページ、LINE等でお知らせするということでしたけれども、すみません、プッシュ型でのところに関わらない方に対して、その方々は郵送のほうが一応、予定ですと1月の上旬あたりということで、答弁だったんですが、やはり12月中に支給される方との、どうしても時期の差があると、やはり不安、困惑される保護者の方もいらっしゃると思うので、そのお知らせですね。LINEとかホームページのお知らせなどは、できればそのプッシュ型の方々に支給するタイミングの時期が一番よろしいかとは思うんですけれども、その辺はどう考えていますか。

- ○議長(大石 巌君) こども未来課長、太田順子君。
- ○こども未来課長(太田順子君) こども未来課でございます。

この予算が可決をいただいた後、通知のほうを差し上げる予定にはなっておりますので、 それと同時に、町のホームページ、LINE等も作業のほうをするようにというスケジュールです。

○議長(大石 巌君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大石 巌君) これで質疑を終結をします。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大石 巌君) 質疑なしと認めます。

次に、9款消防費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、中田博之君。

○4番(中田博之君) 4番、中田です。

消防施設費、修繕料というところで、全協で、3か所の消火栓の修繕がバルブの老朽化に よるものだということでした。老朽化する前に計画的な修繕が必要と考えますが、いかがで しょうか。

- ○議長(大石 巌君) 防災課長、栁原真也君。
- ○防災課長(栁原真也君) 防災課でございます。

現状、今、点検自体なものも定期的に、継続的に実施させていただいているような関係が ございまして、その中で、消火栓の適正な管理のほうを努めていただいているふうに考えて ございまして、今、議員がおっしゃいます予防保全みたいな形のものは、やっていくという のはちょっと、今後検討させていただきたいところでございます。

- ○議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) 4番、中田です。

町内には、約500の消火栓があります。こういったものも、非常時に使えないと意味がないので、今、検討していきますということだったので、ぜひ、そういうところもしっかりとやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長(大石 巌君) 答弁はいいですか。 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大石 巌君) 質疑なしと認めます。 次に、10款教育費についての質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大石 巌君) 質疑なしと認めます。 次に、13款諸支出金についての質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大石 巌君) 質疑なしと認めます。

次に、本議案の質疑を終結をしたいと思いますが、まだ疑義があるようでしたら、全般に わたり質疑を許しますが、いかがでしょうか。

[「なし」の声あり]

○議長(大石 巌君) 質疑なしと認めます。 これをもって、第63号議案についての質疑を終結します。

◎議案第64号の質疑

○議長(大石 巌君) 日程第2、第64号議案 令和3年度吉田町公共下水道事業会計補正予 算(第1号)についてを議題とします。

これから第64号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番(山内 均君) 8番、山内です。

全員協議会のときに、今回の公共下水道事業会計補正予算というものに関して、根拠をお尋ねしたところ、根拠の必要ないだろうという形を言われました。ただし、あの後、私のほうでちょっと識者にお尋ねをしました。そうしたら、それと私も全く同感なんですけれども、これから我々が審議しようとしているのは、工事そのもののよしあしではなくて事業の会計です。事業会計の予算をやるわけです。その中で、町の見解としてお聞きをしたいのは、事業の会計の予算、事業会計ですよ、下水道事業の予算をやるに当たって、根拠がなぜ不要かというのをちょっとお聞きをしたいのです。債務負担行為と併せてお願いいたします。

- ○議長(大石 巌君) 山内議員、その予算の根拠というのは、どういう部分を指して質問を していますか。もう少し明確に質問をしていただきたいと思いますが。 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) 明確であるかどうか、このあれを見ると、ここに出ているのは限度額

しか出ていないんです。限度額しか。当然、限度額に達する予算を、どのような形で計算を していますかということです。もちろん、前回副町長の意見はお聞きしましたので、ぜひ、 理事の見解もお聞きをしたいと思っています。よろしくお願いします。

- ○議長(大石 巌君) 副町長、平井光夫君。
- ○副町長(平井光夫君) すみません、私、前回この根拠のことについてお答えしたつもりはなくて、議員が決算の資料を基に説明を、何かこれを出せというようなことをおっしゃったので、それで議員のほうが、その辺については質疑されなかったというだけで、全協のときに記憶しております。根拠について、私が何か、特に申し述べたという記憶はないんですが、そういうことでよろしいですか。
- ○議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) 前回にお聞きをしたときに、議長のほうから債務負担行為の詳細の説明をされました。その中に、この根拠というものに関して、私としては否決を否定されたと思っております。ただし今回、補正という形が、それが正しいかどうかというと、非常に疑問なんですけれども、今回、この段階で工事、債務行為を超えた工事をここで承認をしたとします。それで前回、副町長はその次に3月に予算がまた出てきますと言った。ただし、ここで今日、何もなしで認めたときに、正確な予算が出てきて、それが私は拒否をすることができるとは思っていないです。今が一番大事なときである。今日が一番大事なときなんです。そうしていくと、どうしてもこういう予算であって、事業会計の予算である以上は、その根拠、例えば、決算のときにも私、ちょっと言おうと思ったのは、例えば、200くらいの管を使うのか、300にするのか500のやつを使うのか、少なくともそういう根拠はなければ、金額ってはじき出すことができないはずなんですよね、予算というのは。そうすると、そのときの一番大事な、今日、補正っていいながら一番大事なことなんです。絶対、もう拒否できませんから。私はもう反対するつもりでいますけれども、今日賛成をした方は、もし拒否をしたら、これ、アウトです。アウトなんです。そういう思いで、私としてはそこの見解をお聞きしたいです。

副町長、先ほど、すみません。副町長さんからお聞きしましたので、ぜひ理事なり、担当者、課長に聞くのはちょっと違いますので、ぜひその辺の回答をお願いしたいと思います。

- ○議長(大石 巌君) 山内議員。内容確認のときに、この債務負担に係る工事については、 575.5メートルというような数字も示されていますので、そうした事業内容については、内 容確認の場で皆さんで議論をされたと思うんですけれども、それ以上の答弁を求めますか。 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) この前言った、五百何メートルのやつは、どの大きさのを使うんです か。当然そういう返事が出る以上、そういう判断をしていると思いますけれども。
- ○議長(大石 巌君) 上下水道課長、山脇一浩君。
- ○上下水道課長(山脇一浩君) 上下水道課でございます。 今の御質問の口径につきましては、管渠工事につきましては、リブ付硬質塩ビ管というも のの管の200ミリの管を敷設する計画になっております。 以上です。
- ○議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) 今、課長が答えてくれたのは、私としても、私はもう、自分はプロだ

と思っていたから、大体それは分かるんです。分かるんです。ただし、今、課長が初めて答えた。そのやつが、500の管を使ったときはどうしますか。500の管を使ったときに、誰が判断しますか。要するに、資料として我々に出されない以上は、議員の役割として果たせないわけですよ。審議ができないということ。私の判断は。で、外の識者もそういう判断をした。そこをお伺いしたいんです。そこを。

○議長(大石 巌君) 山内議員。御本人の意見ということで伺っておけばよろしいですか。 質疑には多分なっていないと思います。

[「なっているはずですよ。何で根拠が要らないんですかという、どういう判断で、何の 法律の下でやっていますかという。ちょっと待っていてください。今、俺、数字の中で話を するから」の声あり]

○議長(大石 巌君) 暫時休憩とします。

休憩 午前 9時17分

再開 午前 9時19分

○議長(大石 巌君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

ただいまの出席議員数は13名であります。

理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長(谷澤智秀君) 企画課でございます。

まず、先ほど来、債務負担行為の法的根拠という、根拠ということで言われておりましたが、こちらにつきましては、地方自治法の214条に債務負担行為の規定がございます。こちら、ちょっと読み上げますと、歳出予算の金額、継続費の総額または繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならないということがあります。で、今回この214条の規定を受けて、予算で債務負担行為を今回お認めいただこうということでお願いをしているものです。

で、この議決要件というか、中身でございますが、こちらにつきましては、地方自治法の施行規則におきまして様式が定められておりまして、その中では、債務負担行為につきましては、事項、それから期間、債務負担行為の期間ですね、何年間、いつまでなのか。それからあと限度額です。この3つを債務負担行為におきましては議決をお願いするということになりまして、今回、債務負担行為のお願いをしているという、根拠的にはそのような形となっております。

以上でございます。

- ○議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) ありがとうございました。

私もそれ読んでいますので、大体その上でお聞きをしているんです。今言った限度額というところに、予算として当然出てくるわけですよね。予算の話なんですね、限度額というのは。予算の数字の話なんですよね。その中では当然、町の人たちが負担する税金であるとか、そういうものが全て含まれて、一つの事業としているわけです。

私が思うのが、下水道事業会計なんですね。今、我々が確認しようとしているのは。それ と、事業会計の中には、当然、今言った債務負担行為の中での条件として限度額が出てきま す。当局からの限度額が出てきます。その限度額が、私が一番問題にしようとしているの は、その限度額の根拠が議員に示されていないということ。多分、国交省もそんなこと言っ ていないはずですよ、聞いたら。だって、その1億780万円が3億5,000万円でもいいわけで しょ。根拠がないんですから。私が心配しているのはそこなんです。一つの流れの中で、そ ういう定義、結論に導くためのいろんな方程式があるじゃないですか。その方程式の過程を 見せてくださいねと。それで、その過程でしか、我々は示されたものがこれしかないとなる と、そのものでしか判断できないんですね。今、五百何メートルと言われましたね。200は 初めて言われました。200ね。で、町単でやるときは、もっと細くなるでしょ。これは、 我々が今まで経験をしていた、当局がこういうやっていてくれたものに関する、我々の同じ 予測の性善説から物事を私も判断している。でも、それが、ここで私の性善説が外へ出たと きに、そこのよしあしは、やはり性善説だけではないということです。首をかしげられても 困るんですけど。それだけなんです。ですから、その辺のやつを、今はなかなか難しいこと だとは思うんですけれども、少なくとも、見える、必要な部分は見せていただきたいという ことでございます。この見解をお願いしたいです。いいですか、議長。分かりましたか。

- ○議長(大石 巌君) 山内議員。これまでも、この1億780万円の根拠については、575.5メートルが200ミリというようなことでの工事を予定をしていると。で、限度額ということですので、来年の予算の中では、この限度額の範囲内での工事費の予算が提示されるものということが想定をされるわけですが、それ以上のもので、何か答弁を必要としますか。 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) 議長にちょっとお聞きします。限度額という意味は分かりますか。限度額って。限度があって、その中の最高の額なんです。これ以上はいけませんよという額なんです。それはそうでしょう。限度額って。そうすると、その中の数字が、本質としては限度額が、今言った初めでは200とか出てきたときに、そのときにどこで根拠を出したんですかというやつが、一番最初の疑問なんです。
- ○議長(大石 巌君) 上下水道課長、山脇一浩君。
- ○上下水道課長(山脇一浩君) 上下水道課でございます。

この限度額、1億780万円の根拠につきましては、今回、施工延長しまして575.5メートル施工するに当たりまして、管渠としては先ほど言ったリブ付硬質塩ビ管を200ミリ。町単も公共も200ミリで施工するものになります。この積算につきましては、下水道事業なので下水道の積算基準書に基づいて積み上げて計算して、はじいたものがこの限度額、1億780万円の基になるものになります。

以上です。

- ○議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) すみませんね。今、課長が言われた限度額、はじいたもの、公式をもってはじいたものがなりますよということですね。それはやはり、それを示してもらわないと。示してもらわないと分からないです、私には。私が議員やるときには、とてもそんなことなんか通りませんよ。だから、一番最初に申したのは、そういう資料を、少なくとも今言われた資料を出していただければ、その中での判断はしますよという話だったんですから、

ぜひ、この辺で、私としては債務負担行為の内容は分かりますけれども、その限度額、こういう範囲があった、その中で最高限度額を出されたときには、もうそこにいくわけでしょ、数字が。そこにある根拠に。根拠で、計算、根拠で出していますから。

それと限度額ではなくて、現実に近い限度額、限度額に近い現実しかないと思うんですよ。それが数学なんです、私の中では。だからそういう意味で、皆さんがどういう判断するか知らないけれども、私としてはそういうものを出していただいて、そして出したものをやっていただきたいということなんです。その判断をお願いをしたんです。今、その説明されておりますけれども、これ、世の中に出ますよ。こういう形でね。限度額として。そうすると、本当に大丈夫かねという心配、その心配なんです。私がするのは。是非、皆さんの判断をお伺いしますけれども、私としてはそういうことです。ですから、やはりその税金が絡むことですから。ぜひ、その辺を教えていただきたいなと。ぜひ、感覚として持っていただきたいということです。一つはそれです。

○議長(大石 巌君) 答弁を求めますか。御意見として伺っておけばよろしいですか。 先ほど、理事兼企画課長のほうから、地方自治法214条、それから施行規則で様式、事 項、期間、限度額、こういうものが示されているということで、これが議案として出ている わけですので、議案としてはこれで、内容については明示されているというふうなことにな ると思いますが、それ以上の何か、求めますか。

- ○8番(山内 均君) 何度も言いますけれども、税金を投入してこういう事業をするに当たっては、やはりそこに町の人たちが納得できる根拠というものが最初に示されて、そしてそれをやっていただきたいと。間違っていたらちょっと、言ってみてください。何が間違って
- ○議長(大石 巌君) 副町長、平井光夫君。

いるか。それはもう一回尋ねますから、識者に。

8番、山内 均君。

- ○副町長(平井光夫君) 多分、積算の資料をちゃんと出せということなのかなと今理解したんですが、今この補正予算という形で一つ出しているからそうおっしゃるのかもしれませんが、当初予算のときに、全てのものに、全て積算がございます。それを全て出せということになろうかと思いますが、そういう御意見でしょうか。
- ○議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) 残念ながら、そのようなことは言っているわけではないです。全部出せとは言っていないんです。今言った根拠になるものを出していただけて、予算のときと同じようにやってくださいということなんです。下水道予算そんなことないでしょ。ちょっと、副町長、全部否定だから、理事、ちょっとお願いします。
- ○議長(大石 巌君) 理事兼企画課長、谷澤智秀君。
- ○理事兼企画課長(谷澤智秀君) 企画課でございます。

今、議員のほうから根拠を含めてありましたが、まず、今回お願いをしておりますのは、 あくまでも債務負担行為をお認めいただけるかどうかということの議案ということを、ま ず、そこは御承知していただいているかというふうに思います。

で、今までのお話を伺っておりますと、いわゆる工事の予算で言いますと、工事を積算して予算化するわけですよね、工事として。当初予算と補正予算もそうですが、そうしたことで計上するわけですが、あくまでも今回、限度額と、この工事をお認めいただきたい。工事

というか、具体的な工事ではなくて、今回はあくまでもこの行為をお認めいただきたいということをまずお示しをお願いをしているわけです。

で、そうした中で、先ほど根拠ということで言われておりましたが、上限の、そこは先ほどお尋ねをいただいて、担当課長のほうは答弁をさせていただいているものですから、そうしたことで御理解をいただきたいというのがあります。

で、一つは、議員のほうから、恐らくは当初予算のときに工事名、いわゆる工事名であるとか内容ですね、工事の。それから金額、延長等、一覧を参考資料として出させていただいていると思います。恐らく、そうしたものが欲しいということを多分言われているのかなというふうに、私は理解は今、しておりますが、この点につきまして、今回、債務負担行為ということでお願いはさせていただいているわけですが、その資料については、今後検討はさせていただければというふうには思いますが、まずは、あくまでも詳細なところは出ませんので、この形の行為というのは法で認められたものとして、今回、議案として上程させていただいておりますので、そうしたことで御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

- ○議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) ありがとうございます。

まず、私が言いたいのはそこなんです。実際そうなんです。何も分からない中で、数学の中で方程式を出すときに根拠がない方程式なんてないわけですから、その辺の認識をしていただきたいと思います。一つはそれです。

もう一つお願いします。いいですか。

- ○議長(大石 巌君) 質疑をお願いします。今の件はよろしいですね。 質疑をお願いします。
- ○8番(山内 均君) 全員協議会の中で同僚がお聞きをしました、今回の予定の区画の中での、何件、何戸が予定に入っていますか。30戸中14戸といいますかね。14戸ですね。約48%くらいですね。それを、富士見区画整理で聞いたときも、80戸中44戸、約48%。不公平な税を投入して、そしてそれをやったときに、町としてはそれでいいんですか。とても事実だとは信じられない。理由は、何で浄化をするか。生活環境のために、同じような下水であり、いろんなやつが示されてきたわけですね。根拠が変わってきた、平成2年から。そういう根拠の中でやっているときに、やはり効率的にやるならそういう形の、税を一番効率よく使っていただく方法を考えてほしいと思います。その48%しか接続を予定をしていない工事を、町としてはどういうような形で認識をしているんですか。いいです、課長の話は。執行部の話を聞きますから。
- ○議長(大石 巌君) 上下水道課長、山脇一浩君。
- ○上下水道課長(山脇一浩君) 上下水道課でございます。

今回も下水道事業計画区域の話であると思います。ここにつきましては、現在事業計画区域として、県との協議で定めた、都市計画法で定めた、で、認可をいただいた区域になっております。また、下水道法につきましても、県との協議をして、この区域を下水道で整備するというものになっている中で、今、下水道環境未整備となっている区域につきまして、進捗を図って、下水道事業の概成を図ることで進めている管になるので、ここは御理解していただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) 山内です。

聞こうとしているのはそういう理由じゃなくて、理解をしていただきたいということではなくて、我々が理解をするにあたって、48%しか接続できない工事の中に、何で無理して下水をやらなければいけないのですか。過剰設備じゃないですかと。その判断はどういうことで判断しますかという、ぜひ、お願いをいたします。

- ○議長(大石 巌君) 理事兼企画課長、谷澤智秀君。
- ○理事兼企画課長(谷澤智秀君) 企画課でございます。

こちらの浜田土地区画整理事業のところですね。今回の工事予定箇所につきましては、先ほど来、担当課長が申し上げましたとおり、都市計画区域になっておりますので、こちら下水道を推進する区域ということで、下水道を導入していくということになるかと思います。

で、先ほど来48%ということで、数字がそこで止まっているようにちょっと思うんですが、その48%がずっとこうなるという根拠が私は理解できないところがありまして、その点の48%を示されているところがちょっと理解できないところがあります。ちょっと、その辺はお願いします。

- ○議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) 48%は、特にその48にこだわっているわけではなくて、実際には、富士見をみたときもそういう形で、駐車場とか資材置場に使われていますよと、ああいう形が延々としてもし残っているとしたら、税は何で投入するんですか、これ。合併浄化槽だったら何も要らないじゃないですか。同じ条件だってできるわけですから。外でも同じことを言っている人が多いですよ。私もそう思います。それはどうしても、途中で、いろいろイノベーションをしていましたからね。それによって合わせていくのは当然だと思いますけれども。そこなんです。それは、町としてはそれでよしとしているのか。そのところを聞きたい。やはり一番、税を使う以上、効率的なものをやっていただきたいということなんです。
- ○議長(大石 巌君) 副町長、平井光夫君。
- ○副町長(平井光夫君) この件についてはもう何度も何度もお伝えしているとおりなんですが、下水道、どう効率的に整備していくかということについては、昨年来、汚水処理ビジョンだとか経営戦略というのを立てて、面積の縮小も図り、そういった形でやってきました。それは全員協議会でも平野議員の御質問に答えたとおりでございますし、今も答えたとおりでございます。で、そういった形で今、課長も理事も同じような答えをしましたけれども、法律に基づいた形で、そこはもう下水道整備する区域ということで、県からも認可をいただいておりますので、我々はそこは下水道が整備するのが最も効率的だということで進めてきているという経緯があります。その辺はもう、毎回毎回お答えしているとおりでございます。

以上です。

- ○議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) 大事なことだから何回でも聞きますよ。やはりそれは、認可を確かに していますけれども、今回、790から379に減らしたでしょ。その根拠と同じなんですよ。や り切れなくなるわけです。これは、全部やったときに1,000億以上かかったときに、それは

もう町がもたないということで、やると思うんです。私としては、その心配です。将来への心配。それをやっていただきたいということです。もちろん、いいですよ。もういいですよ。でも、思いとしては、私は議員ですから、町の人たちの思いを伝えて理解をしてもらうような形を持ってこなきゃいけないものですから、そこだけです。なので、副町長、同じことを同じことを何回も、と言いますけれども、これに関しては、私としては本当に重要な、私のミッションだと思っておりますから、何回でも聞きます。申し訳ないけれども、そういう形で、町の人たちの代弁をする、私の役割ですから、それに関して御質問したいと言えば、そういう形でさせてもらいますので、これ以上やりはしませんけれども、ぜひその辺をしっかりと酌んだ、効率的なものであるということをやっていただきたいし、我々も本当は犠牲になりたくないんです。そうでしょ。犠牲って言葉が出ちゃうんです。何もしないで資材置場に使われちゃうと、お金を。ということなんです。ぜひ、その辺も酌んでいただいて、回答は要らないですけれども、回答はいいと思いますけれども、私の思いであり、町の人たちの、関係者の思いは、ぜひ酌んでいただきたいということです。そういう話です。工事はどこで止めるかという話です。

よろしくお願いします。回答はいいです。

○議長(大石 巌君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大石 巌君) これで質疑を終結をします。

◎散会の宣告

○議長(大石 巌君) 以上で本日の日程は終了いたしました。 御協力いただき、ありがとうございました。 本日はこれをもって散会といたします。 御苦労さまでした。

散会 午前 9時41分

開議 午前 9時00分

○議長(大石 巌君) 改めまして、おはようございます。 本日は定例会9日目でございます。

◎開議の宣告

○議長(大石 巌君) ただいまの出席議員数は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長(大石 巌君) 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第57条第1項及び第2項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可をしております。また、同条第3項の規定によりまして、質問の順序は通告順といたします。

1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はありません。

それでは、順番に発言を許します。

◇中田博之君

○議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。

〔4番 中田博之君登壇〕

○4番(中田博之君) 4番、中田です。

私は、さきに通告してありましたとおり、抗原キットの活用について質問します。

新型コロナウイルス感染症については、現在、一時期の猛威が収まり下火状態でありますが、識者によれば、第6波による感染拡大も心配されています。

感染拡大によるクラスターの発生や医療機関の逼迫を防ぐ観点から、国・県から幼稚園や 小学校及び中学校等への簡易かつ迅速に検査が実施することができる抗原簡易キット、以下 キットという、の配布がありました。

同キットは、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校高等部においては、教職員や生徒が使用することを想定しており、幼稚園、小学校、中学校などの小学部及び中学部においては、教職員が使用することを基本に想定しております。

児童生徒が登校後に体調不良を来した場合は、保護者に連絡の上、速やかに帰宅させ、医療機関を受診させることが原則ですので、引き続き、この対応を徹底し、その上で、すぐ帰宅することが困難な場合や地域の実情により、直ちに医療機関を受診できない場合に限るな

- ど、補完的な対応として小学校4年生以上の児童生徒がキットを使用するとしています。 そこで、備えとしてキットの活用について以下の質問をします。
- (1) 医療従事者が常駐していない施設では、職員や支援員へのキットの使用には本人の同意の下、検体採取に関する注意点などを理解した職員の管理下で、適切な感染防護を行いながらキット検査を実施する必要があるが、保育園や学童保育施設には医療従事者が常駐していない。そうした場合、保健センターから研修を受けた職員を派遣することで、感染防護を行いながら適切な検査ができると考えるが、町の考えは。
- (2)児童生徒が登校後に体調不良を来した場合、補完的な対応として、あらかじめ十分な説明の上、本人と保護者が同意した場合、町は小学校4年生以上の児童生徒にキットを使用する考えはあるか。
- (3) キットによる検査は有効と考えるが、使用期限がある。今回、無償配布されたキットの使用期限が切れた場合、新たに購入する考えはあるか。
- (4) 災害が発生した場合、避難所に避難をしてくる方や長期避難生活で体調不良を訴える 方もいる。直ちに医療機関で受診しPCR検査ができない場合、キットを用いて検査を行う ことでクラスター発生防止になると考える。そこで、保健センターにキットを常備し、必要 なときにキットと保健センター職員を避難所へ派遣し検査をする考えはあるか。
- (5) 感染拡大期には、医療機関が逼迫することも考えられる。そこで、町の診療所などの 医療機関にキットを配布することで感染者の早期発見、早期対応が可能と考えるが、町の考えは。

以上、よろしくお願いします。

○議長(大石 巌君) それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長(田村典彦君) 議員の御質問にお答えする前に、抗原簡易キットについて御説明いた します。

抗原簡易キットは、新型コロナウイルスを構成する成分でありますたんぱく質、すなわち 抗原を検出する抗原検査のうち、迅速に検査が可能な抗原定性検査を実施することができる もので、薬事承認を得ているキットでは、鼻腔や鼻咽頭のぬぐい液で検査を行うこととなっ ております。

この抗原定性検査は、医療従事者の管理下で行うことが原則とされておりますが、医療従事者が常駐していない施設などにおいて、職員等に発熱や咳など新型コロナウイルス感染症の症状が発生をし、直ちに医療機関を受診することができない場合は、感染拡大を防止する観点から、検体採取に関する注意点などを理解した職員の管理下で実施できることが、国のガイドラインで定められております。

また、医療従事者の不在時における抗原定性検査は、被検者本人の同意を得た上で、検査の実施方法を理解し、他者の介助なしで鼻腔ぬぐい液の自己採取を行うことが可能な場合に限り実施できるものですが、検査の実施により、偽陽性や偽陰性になる場合がございます。

したがいまして、キットによる検査結果が絶対ではないことに留意し、国の示す手引にありますように、有効にキットを活用するためには、必要に応じて関係医療機関とも相談の上、利用した結果が陽性・陰性のいずれの場合であっても、速やかに医療機関の医師による

診察を受けるように促し、適切な感染拡大防止措置を講じる必要がございます。

議員御質問の抗原簡易キットの活用についてのうち、2点目の質問につきましては、児童 生徒に関する内容でございますので、教育長から、その他の質問につきましては、私からお 答えいたします。

それでは、1点目の、医療従事者が常駐していない施設では、職員や支援員へのキットの使用には、本人の同意の下、検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下で適切な感染防護を行いながらキット検査を実施する必要があるが、保育園や学童保育施設には医療従事者が常駐していない。そうした場合、保健センターから研修を受けた職員を派遣することで、感染防護を行いながら適切な検査ができると考えるが、町の考えは。についてお答えいたします。

保育園や放課後児童クラブには、8月下旬に静岡県から1施設当たり10回分の抗原簡易キットが配布されております。

このキットは、保育園等の従事者が出勤後に発熱等の症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって、感染の拡大を防止する観点から配布されたもので、施設の全職員を対象とした定期的な検査を目的とするものではないという説明を受けております。

町では、保育園等の従事者が出勤前に発熱等の症状が現れた場合は、出勤せずに医療機関を受診すること、出勤後に発熱等の症状が現れた場合には、早退して直ちに医療機関を受診することを基本に、感染拡大の防止に努めておりますので、キットを使用する機会は少ないと考えております。

議員の御質問にありますように、医療従事者が常駐していない保育園等でキットを使用する必要が生じた場合は、あらかじめ検査に関する研修を受けた職員の管理下で自己採取をすることとなっておりますので、必ずしも保健センターから研修を受けた職員を派遣するという想定はしておりません。

今後、新型コロナウイルスがどのような感染状況になっていくのか予測はできませんので、関係する職員は検体採取に関する研修を受講し、不測の事態に対応できるよう準備をしております。

次に、3点目のキットによる検査は有効と考えるが使用期限がある。今回、無償配布されたキットの使用期限が切れた場合、新たに購入する考えはあるか。についてお答えいたします。

今回、国や県から無償配布されたキットの使用期限は様々でございますが、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく対応状況や、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、必要があれば購入を検討したいと考えております。

次に、4点目の災害が発生した場合、避難所に避難をしてくる方や長期避難生活で体調不良を訴える方がいる。直ちに医療機関で受診しPCR検査ができない場合、キットを用いて検査を行うことでクラスター発生の防止になると考える。そこで、保健センターにキットを常備し、必要なときにキットと保健センター職員を避難所へ派遣し検査をする考えはあるか。についてお答えいたします。

避難所において、発熱等の症状がある方で、直ちに医療機関での受診ができない場合につきましては、必要に応じて町の保健師を避難所に派遣し、キットを使って感染状態を推定するとともに、避難所内に体調不良者の専用スペースを確保し、その場所で避難生活を送って

いただくことで、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図ってまいります。

また、キットにつきましては、役場庁舎内において保管をしており、キットが必要な際は、職員が役場庁舎から各避難所等に配達する体制を既に整えております。

次に、5点目の、感染拡大期には医療機関が逼迫することも考えられる。そこで、町の診療所等の医療機関にキットを配布することで、感染者の早期発見、早期対応が可能と考えるが、町の考えは。についてお答えいたします。

発熱等の症状がある方で、かかりつけの医療機関がある場合はかかりつけ医で、ない場合は、発熱外来等のある医療機関において医師からの診察を受けることとなります。

各医療機関でのキットの使用につきましては、医師の診療における必要性の判断に基づく こととなりますので、町といたしましては、現在のところ各医療機関にキットを配布する考 えはございません。

しかしながら、今後、新型コロナウイルスの感染拡大した場合には、医療機関等の状況を 把握するとともに、関係機関と連携し、必要に応じて町としてできる範囲の適切な対応をし てまいりたいと考えております。

○議長(大石 巌君) それでは、教育長、答弁をお願いします。 教育長、山田泰巳君。

〔教育長 山田泰巳君登壇〕

○教育長(山田泰巳君) 私からは、2点目の児童生徒が登校後に体調不良を来した場合、補 完的な対応として、あらかじめ十分な説明の上、本人と保護者が同意した場合、町は小学校 4年生以上の児童生徒にキットを使用する考えはあるか。についてお答えいたします。

抗原簡易キットは、現在、国から210回分、県から40回分が本町に配布されており、各小中学校及び役場庁舎内において保管しております。

議員ご指摘のとおり、配布されたキットは、教職員が使用することを基本的に想定しており、教職員も児童生徒も、発熱等の症状がある場合には、帰宅して医療機関を受診することを基本としておりますので、学校において児童生徒にキットを使用することは非常に限定的なものと捉えております。

学校では、これまでも、児童生徒が登校後に発熱等の症状が見られた場合は、文部科学省作成の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき、他の者との接触を避けられるよう別室で待機させた上で保護者に迎えを依頼し、医療機関への受診を勧めてまいりました。

また、保護者の迎えにつきましては、緊急時の連絡先を学校が把握しておりますので、コロナ禍に限らず、これまで困ることなく保護者連絡ができている状況でございます。

キットによる検査は、あくまで簡易的なものでありますので、たとえ検査を行ったとして も医療機関において確定検査を再度行う必要があり、学校において検査を行うメリットは極 めて小さいものと捉えております。

したがいまして、これまで学校が行ってきた対処方法で十分に対応できておりますので、 現時点ではキットを児童生徒に使用することは考えておりませんが、今後、感染状況の悪化 に伴い、医療機関の逼迫の度合いが高まった場合には、児童生徒に対するキットの使用も含 め、状況に合わせた対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長(大石 巌君) 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

4番、中田博之君。

○4番(中田博之君) 4番、中田です。

答弁ありがとうございました。

現在、感染状況が落ち着いている状態なので、PCR検査が1番有効だと思いますが、今後、オミクロン株などの感染が心配されていますので、今後、医療の逼迫した状況も含め、再質問したいと思います。

まず1点目、キットを使用する必要が生じた場合、あらかじめ検査に関する研修を受けた 職員の下ということで、研修を受けた職員は、保育園または児童クラブでは何人いますか。

- ○議長(大石 巌君) こども未来課長、太田順子君。
- ○こども未来課長(太田順子君) こども未来課でございます。

各園につきましては、園長と園長補佐が研修のほうを受けさせていただいております。クラブにつきましては、クラブの職員が全て会計年度職員でありますし、少ない人数でクラブのほう運営しておりますので、検査をするときに立ち会うとなると子供たちの安全管理上ちょっと問題が生じるかなと思いまして、クラブで検査を行う際には、こども未来課のほうからクラブのほうに検査を受けた職員が行こうというふうに考えております。

こども未来課の中には6名が受講のほうしております。

以上でございます。

- ○議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) 4番、中田です。

6名、こども未来課から行かれるということだったんですけれども、先ほども答弁ありましたように、各放課後児童クラブでやっぱり検査をしている人と、今回こども未来課から6名行くんですけれども、行く人数というのはやっぱり1名で行かれて立ち会うという形ですか、それとも2名で行かれるということですか。

- ○議長(大石 巌君) こども未来課長、太田順子君。
- ○こども未来課長(太田順子君) こども未来課でございます。

基本は自主採取ということになっておりますので、検査を受ける本人、それと立会者、立会者というか検査を受けた方ということになっておりますので、ガイドラインにも人数等は明記されておりませんので、1名というふうに考えておりますけれども、1名行く方が不安があるとなれば、仕事の支障がないならば2名という派遣も考えております。

以上です。

- ○議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) 4番、中田です。

このキットを用いて検査する際に、被検者と現場の職員が立ち会うことで業務に支障が出ると考えていますが、今、支障が出ないように行くということだったんですけれども、その際に研修を受けた職員は、具合の悪い被検者が検査キットを用いて自己採取するということでしたが、それがしっかりできているかを確認することが、今回行かれる人の立ち会うということの意味で間違いないでしょうか。

〔「そうです」の声あり〕

○4番(中田博之君) 了解しました。

じゃ、その際に……すみません、答弁をお願いします。

- ○議長(大石 巌君) こども未来課長、太田順子君。
- ○こども未来課長(太田順子君) こども未来課でございます。 そのとおりでございます。

[「ありがとうございます」の声あり]

- ○4番(中田博之君) では、研修を受けた職員は立ち会いに当たり、キットを使用する際に 被検者が適切に自己採取を行えるかを確認した後、採取などの手順、説明を被検者にする必 要がありますが、どのような方法で被検者が採取をする方法を考えていますか。
- ○議長(大石 巌君) こども未来課長、太田順子君。
- ○こども未来課長(太田順子君) こども未来課でございます。

いただいた検査キットには各種メーカーの名前がありまして、そのメーカーの厚労省のホームページからどこのメーカーのキットが配られたか、そのメーカーのところのホームページに入っていて研修を受ける形になるんですけれども、そこからダウンロードで検査を受ける方にはこんな方法で受けてくださいというペーパーが打ち出されるようになりますので、それを被検者のほうにも一緒に見てもらいながら検査をするような形と考えております。

- ○議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) そうすると、ダウンロードするとか時間等もかかると思うんですけれ ども、私思うには、説明するキットの製造メーカーが提供する動画や使用方法などの手順を 紙面などで分かりやすくあらかじめ作っておくことで、被検者に自己採取を有効に使えると 思うんですけれども、そういったもう少し簡易的な、もう受けるときには、もうすぐにでき ますよという状態にしておくのがよいかと思うんですけれども、その辺の考えは。
- ○議長(大石 巌君) こども未来課長、太田順子君。
- ○こども未来課長 (太田順子君) こども未来課でございます。

既にペーパーのほう打ち出してありますので、実際やるという想定でというか、やる場合は紙を持って行くことが可能になっております。

以上です。

- ○議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) じゃ、やることはもう想定されているということなんですけれども、 やっぱり保育園や学童保育施設には医療従事者がいないということで、職場内でそういう検 査があるということは、もう周知はされていると考えてよろしいでしょうか。
- ○議長(大石 巌君) こども未来課長、太田順子君。
- ○こども未来課長(太田順子君) こども未来課でございます。

やることというのは検査をやるという意味ではなくて、ペーパーを持って持参するという 意味でということでお答えしますけれども、既にクラブまたは保育園につきましては、こう いった抗原簡易キットというものがあるということは職員のほうは周知してございます。 以上です。

- ○議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) やることは周知されているということですけれども、やっぱりそうい うものがあることを周知した上で、どういうふうにやるかというところまでしっかりマニュ アルとして作っておけば、万一発熱等があって、病院等が休診の時などにもすぐに対応でき

るかと思うんですけれども、そのあたりについてはどのように考えていますか。

- ○議長(大石 巌君) こども未来課長、太田順子君。
- ○こども未来課長(太田順子君) こども未来課でございます。

マニュアルというのは検査の方法を言っているのか、検査をやった後の一連の病院までに 行くまでの経過のことを言っているのか、その辺をちょっと反問になりますけれども、よろ しくお願いします。

- ○議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) まずは、まずそのキットがあるということがまず皆さん、園の中で承知をしている状態がまず必要だということ。もう一点は、そのキットを使用するまでの使用する方法等も全員が周知している状態であれば、速やかに検査ができるということで、まず1点お願いします。
- ○議長(大石 巌君) こども未来課長、太田順子君。
- ○こども未来課長(太田順子君) こども未来課でございます。

園の職員またはクラブの職員は、こういった簡易キットがあるということが既に承知をしておるということは先ほどもお答えさせていただいたとおりです。やり方につきましては、こういったところでホームページを見ればやり方が書いてあるということも、もう職員承知しておりますので、見られる職員はもう見ていただいていると、ただ、見ていない職員ももしかしたらいるのかもしれませんので、そういった場合は、私たちがペーパーを持ってやる場合に立ち会うという方法で考えております。

以上でございます。

- ○議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) そうしますとやっぱり、見られる人は見られる、ただ、見られない人はやっぱり見られないといったところで、全員の意思疎通みたいな形で、そういうのがあるんだよというふうな状態にしておくほうがいいかと思うんですけれども、そのあたりはどうでしょうか。全員に周知できないでしょうか。
- ○議長(大石 巌君) こども未来課長、太田順子君。
- ○こども未来課長(太田順子君) こども未来課でございます。

あくまでも検査を受けるというのは本人が同意した上でということが前提になっておりますので、検査をしようという気持ちがある方は動画を見ている可能性が高いというふうに思っております。もう初めから私は検査を受けたくないという方に無理矢理やる検査ではないと考えております。

以上です。

- ○議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) もちろん本人の同意の下というのが前提になっておりますので、その 同意の下でやりたいと思う方がもし動画等で見られなかった場合にを指して質問させていた だいたんですけれども、やっぱり全員が同じ環境の下で検査を受けることが自分の意思でで きるようにするところが1番いいのかなと思って質問させていただきましたけれども、どう でしょう。
- ○議長(大石 巌君) こども未来課長、太田順子君。
- ○こども未来課長(太田順子君) こども未来課でございます。

改めてこちらからこういったものがあるということの周知は可能ですので、今後、職員の ほうに向かって周知することはやっていきたいと思っております。

- ○議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) じゃ、周知のほうは、それでよろしくお願いします。

では、周知ということで、その次が、新型コロナウイルスの感染者状況見ながら必要があればということで、すみません、失礼しました。不測の事態にも対応できるよう準備していまいりますということで答弁をいただいたんですけれども、では、この実際にキットを使用して陰性か陽性かを検査するということになった場合、医療機関をあらかじめ決めておくことが必要と思いますが、実際にキットを使用した際、これかかりつけ医に行くのですか、それとも町が指定する医療機関で受診するのか、この受診についてはどちらを考えているのでしょうか。

- ○議長(大石 巌君) 健康づくり課長、増田稔生子君。
- ○健康づくり課長(増田稔生子君) 健康づくり課でございます。

受診に関することですので、健康づくり課から御対応させていただきたいと思います。

基本的な受診方法につきましては、かかりつけ医がいる場合はかかりつけ医に、いない場合は発熱外来等を持つ医療機関等ということで、町長の答弁の中にもございましたが、そういった受診方法を想定をしております。町がどこのお医者さんにかかってくださいというようなそういった指示といいますか、そもそも町が指定する医療機関はございませんので、そういうことは難しいというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) 了解です。かかりつけ医に基本的には受診するということだったんですけれども、かかりつけ医の中には、休診だったり時間外という受診ができないような状況もあると思うんですけれども、そういったときにはどのように考えていらっしゃいますか。
- ○議長(大石 巌君) 健康づくり課長、増田稔生子君。
- ○健康づくり課長(増田稔生子君) 健康づくり課でございます。

通常の日常においてもかかりつけ医に受診したいと思った場合、自分が体調を崩した場合に受診したいときにかかりつけ医がいない場合には、休診の場合には、ほかの医療機関等受診をしていただいているというふうに承知をしております。

一般的な休日等に、そういう場合には休日当番医等の受診をしていただくというような状況になっておりますが、今回の新型コロナウイルス感染症の受診の仕方といたしましては、もう一つ、県が持ちます発熱等相談センターのほうに24時間体制で相談を受けていただいておりますので、そちらに電話をしていただく、または現在、県のほうでホームページ上でその発熱等の受診ができる医療機関というものを、医療機関の同意を得た上で公表をしている医療機関もございますので、そちらのほうを見ていただくといった何パターンかの受診方法があるというふうに皆さんにお知らせをしていきたいというふうに考えております。

現在、町のホームページでも受診をする際の、発熱等した場合の受診の仕方ということで お知らせをさせていただいております。

- ○議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) 今、そういうふうな感じで答弁いただいたんですけれども、やはりそ

ういった不測の事態とかもあると思うんで、これこれこれにはこうするとかそういうふうな マニュアルみたいな形で一連の流れを作ったものを、保育園や学童保育の支援員さんたちに も提示しておけば、速やかに医療機関への受診等も考えられると思うんですけれども、そう いったキットを使用した際のその後の受診までの流れというのも作ってはあるんでしょう か。

- ○議長(大石 巌君) こども未来課長、太田順子君。
- ○こども未来課長(太田順子君) こども未来課でございます。

先ほど来からキットを使う際にはこういった使い方をしなさいという説明書はありますよというお話をさせていただきましたけれども、その中に陰性または陽性の結果が出た場合、その後の対応はこうしてくださいということも一連の流れとして書き表してありますので、それを併せて見ていただければ事足りるというふうに思っております。

以上でございます。

- ○議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) 了解です。

では、2点目にちょっと移ります。

すみません、1点目で確認させてください。すみません。

今回、私が医療従事者がいない施設に保健センターから研修を受けた職員を派遣するということだったんですけれども、これができない理由についてをちょっとお伺いしたいんですけれども、それはどういった理由でしょうか。

- ○議長(大石 巌君) 健康づくり課長、増田稔生子君。
- ○健康づくり課長(増田稔生子君) 健康づくり課でございます。

保健センターから職員を派遣できないということではなくて、場合によっては、状況によっては保健センターの職員が、保健師です、保健師が同じような研修を受けておりますので、そちらに立ち会うという、そういった状況もあろうかと思いますが、通常においては速やかに検査を行う場合には、その施設内で研修を受けた職員がその検査に立ち会うという体制が、議員おっしゃる速やかにということになろうかと思います。

保健センターの保健師に限定して申し上げれば、その当日、健診等に全ての保健師が出ている場合もございますし、家庭訪問等の業務に携わっている職員もございますので、必ずしもそこに駆けつけるということができる体制ということではないと考えますので、施設内に研修を受けた職員の下、検査を受けるということが必要ならば、速やかに行える体制というふうに考えております。

以上です。

- ○議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) やっぱり保健師ということで立ち会うんだったら、そういう資格を持った人が立ち会うほうが私はちょっと速やかに説明もできて検査もできるんじゃないかなと思うんですけれども、検査といっても立会いなんですけれども、そういう説明も保健師のほうがしっかりとできるのではないかと思うんですけれども、そのあたりはどうでしょうか。
- ○議長(大石 巌君) 健康づくり課長、増田稔生子君。
- ○健康づくり課長(増田稔生子君) 健康づくり課でございます。

今回、国・県から無償配布された抗原体キットを有効に活用するには、医療従事者が常駐

しない施設でどのように速やかに簡易的に検査をできるかということを、国・県から方法をガイドラインで示されているというふうに理解しておりますが、その中では、そこの施設の職員がその研修を受けて理解した上で使用できるということになっておりますので、まずはそこの努力をしていくということが必要なのかなというふうに考えております。

状況によっては、保健師のほうに御相談だとかこういった場合はだとか、そういった相談を受けながら実施していくということもあろうかと思いますが、現在、この抗原体キットにつきましても、健康づくり課が学校教育課やこども未来課と使用方法については確認をし合いながら体制を整えるというふうにしておりますので、必ずしも保健センターの保健師がそこに行かないと、正しくと言いますか、的確な検査ができないというふうには考えてはおりません。

以上です。

- ○議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) では、2点目のほうに入りたいと思います。

答弁にもありましたけれども、今後、感染状況の悪化に伴い医療機関逼迫の度合いが高まった場合には、児童生徒に対するキットの使用を含め、状況に応じた対応を検討してまいりますということだったんですけれども、児童生徒が体調不良を来した場合、すぐに帰宅することが困難な場合、地域の実情により医療機関を受診できない場合に限るなどの補完的な対応として、小学校4年生以上の生徒が使用することも想定できると思いますが、今回そういった協議はあったんでしょうか。帰宅困難な場合等、地域の実情に合わせた、そういった協議があったか、ちょっとお聞きできますか。

- ○議長(大石 巌君) 学校教育課長、粂田真男君。
- ○学校教育課長(粂田真男君) 学校教育課でございます。

抗原体キット、小学校4年生以上に使うかどうか協議されたかという御質問に関してですけれども、議員おっしゃったとおり、文部科学省からの通知にもありますように、本当に補完的な対応ということで、基本は速やかに帰宅させて医療機関を受診させることが原則という中で、文科省のすぐに帰宅することが困難な場合や地域の実情により直ちには医療機関を受診できない場合、こちらの文言なんですけれども、基本的にはすぐに帰宅することが困難な場合、災害時とかそういったとき、それから地域の実情によりというのは、離島等医療機関が近くに存在しない場合というような特殊な場合を想定しているということも踏まえて、当然学校のほうで、学校教育委員会のほうで協議した上で使用する、児童生徒には使用しない方法で基本的にはいこうというような協議をさせていただきました。

以上でございます。

- ○議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) 地域の実情も配慮するというところなんですけれども、私、富士市や 静岡市で小学生の感染者が複数発生しています。そうした場合、クラスターを防ぐ観点か ら、この感染が判明したクラスの希望する児童、保育、保護者に、同意があればキットを配 布してもよいのではないかという考えがあるんですけれども、そのあたりはどうでしょう か。
- ○議長(大石 巌君) 学校教育課長、粂田真男君。
- ○学校教育課長(粂田真男君) 学校教育課でございます。

最近の静岡市、富士市の関係につきましては、医療機関につきましての逼迫というところについては、第5波の状況とはちょっと違うというところで、こちらの学校については、当然、各医療機関逼迫しておりませんので、速やかにPCR検査を受ける体制が取られているという状況を聞いております。ですので、こちらも第5波の状況であっても先日の学校の状況、第5波であっても医療機関を受診できるような体制になっておりましたので、そういった意味では、キットを使用するというところまでには、今の時点では至らなくていいのではないかなと考えております。

以上です。

- ○議長(大石 巌君) 教育長、山田泰巳君。
- ○教育長(山田泰巳君) 文部科学省のほうから、活用の手引というのが出ています。その活用の手引には、使用時の留意事項というようなことが示されていまして、無症状者へ確定診断として用いることや濃厚接触者への検査に用いることは推奨されませんというようなことが明記をされています。ですので、そうした活用の仕方については今のところは考えていないということでございます。
- ○議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) では、先ほど第5波のような感染拡大に医療機関逼迫することも考えられるというところであったんですけれども、学童保育とかの児童は、保護者が共働きでなかなかすぐに迎えに来ることが難しいと思うんです。そうした場合、病院が診療が終了していたり、休診だったりした場合の対応として、抗原キットの使用が、保護者と児童が同意の下できるのではないかと思うんですけれども、そのあたりはどうでしょうか。
- ○議長(大石 巌君) こども未来課長、太田順子君。
- ○こども未来課長(太田順子君) こども未来課でございます。

放課後児童クラブの対応につきましては、体調の悪い子供さんが分かった時点で、保護者の方に御連絡をするようにという運営になっておりますので、感染防止、クラスターを防ぐということも合わせまして、保護者の方には早めに迎えに来ていただきたいと思っております。

議員から何か、迎えに来られない場合の質問ありましたか。ちょっと時間がかかってしま うよという場合もあるかと思いますので、そういった場合は、ほかの子供さんたちとちょっ と離してお迎えを待つような対応を取らせていただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) 私思うのは、医療機関に受診しようと思っても、やっぱり休診だったり時間外でもう終了してしまっていたときというのは、次の日に病院が始まるまでの検査の時間を、PCR検査を受けるとしても時間がかかると思うんですよ。そうした際に感染対策の予防としても、すぐにこう陰性か陽性かある程度分かっていればすぐに対応できると思うんですけれども、そうした際に、キットが親の保護者とか児童が同意した上でできたらと思うんですけれども、そういったことはどうでしょうか。時間外の休診に関して、次の日にならないと待てないという保護者も不安だと思うんで、そういった解消のためにこういうキットがありますという周知のほうもしておけば、同意するのではないかと思うんですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

- ○議長(大石 巌君) こども未来課長、太田順子君。
- ○こども未来課長(太田順子君) こども未来課でございます。

当課というか、こども未来課に配布された簡易キットというのは、先ほど来からご説明させていただいているとおり、職員のためにということで配布されていただいているものですので、当課としては小学生の子供にこれを使用するということは考えておりません。

今、議員の御質問、ごめんなさい、私に向かってということではなく質問の中で、小学校4年生以上の方に抗原キットを配布したらどうだという御質問、御意見等があったと思うんですけれども、先ほど来から議員は、保健師がやったほうが安全ではないかという質問があって、それを保護者の方にお渡ししてしまうと保護者は医療関係者ばかりではないので、そこも、議員の考えでいうとちょっと使い勝手がよくないんじゃないかなというふうに思っております。ですので、役場で持っているものは外に配布するということはあまりよろしくはないのではないかなというふうに思っております。

- ○議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) すみません、配布というよりも、できたらその場で研修を受けた立会 人がいる下で一緒にやるほうがいいのかなと思っては質問させていただいたんですけれど も。
- ○議長(大石 巌君) こども未来課長、太田順子君。
- ○こども未来課長(太田順子君) こども未来課でございます。

立ち会いがいるというのは職員または保健師ということなのかもしれませんけれども、それよりも町としては、早く医療機関に受診していただいて、正しい検査をやってもらうと、 陽性なのか陰性なのかということを判断をしていただいたほうがよいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) 本来だったら、病院に行ってPCR検査を受けるというのが最も的確で検査が医師の下でできるということで、いいと思うんですけれども、私が心配しているのは、時間外の診療が終了した場合や休診だったときにそういうキットがある、じゃ、それを周知しておいて同意があった場合に、できたら検査キットを使って早期に感染が確認できて早期対応ができるんじゃないかというところで質問させていただいたんですけれども、そこは難しいでしょうか。
- ○議長(大石 巌君) 健康づくり課長、増田稔生子君。
- ○健康づくり課長(増田稔生子君) 健康づくり課でございます。

医療機関の診療時間等の関係についても議員が御心配をされているということで、今、御質問の内容を理解をさせていただきましたが、どんな場面においても、やはり医療機関にかかろうと思っても、何時に来てください、例えば発熱外来です、発熱外来等を持つ医療機関を受診するということで、まず症状がありますので、医療機関に電話してから受診をしていただくようになります。

そういった場合は、日中においても午後の何時に受診をしてくださいといったような御案 内があったりということで、とにかくそこで医療機関の指示を待つという時間は当然起こり 得るというもので、直ちにというものをどういうふうに、すぐすぐ受診ができて、すぐ診断 ができて、すぐということはなかなか難しいのかなというのは、通常の医療の受診の仕方であり得ることだと思っています。

その中で、そういった症状がある方の過ごし方ということで、なるべくそういった症状がある方は自宅から出ないであるだとか、家族の中でも家庭生活においてもマスクをして過ごすであるだとか、そういった基本的な感染拡大防止対策というものを取っていただいて、受診に備えていただくということは、どの場面でもこの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のためにも一番重要なことだというふうに考えておりますので、そういったことにつきましても、町民の皆さんにもお願いをしていくような方法をしていきたいというふうにも考えております。

以上です。

- ○議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) 4番、中田です。

了解しました。

3点目にいきます。

3点目の中でキットについて、必要があれば購入を検討していきたいという考えがあるということだったんですけれども、この必要があればというのはどういった場合を考えていらっしゃいますか。

- ○議長(大石 巌君) 健康づくり課長、増田稔生子君。
- ○健康づくり課長(増田稔生子君) 健康づくり課でございます。

今回の第5波において、この抗原簡易キットを学校や保育園等に配布をするといった国・県の対応がございましたが、それにはそういった状況の感染拡大、爆発といいますか、そういった状況があったということが背景にあるというふうには思っておりますが、今後、その感染の状況でありましたとか国や県の対応、それから、第5波の課題といたしましては、医療がどういう状況になっているのか、保健所がどういう状況になっているのか、管内の病院、医師会、保健所、市町と何回か協議を行った中でも、状況が全体で見えなかったというような課題もございました。

今後は感染拡大状況において、医療がどうなっているだとか保健所がどうなっているだとか、そういった情報も共有をしながら、それぞれができる対策を取っていくというようなことが必要ではないかといった協議も行っております。そうしたことから必要な情報を得て、やはり購入してこれは備えなければいけないという状況が起きましたら、そういった判断も必要ではないかなというふうには考えております。

以上です。

- ○議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) 保健所の状況や事業所の状況によるということだったんですけれど も、購入したもの、例えば購入しました、じゃ、その購入したものをどこのどういうところ を対象に使うというのは、考えてはあるのでしょうか。
- ○議長(大石 巌君) 健康づくり課長、増田稔生子君。
- ○健康づくり課長(増田稔生子君) 健康づくり課でございます。

現在、国・県から配布されている箇所というところは、クラスターの防止の対策が必要であるという、そういった施設である、そういったところを参考にしつつ、議員の御質問にも

ございましたが、災害時の対応等、そういったところで必要があれば利用をしていくという ことになろうかと思います。

以上です。

- ○議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) 4番、中田です。

そうしますと、今現在ある抗原キットというのは使用期限があると思うんですけれども、 それはいつ頃まで使用期限がある、使えるものなんでしょうか。

- ○議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) まず、町にあるものと学校にあるものも両方できたらお願いします。
- ○議長(大石 巌君) 健康づくり課長、増田稔生子君。
- ○健康づくり課長(増田稔生子君) 健康づくり課でございます。

町といたしましては、国・県から学校、保育園に無償配布されるということもございましたので、それを補完する意味でも、町として購入をいたしたものがございます。それにつきましては2022年8月、来年の8月までが使用期限となっております。

以上です。

- ○議長(大石 巌君) 学校教育課長、粂田真男君。
- ○学校教育課長(粂田真男君) 学校教育課でございます。

学校に国から配布されたものにつきましては、令和4年1月末日、来年の1月末日です。 それから、県から配布されたものにつきましては令和4年6月末日ということになっております。

以上です。

- ○議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) そうしますと、学校で使用期限が短いものがあるんですけれども、そ ういったときは、補完としてはどのように考えていますか。補充する。
- ○議長(大石 巌君) 学校教育課長、粂田真男君。
- ○学校教育課長(粂田真男君) 学校教育課でございます。

現在のところは医療の逼迫というところまでは至っておりませんので、現在のところはすぐに購入というところは、購入というか国のほうからの支給ということがこれはございましたので、町のほうでこれを購入というところは考えておりませんが、先ほど健康づくり課長が申し上げましたとおり、町で購入したものが8月末までございますので、そちらの関係でちょっと対応するとか、そういった方法になるかと思います。

以上です。

○4番(中田博之君) 了解です。

次に4点目、災害時に発生した場合のキットの使用についてですけれども、先ほど災害時にも対応するために抗原キットの購入も検討していくと言っていたところですけれども、私が思うのは、保健センターにも常駐しておくことで、すぐに保健師がその災害が発生した避難所とかにも行けるのではないかと思うんですけれども、その辺について、もう少しちょっと説明いただけませんか。

- ○議長(大石 巌君) 健康づくり課長、増田稔生子君。
- ○健康づくり課長(増田稔生子君) 健康づくり課でございます。

今、議員のほうから保健センターに置いておけばどうかというような御質問ですので、健康づくり課からお答えしたいと思いますが、災害が起きた場合、災害といってもいろいろな種類の災害がございます。水害であるだとか、大地震であるだとか、津波であるだとか、そういったところで対策本部が立ち上がるのが役場の庁舎になっております。

保健師が医療救護にしろ健康支援にしろ活動する場合には、対策本部の指示の下動くことになっておりますので、キットを使用しなければいけない場面においても、やはり庁舎内に置いておくほうが体制としては好ましいのではないかなというふうに思います。

保健センターを拠点に活動するということは、本当に限られた場面になるかと思いますので、広くいろいろな災害に対応するという場合には、やはり庁舎内に保管しておいたほうが効果的であるというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) 役場内にあるということであるんですけれども、やっぱり保健センターの人が、職員が役場まで行ったり来たりするということもあるんじゃないかと思うんで、 もしあれだったら、個数を減らしてでも保健センターに置いておくことで、すぐに迅速にこう行けるんじゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか。
- ○議長(大石 巌君) 防災課長、栁原真也君。
- ○防災課長(栁原真也君) 防災課でございます。

職員派遣、行かせていただくにつきましては、町のほうからも災害対策本部のほうから指示のほうが出ますので、必ずしも保健センターのほうに行ってというような活動ではないと思います。ですので、町のほうの集まった職員のほうが各避難所のほうに行くような形になりますので、先ほど健康づくり課長のほうからありましたように、保健センターのところを拠点としたということがあまり限られたところになりますので、こちらのほうにつきましては、保健センターではなく役場のほうに保管ということで考えてございます。

以上です。

- ○議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) 了解しました。

5番目に入ります。

医療が逼迫したときに医療キット、診療所等に配布するということだったんですけれども、先ほど保健所の状況や医療機関の状況が分からないのに対して、キットの配布も考えられるといったところで答弁があったと思うんですけれども、やっぱりそういう逼迫したときに購入するのか、それとも、私的には、もう前々からそういうようなことを考えて用意をしておくのがいいのではないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

- ○議長(大石 巌君) 健康づくり課長、増田稔生子君。
- ○健康づくり課長(増田稔生子君) 健康づくり課でございます。

今までの答弁の中で、医療機関に配布をすることを考えているというような答弁はしては おりませんが、医療機関、先生方、医師がどのような検査の種類を使って診断をするかだと か、そういったところは、今、先生方にもいろいろお話をする機会がございますし、関係機 関で協議をする場もありますので、そこで確認をした限りでは、いろいろな検査方法を使っ ているということが確認ができております。必ずしもこのキットが、各医療機関に配布した ことによって使用しない医師もいらっしゃるということも確認が取れておりますので、配布を考えるというよりは、その時々に応じた医療機関への支援の仕方というものがありますので、そちらを考えていきたいという、抗原検査簡易キットを配布する支援ということではなくて、全体的な町としてどんな支援ができるか、そういったことを考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(大石 巌君) 終了の時間が過ぎましたので、これで質問時間を終わります。 以上で4番、中田博之君の一般質問が終わりました。

◇ 平 野 積 君

○議長(大石 巌君) 続きまして、12番、平野 積君。

[12番 平野 積君登壇]

○12番(平野 積君) 12番、平野です。

私は、通告いたしました吉田町の防災意識向上策について質問いたします。

東日本大震災発生時には、日本全国で防災意識は高まりました。しかし、10年がたち、その意識は下がっていないだろうかという懸念及び危機管理の面でもおろそかになっていないだろうかという懸念で、今回質問をさせていただきます。

東日本大震災の発生から10年余、吉田町は津波避難タワーや川尻防潮堤のかさ上げ等、ハード面の整備を強力に進めてきました。一方、ソフト面の防災意識向上に関して、震災発生年度の11月に素早く津波防災ハザードマップを作成しましたが、第5次吉田町総合計画で町は防災意識向上の必要性を訴えながら、記載項目に関する進捗は芳しいものとは言えません。

町は、平成25年度から地域防災指導者養成講座やジュニア防災士養成講座を開始しました。講座修了後、吉田町防災指導員に認定された方々の活用も不十分に感じます。また、吉田町地域防災計画には自主防災会の役割が数多く記載されていますが、その育成に関して町は積極的に施策を打っているようには思えません。

そこで、以下の点について質問いたします。

- (1) 現行の津波防災ハザードマップは、大井川を地形として計算している。津波の大井川への遡上を計算に入れ、南海トラフ巨大地震による津波想定を町民に認識してもらうために、新たな津波防災ハザードマップを作成する考えはないか。
- (2)本年3月に新たに作成された洪水ハザードマップの地図面で、大井川、湯日川、坂口谷川の浸水想定区域を重ね合わせ、国の指針とはいえ0.5メーターから3メーターの浸水地域を同じ色で表記し、吉田町をほぼピンクで染めることで町民に何を訴えたかったのか。
 - (3) 吉田町防災指導員の活用の現状を、町は是としているか。
- (4)第5次吉田町総合計画(後期基本計画)に記載の「地域の災害特性にあった防災対策 を実現するため、住民にきめ細やかな防災指導を継続して実施することが必要です」に関す る施策は。
 - (5)今、1000年に一度のL2級の南海トラフ巨大地震が発生した場合、想定津波高より高

い川尻防潮堤に当たった津波は大井川及び住吉地区に拡散すると考えられる。そのとき、町 は町民にどのような行動を取ってほしいと考えているか。

以上です。

○議長(大石 巌君) それでは、答弁をお願いします。 町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長(田村典彦君) 吉田町の防災意識向上策についての質問のうち、1点目の現行の津波 防災ハザードマップは大井川を地形として計算している。津波の大井川への遡上を計算に入 れ、南海トラフ巨大地震による津波想定を町民に認識してもらうために、新たな津波防災ハ ザーマップを作成することは考えないかについてお答えをいたします。

吉田町津波ハザードマップは、平成23年11月に東京大学地震研究所都司嘉宣理学博士の監修により作成をし、平成27年3月には、静岡県第4次地震被害想定における想定津波到達ラインを追加するなど、一部を修正しております。

議員の御質問にあります、津波の大井川への遡上を計算に入れ、新たな津波防災ハザードマップを作成することは考えないかについてでございますが、現行の津波ハザードマップにおきましても、大井川への津波の遡上を考慮した上で作成をしておりますので、南海トラフ巨大地震による津波想定を町民の皆様に認識してもらうための理由で新たな津波ハザードマップを作成する予定は、現時点においてはございません。

次に、2点目の本年3月に新たに作成された洪水ハザードマップの地図面で、大井川、湯日川、坂口谷川の浸水想定区域を重ね合わせ、国の指針とはいえ、0.5メートルから3.0メートルの浸水地域を同じ色で表記し、吉田町をほぼピンクで染めることで町民に何を訴えたかったのかについてお答えをします。

吉田町洪水ハザードマップは、本年3月号の広報よしだにおいて、ハザードマップの内容をお知らせするとともに、全戸配布を行い、また、町ホームページ上で解説動画と併せて公開をし、町民の皆様の災害の備えとして活用していただいているところでございます。

このハザードマップは、水防法の改正により国と県が作成しました洪水浸水想定区域図に基づき作成をしております。また、作成に当たりましては、国が示す水害ハザードマップの作成の手引に基づき、浸水深の表示方法や配色を5段階に区分した標準的な仕様により示し、大井川、湯日川、坂口谷川の3つの河川における想定最大規模降雨による浸水の範囲などを地図面に表示をしております。

この5段階の区分を具体的に説明をいたしますと、浸水深や配色につきましては、住民だけではなく旅行者や通勤・通学者などがどこにいても水害リスクを認識し、避難行動を検討できるようにするため、原則として市町間で統一する必要があり、浸水深は一般的な家屋の2階が水没する5メートル、2階床下に相当する3メートル、1階床高に相当する0.5メートルに加え、これを上回る浸水深を表示する10メートルと20メートルの6段階を用いることが標準とされております。しかしながら、当町におきましては、20メートルを超える地域はございませんので5段階の区分で表示をし、配色につきましては、ISO規格等の基準や色覚障害のある方への配慮なども検討されている標準的な配色を採用しております。

町といたしましては、この地図面での災害リスクの啓発に併せ、学習面において、風水害 時の避難行動と警戒レベルや防災気象情報の入手先、事前の備え、避難の心得などを掲載す ることにより、避難行動に役立てていただくとともに、自主防災会などの研修や訓練などに おいて有効に活用していただくため、洪水ハザードマップを作成しております。

次に、3点目の吉田町防災指導員の活用の現状を町は是としているかについてお答えをします。

町では、自主防災会の活性化を図るため、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを目的とした活動を行う者を地域防災指導員として認定をしており、その活動には、自主防災会の連携強化と防災情報の共有化、自主防災活動の指導、町の施策の広報や推進・普及協力、地域防災情報の収集・伝達、自主防災会長の補佐・支援などが挙げられます。

本年度、町が把握している活動例としましては、地域防災指導員が所属するサークル内で 洪水ハザードマップを活用した防災講話を実施したり、自主防災会役員と共に、災害時に自 主防災組織がどのように対応したらよいかイメージトレーニング演習を行う自主防災組織災 害対応訓練に参加をしたりした実績がございます。

また、12月5日の地域防災訓練では、10の自主防災会において、地域防災指導員による防災講話、AED研修、土のうの作成指導などの訓練への協力や、訓練指導を実施していただいており、地域防災指導員が地域防災力の強化を図る上で一定の成果を挙げているものと考えておりますが、地域防災指導員のこのような取組が町内全ての自主防災会に広がるよう、引き続き、地域防災指導員の育成とフォローアップを行ってまいります。

次に、4点目の第5次吉田町総合計画(後期基本計画)に記載の「地域の災害特性にあった防災対策を実現するため、住民にきめ細やかな防災指導を継続して実施することが必要です。」に関する施策はについてお答えいたします

吉田町には、住吉、川尻、片岡、北区の4つの地区があり、それぞれに地域の災害特性が ございます。住吉、川尻、片岡では、津波被害が想定をされ、片岡、北区では、土砂災害被 害が想定をされており、それぞれ想定される災害に応じた訓練を実施しております。

地域の災害特性にあった防災対策を実現するためには、住民へのきめ細やかな防災指導を継続して実施することが必要であると捉え、これまでに、各種防災訓練の実施をはじめ、地域防災指導員やジュニア防災士の育成、町民の皆様を対象とした防災講演会の開催、小・中学校における防災教育への協力、出前講座における職員の講師派遣など様々な施策を講じてまいりました。これからも引き続き、このような施策について必要な見直しを行いながら、さらなる地域防災力の向上に努めてまいります。

次に、5点目の、今、1000年に一度のL2級の南海トラフ地震が発生した場合、想定津波高より高い川尻防潮堤に当たった津波は大井川及び住吉地区に拡散することが考えられる。 そのとき、町は町民にどのような行動を取ってほしいと考えているかについてお答えいたします。

町では、津波防災町づくりの推進のため、命を守る対策を第一と考え、吉田町津波ハザードマップを作成をし、津波避難タワーや避難路の整備などをスピード感を持って進めてまいりました。川尻海岸の防潮堤が完成した後におきましても、いかなる地震が起きようと、命を守る行動が最優先であり、平時から避難場所の確認や津波避難訓練などにおける避難経路の検証、正しい防災情報の収集など津波への備えをしていただき、地震が発生した際には、何よりも先に命を守るための行動を取っていただきたいと考えております。

○議長(大石 巌君) 答弁が終わりました。再質問ありますか。12番、平野 積君。

○12番(平野 積君) では、再質問させていただきます。

まず、1問目の津波ハザードマップについてでございますけれども、27年3月に修正して、大井川に関しては津波の遡上を考慮した上で作成しておりますということでございますけれども、まず、最初に確認しておきますが、吉田町において標高と海抜はほぼ同じ数字であるというふうに考えてよろしいでしょうか。

- ○議長(大石 巌君) 防災課長、栁原真也君。
- ○防災課長(栁原真也君) 防災課でございます。 ほぼ同じと認識してございます。
- ○12番(平野 積君) 現在のハザードマップは、大井川に関して標高、大井川の川の中ですね、そこの標高を見ると、津波が到達というブルーで塗られていますところよりも、もうちょっと上流の標高 7 メーター辺りのところでも津波は行かないというようなことになっています。それは、陸地であれば建物とかたくさんあるのでその抵抗があると思うんですが、川であればほぼ抵抗はなく、その前に、災害津波が来る前にはもう先に来て、水が覆われているわけだけだから、すっとこう行くのではないかと思うのですが、これは何でその今、8.6メーターだとしたら、9メーターだとしたら、なぜそこまで行かないとなっているんですか。
- ○議長(大石 巌君) 防災課長、栁原真也君。
- ○防災課長(栁原真也君) 防災課でございます。

町のほうで作成しましたハザードマップにつきましては、大井川、河川に水が流れていない地形の状態で津波が遡上するということで計算されたものになってございます。なので、そのシミュレーションによりますと、今、皆様のほうにお示しさせていただいているハザードマップのところまで大井川のほうは遡上していくというようなものになります。 以上です。

- ○議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- ○12番(平野 積君) 最初の、地形として捉えているというのは解釈しているんですが、 答弁の中で、遡上を考慮した上で作成しているということで、その遡上の認識が違うのかも しれない。だから、要するに川として水がある状態において最大波が来たときに、すっと流 れていくというのを思っているんですが、町としては地形として川を上っていく、それを遡 上だと、解釈だという、ちょっとそのずれがあるのかもしれないんだけれども、やっぱり水 がある状況において津波が来たときに、最大波が来たときにどうなるかというのを、やっぱ りしっかり町民の皆さんに知らせるべきではないかというふうに考えていますが、どうでし ょう。
- ○議長(大石 巌君) 防災課長、栁原真也君。
- ○防災課長(栁原真也君) 防災課でございます。

まず、町のほうの洪水ハザードマップ作成しましたのは、国・県がつくられている想定前 に作成してというのが大前提でございます。その後、議員もご承知のとおり、静岡県のほう で第4次地震被害想定の想定津波ラインのほうが出てくるわけですけれども、これにつきま しては、河川に水のあった状況で、河川遡上のところも見込まれたもので計算をされている ものでございます。

町のほうの作成したハザードマップと、県のほうで作成しています到達ライン、比較しても町のほうでつくったハザードマップのほうが被害といいますか、色が塗られた範囲は広くなっているものと捉えてございますので、それにつきましても、新たに河川遡上というような形だけでハザードマップのほうを再度つくり直すというようなことは、現時点では考えてはございません。

- ○議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- ○12番(平野 積君) 今、お話では、県の河川遡上に対して、吉田町で作成したマップのほうがより遡上しているという、その違いというのは、県に問い合わせましたか。
- ○議長(大石 巌君) 防災課長、栁原真也君。
- ○防災課長(柳原真也君) 防災課でございます。 シミュレーションの違いというところもあるということもありますので、何が違うかとい うところまでの確認のほう、すみません、してはございません。
- ○議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- ○12番(平野 積君) あと、最初にハザードマップができて、その後、内閣府の南海トラフ地震対策ワーキンググループから発震地が幾つかケースがあって、吉田町に対してはケース1が一番被害が多いと想定されているわけですけれども、その何のシミュレーション、ハザードマップには水位変化時系列グラフというのが出ておりますけれども、それとそのケース1の場合の波の到達の形というか、そういうのは同じなんでしょうか。
- ○議長(大石 巌君) 防災課長、栁原真也君。
- ○防災課長(栁原真也君) 防災課でございます。

町のほうのハザードマップに載っております地域の変化の時系列のグラフ、これが今、議員がおっしゃられたように第1波、第2波の波の流れがというところかと思います。県のほうで出てきたものにつきましては、第1波、第2波がどのような形の波形というようなグラフを示されてはおりませんけれども、到達時間、何メートルで何分になるとか、そういうものが示されておりまして、最高の波が来るのが21分ですかね、そういうところに来るという形になりますので、それはちょっと町のほうとは違いはありますけれども、ちょっと先ほど来お話しさせていただいたとおり、県のほうでつくった想定より、町のほうの想定のほうがはるかに多い範囲の被害を見込んだもので作成させていただいているような状況でございますので、これによって何か新しく変えるというようなことは考えていない状況でございます。

- ○議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- ○12番(平野 積君) 考えますと、割と大井川の土手、高いですよね。だから、そんなに乗り越えてくるというふうには割と思ってもないんですけれども、今度は川尻に防潮堤ができましたよね。そうしたときに今のハザードマップは、防潮堤を全て川尻、住吉乗り越えてくるというのが想定になっているんですが、今回、川尻にそこができたとすれば、そこは想定では超えないと、ぶつかるとしたときに、真ん中辺りはぐっと遡上したとしても超えないような想定になっていると思うんですが、逃げていくとすると住吉地区辺りの漁港、その辺りはぐっと水量が増すというようなことも考えられるし、川尻地区ではちょっと少ないかも

しれないし、最初につくったときとは状況が今変わっているというのを踏まえて、やはり正 しい知識を町民の皆さんに知らせる必要があるのではないかというふうに思っているんです けれども、それは今のままでいいというふうにおっしゃっているわけで、その辺に関しては どういうお考えをお持ちでしょうか。

- ○議長(大石 巌君) 防災課長、栁原真也君。
- ○防災課長(栁原真也君) 防災課でございます。

今、川尻の防潮堤のほうもできてというようなお話の中で、即座の町のほうの整備では、漁港のほうの津波の対策ももちろんさせていただくような形になりますし、現行、今、国のほうにおきまして、住吉の海岸のほうでは、粘り強い対策ということで防潮堤の補強工事のほうも進めている状況でございます。そういう中で、事業自体がまだいろんな形で進捗しているような状況というところもございますので、ここにおいてまたハザードマップを示すという形ということではなく、現状のまだ進んでいる状況があるというところも踏まえまして、まずは今のハザードマップのほうで御確認いただいて、被害の危険度を認識していただくということで、町民の皆様のほうにお示しをしていきたいというふうに考えてございます。

- ○議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- ○12番(平野 積君) 懸念するのは、川尻の防潮堤ができて、川尻地区の方が安心、全体的に安心をもたらすためにつくっている。でも今は過程なんですよね、その途上であると。そうしたときに、おお防潮堤ができたと、これでもう安心だなと思われたら困ると思うんで、だからそういう知識をしっかりとお伝えして、やっぱり今のままでは危険だと伝える、避難タワーにしっかり逃げてくださいというような教育というのをしっかりとやっていくということが必要なんではないかなというふうに思うんですが、そこに関してはどうでしょう。
- ○議長(大石 巌君) 防災課長、栁原真也君。
- ○防災課長(栁原真也君) 防災課でございます。

議員のおっしゃるとおり、川尻の防潮堤ができたからということではなくて、引き続き町のほうにおきましても、町長答弁にもございましたように、まず地震が起きたときには、まず避難、命を守る行動を取ってくださいということになりますので、そちらにつきましては、町のほうがいろんなところにおきまして周知のほうをさせていっていただきたいというふうに考えてございます。

- ○議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- ○12番(平野 積君) じゃ、洪水ハザードマップのほうをちょっと。

私としては、参考資料の4番目に記載いたしましたけれども、静岡県地理情報システムGIS、これを各町民の皆さんがチェックしていただいて、我が家はどのぐらいの浸水になるんだということを理解してもらえれば、実際に起こったとき、これ最大想定とか計画想定で出ているわけで、じゃ、このぐらいの雨だったらどんなものかという、自分で考えられる情報が得られると思うんですよ。ピンクで3メーターまで来るという話じゃなくて、うちだったら30センチ、湯日川で37センチだとか、そういう知識があれば行動するにも役立つと思うんですが、そういう情報がなくて、もうピンクに塗っとると。じゃ何を伝えたいのかと、学習面もありますよ、学習面もあるんだけれども、そういう学習面のところにそこを、このG

ISを紹介をしておけば、ここで各自チェックしてくださいということをやればいいと思うんですが、それを先日お伺いしたら、ハザードマップつくる時点ではそれは知っていましたというお話だったんで、何でそれを載せなかったのかなと思うんですが、いかがですか。

- ○議長(大石 巌君) 防災課長、栁原真也君。
- ○防災課長(栁原真也君) 防災課でございます。

先ほどの資料のほうに平野議員がつけてくれました静岡県の地理情報GISですね、こちらのほうももちろん大井川の部分につきましては県管理のところでは載っているんですけれども、それ以外のところはちょっと載っていなくて、湯日川、坂口谷川の部分は載っているところになります。

それ以外の、町のほうのハザードマップにつきましても、地図上の上に国土交通省のほうで作成しております地点別シミュレーション検索システム、これが浸水ナビというものになるんですけれども、こちらのほうで御確認いただけば、今、平野議員のほうがおっしゃられました各細かいところの浸水深のほうが分かる形になってございますので、そちらのところを御確認のほうをしていただきたいと。

ただ、町のほうの周知はどうしているかというところがあるかと思いますけれども、そこにつきましてはハザードマップ等をまたお示しいただくときとか、いろんな機会におきまして各御家庭といいますか、自分のいる場所とか、知りたい場所のところがどのくらいの浸水深になっているかというところもお示しをしていければというふうに考えてございます。

- ○議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- ○12番(平野 積君) 今、検索できるようになっているというお話なんですがね、これ更新されていますよ。このQRコード、ここの。全部が全部調べたわけじゃないですけれども、洪水浸水想定区域とかそのあたりをやると、しばらくすると新しいページになって、またそこからいろいろ探す画面、ホームページに戻っちゃうんですよ。だから、その辺はその話から出てきたんでちょっと話ししたんですが。やっぱりそこは、そういう変わったとすれば、町民の皆さんにここがこう変わりましたという連絡をすべきじゃないかなと思うんですが。そこはちょっとチェックしてみてください。

それで、そのGISに関して言えば、答弁にもありましたけれども、県管理で大井川下流のデータが出ていないと、実際ハザードマップはあるわけだからデータはあると思うんですよ。だから、そこに県に働きかけて、そういうのをアップしろということを強く押してもらえれば、それがアップされれば、湯日川、坂口谷川、大井川と3つの川に関する災害とか、そのときにどうなるんだというようなことが町民の皆さんにお知らせできると思うんで、そこを強くプッシュしていただければと思うんですが、いかがですか。

- ○議長(大石 巌君) 防災課長、栁原真也君。
- ○防災課長(柳原真也君) 県のGISのほうのお話かとは思うんですけれども、こちらの県のほうにはつくっていただけるかどうかというところありますけれども、要望のほうはまたさせていただきたいというふうには考えてございます。

ただ、国のほうの、先ほど私のほうでお話しいたしました浸水ナビ、こちらのほうには大井川、湯日川、坂口谷川、全てのところが見られるような状態になってございますので、ちょっと県のほうでどういうような形にしていただけるかというところはありますけれども、また、そこにつきましては話のほう、させていっていただきたいと思います。

- ○12番(平野 積君) 分かりました。
- ○議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- ○12番(平野 積君) ハザードマップ860万使ってつくっているわけですよね。だからやっぱり、町民の皆さんが有効に使っていただけるように、配ったら終わりではなくて、常に情報発信して、チェックしてくださいというようなことを心がけていただければというふうに思います。

3番目にいきます。

12月5日の地域防災訓練の後、地域防災指導員のフォローアップ研修が行われまして、吉田町地域防災指導員連絡会の体制をどうするかというお話があったと思うんですか、結果はどういうふうになりましたでしょうか。

- ○議長(大石 巌君) 防災課長、栁原真也君。
- ○防災課長(柳原真也君) 防災課でございます。

連絡会自体のものは、各お集まりいただいた皆様のほうから御意見をいただく中で、会のほうは取りやめをするということで決まってございます。ただ、会自体のほうはなくなるという形にはなってしまってはいるんですけれども、町のほうとしての支援というのは変わりはございませんので、それは継続的にフォローアップというような形を含めて実施をしていくような形を取らせていただきたいと思ってございます。

- ○議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- ○12番(平野 積君) 吉田町地域防災指導員連絡会の立ち上げ理由として記載されたものがありまして、「地域において指導員が個人でできる地域防災活動には限界がある。地域防災指導員がより効果的な地域防災活動を実施するためには、地域防災指導員同士が連携を図り、協力関係を確立することが必要である。また、地域防災力を向上させるためには、町の防災対策と一体的な活動を行う必要があり、町との連携体制を確立するためには、地域防災指導員を取りまとめる組織があることが望ましい」とされております。今後も、解散だけれども、町がフォローしていきますというお話だったんですが、その立ち上げのこういう理由に関して、指導するだけではなくて、やっぱり実際活動していただくということが重要なことだと思うんで、それに対して町はどのようなフォローを考えていらっしゃいますでしょうか。
- ○議長(大石 巌君) 防災課長、栁原真也君。
- ○防災課長(栁原真也君) 防災課でございます。

今までも、これからもというところにはなるんですけれども、地域防災指導員の皆様につきましては、フォローアップというような形で新しい情報があれば、そこに伝えさせていただくというような形ですので、集まる場所を設けさせていただくといいますか、そういう活動する中での連携が取れるようなといいますか、皆さんが来て講習を受けられるような場所等もつくらせていただいて、その中で各地区同士のお話合いをしていただくとか、地域防災指導員の皆様の活動していただいた内容を発表していただくとか、そういうような形で情報交換ができるような場もつくっていきたいというふうには考えてございます。

- ○議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- ○12番(平野 積君) 吉田町の防災計画の自主防災会の果たすべき役割の中に、防災委員の自主防災会での活動という項目がありまして、その中には、「防災委員は吉田町防災指導

員を充てるものとし、住民の防災対策の啓発を行うほか、自主防災会においても役員として、また組織の長の相談役、補佐役として自主防災地図の作成以下、諸活動の企画・実施に参画するものとする」というふうに記載されております。

この最初の通告した質問は、今の地域防災指導員の活動というのを是かと。要するに、 今、町としては満足していると、彼らの活動を、と思っているのか、まだまだ足りないと思 っているのか、そこをお伺いしたんですが、答弁ではやっていることを紹介していただきま したけれども、今、それに関してはどういうふうにお考えでしょうか。

- ○議長(大石 巌君) 防災課長、栁原真也君。
- ○防災課長(栁原真也君) 防災課でございます。

先ほど来ちょっと御説明といいますか、地域防災指導員の皆様の御活動につきまして報告のほうさせていただきたいと思うんですけれども、先月、各避難訓練等の中でもAEDの研修であるとか、防災講話、あと避難誘導のこととかですね、いろんな形で防災指導員の方が関わりを持っていただいております。これからも地域防災計画の中でも位置づけているように、防災指導員のほうの育成をさせていただく中で地域防災力の向上につながっていければというふうには考えてございますので、地域防災指導員の養成と育成、こちらのほうに町のほうも力を入れていきたいというふうに考えてございます。

- ○議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- ○12番(平野 積君) その地域防災指導員の育成というのは、具体的にどういうふうに育成していこうというふうにお考えなんでしょうか。
- ○議長(大石 巌君) 防災課長、栁原真也君。
- ○防災課長(栁原真也君) 防災課でございます。

育成につきましては、先ほど来ちょっと話させていただいていますフォローアップもそうですけれども、各静岡県におきましても防災関係の研修等もございます。そういうものの研修の案内をさせていただくとか、新しい町のほうに入ってくる情報等も地域防災指導員の皆様に共有をさせていただいて、自主防災会のほうの活性化につながるような形につなげていきたいというふうに考えてございます。

- ○議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- ○12番(平野 積君) 私も町内会長をやって、町内会長といっても役割が決まっているんですよね、何をやるか、防災担当、会計担当とか。でも町内会長、全員もう自主防災会に自動的に入っているわけですよ。

防災訓練のときの地域防災指導員に関して、自主防災会という組織はあるけれども、防災訓練をやるときに指導員の方に一応声をかけて、これ手伝ってもらえますか、でやってくれるんですよ、ありがたいことなんですけれども、AEDの使い方とかそういうのやってくださるんですけれども、通常時においてはほとんど連絡ないんですよ。常日頃からその地域防災の指導に当たると言いつつも、避難訓練のときちょっとこう顔出して、やっていただける程度の活動、少なくとも片岡東はね。ほかはちょっとどういう活動されているのかは分かりませんが、そういう状況においてこれでいいのかという思いがあるわけですよ。もっと、なってくださった以上は活動してほしい。

今の答弁ではいろいろ知識は入れていきますと言うんですが、知識だけ、得た知識をいか に生かすかということが重要なんだと思うんで、そこに対して、町としてある程度の指導力 というのを発揮していただければと思うんですが、そこに関してはどうでしょう。

- ○議長(大石 巌君) 防災課長、栁原真也君。
- ○防災課長(栁原真也君) 防災課でございます。

地域防災指導員さんになっていただいている方につきましては、個別でご活動いただいている方もいらっしゃいまして、活発に御活動いただいている方もございます。そういうものもまたフォローアップの研修の中で、活動の報告、やり方をどういうような形で自主防災会に関わっていいかというところが分からないという方もいらっしゃるのかもしれませんので、活動例のご紹介をさせていただくとか、町のほうが自主防災会と地域防災指導員をちょっとつなげていけるような形をつくっていければというふうに考えてございます。

- ○議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- ○12番(平野 積君) そこで、その自主防災会なんですけれどもね。今、先ほども話したように、町内会長、基本2年やって半分ずつ変わる。それが自主防災会でもあるわけですよ。そうしたときに、メンバーころころ変わるわけですよね。それはもうご存じだと思うんですが、そこへ地域防災指導員の方が入っていただいて、どちらかといったらその人たちが核となって活動していただいたほうが、より専門知識を持った方が指導に当たるということからすると、自主防災会そのものの町内会長兼任というのを変えて、やっぱり自主防災会としての組織をつくるということが、より自主防災に専念するような会というのをつくれば、もっとこう防災活動というのに役立つのではないかなというふうに思っています。やっぱり専門の知識を持ってどんどん引っ張っていくし、自治会とも連携しながら、自治会の町内会長さんも指導しながら引っ張っていくというような形にすると、私はいいと思っているんですが、そこに関してはどういうお考えをお持ちでしょうか。
- ○議長(大石 巌君) 防災課長、栁原真也君。
- ○防災課長(柳原真也君) 防災課でございます。

各地区によってのやり方とかいろいろあるかと思いますので、町のほうがここでこういうものがいいとかというところはちょっとお示しするということはできないんですけれども、現状、今、議員のおっしゃるように、自主防災会の会長になられていらっしゃる方も任期といいますか、年数でちょっと交代するというような形がございますので、そこのところを補佐する形ということで、地域防災指導員が防災委員というような形で入っていただいて回していくと、そのような形を今の現状では町のほうは考えているところでございます。

- ○議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- ○12番(平野 積君) 12月5日、地域防災訓練が行われました。その際、片岡地区では、 各家庭の玄関等に家族全員無事ですという黄色い旗、これを無事であれば玄関にかけるとい うような訓練をしたわけですけれども、これに関しては、私はいい試みだというふうに思っ ているわけですけれども、町としてはそれに対してどういうお考えをお持ちなんでしょう
- ○議長(大石 巌君) 防災課長、栁原真也君。
- ○防災課長(柳原真也君) 防災課でございます。

今、議員のおっしゃられた、避難されて、その方が無事であるかどうかを各御家庭の前に 黄色い旗を掲げるというところで、そのような活動を今回新しく片岡地区のほうでやってい ただいたということは、町のほうも伺ってございます。 他地区といいますか、ほかのところでも同じような、ほかのというのは吉田町ではなく、 別のところでも、そのような活動をされているところというところもあると聞いているんで すが、そういう中でよりより取組ということで、片岡地区の方が今回新しくそういうものを 入れていったというような形かとは思いますけれども。

そのものを広げていくとか、どのような形にしていくというのは、また各自主防災会といいますか、自治会さんのほうとの考えもあろうかとは思いますので、そこら辺も踏まえながら、そういう避難したところでそのものを掲げていくところがいいというところも、そこを含めて、ちょっと検討のほうをまたしていきたいというふうに思います。

- ○議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- ○12番(平野 積君) 黄色い旗、金が要るわけですよ。もし広げていって、全町でそういうことをやっていくんなら、片岡やっちゃったんですけれどもね。町のほうから出していただければより広がりやすいかなと思うんですが、そこは検討していただくということでお願いいたします。

私、片岡東の防災訓練に出たわけですけれども、片岡東の防災訓練計画というのは御覧になったと思うんですが、それを見て、何か感じたことありますか。

- ○議長(大石 巌君) 防災課長、栁原真也君。
- ○防災課長(栁原真也君) 防災課でございます。

訓練内容、片岡東地区でやられたところ、ほかの地区もそうなんですけれども、例年各地区でやっていただける訓練内容のほうを列挙していただいて、その中で各地区ごとの活動をしていただいていると。細かい具体的な中でやっているところの内容までは、ちょっと私どもでも把握していないところはあるんですけれども、毎年、必要である訓練のほうを積み上げてやっていただいているというふうに感じております。

- ○議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- ○12番(平野 積君) 今年は、片岡東は図書館に集合しました。人数は例年より多かったというふうに感じています。ところが、9時に会長が挨拶して、挨拶が終わると、皆さん非常食をもらって帰ってください。中学生は水消火器、組長は発電機の操作の練習をやります。せっかく集まって、会長のお話は聞きましたけれども、即解散というのはいかがなものかと私は思っているんですが、それに対して町は、なかなかやっている訓練だというふうにお考えなんでしょうか。
- ○議長(大石 巌君) 防災課長、栁原真也君。
- ○防災課長(栁原真也君) 防災課でございます。

その時々のところあるかと思いますんで、ちょっと一概には言えないかとは思うんですけれども、各ほかの場所では、それこそAEDの講習をやっていただいたりとか、避難所の訓練ということでHUGの研修をやっていただいたりとか、いろいろ工夫をしていただきながらやっていただいているところもあるかと思います。

町のほうが、また各地の進めている訓練の内容とかも、自主防災会のほうにもその内容のほうを伝えさせていただいて、どういうような訓練を具体的にやっていただければいいかというところもお示ししていきながらやっていけば、よりお集りいただいた中の訓練も充実していくと思いますので、またそこら辺は自主防災会のほうと含めて検討のほうさせていただきたいと思います。

- ○議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- ○12番(平野 積君) 片岡東の場合は、やっぱりコロナ禍ということも配慮して、今年はもう炊き出しもやらなかったし、そこであまり密集を避けるということであったと私は理解しているんですけれども、先ほど答弁にあったように、情報は入ってきているんですよね、AEDの訓練をやったとか。そこを防災課の方、町の方も含めて、実際にそこにどういう訓練が行われているのか、そのチェックをして、みんな集めて実際に見てみて、具体的にどういう訓練が行われている。それを経験した上で、じゃ、もっとこういうところは指導したほうがいいだろうということを、次回の訓練のときに計画が出てきますから、その計画に対してもっとこういうことをやったらどうですかと。ただ、紙だけ見ていたんではなかなかそれはつかめないんで、やっぱり現場へ行って見ていただきたい。幹部の方が回って来られますよね、でも、基本的にはご苦労さんなんで、やっぱりそこをしっかりチェックする人、要員を置いてやっていくと。すると、その地域防災訓練、総合防災訓練がより有効な訓練になると思うんですが、そこはどうでしょう、やれますかね、そういうことが。
- ○議長(大石 巌君) 防災課長、栁原真也君。
- ○防災課長(栁原真也君) 防災課でございます。

人を派遣して各地区のほうにというお話かと思いますけれども、またそこはすみません、 検討のほうさせていただきたいと思います。

ただ、各地区でやっていただいている訓練につきましては、町のほうにどのような形をやっているということの内容はもちろんのこと、やったものを、課題とか反省点的なものも紙ベースという形にはなるんですけれども、出していただいてございます。そういうのもちょっと見ながら、判断のほうをさせていただきたいと思っております。

- ○議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- ○12番(平野 積君) その結果を報告しているのも知った上で、やっぱり現場に来いよと 言っているだけなんですけれどもね。そこはよろしくお願いします。

時間も時間ですので、今回、一般質問の冒頭でお話ししましたけれども、東日本大震災のときにはやっぱり我々も含めて防災意識高まったと思います。しかし、私も含めて町民の方々の防災意識、もう10年もたつとやっぱり下がってきているということを考えると、やっぱり、ここでなお一層の防災意識向上を高めるための何がしかの施策、前回のときも言ったかな、冊子、漫画入りで、分かりやすく視覚に訴えるような冊子を配布して、もうちょっと意識を上げる。

最近各地で地震が起きていますよね、そこで少しはそういう話題にはなっているんだけれども、何か静岡は避けているんだよなという話で、いつひどいのが来るかもしれんという話はしますけれども、そこは世間話程度の話なんで、やはり南海トラフ巨大地震に対するなお一層の防災意識向上策というのを打っていただければ。町民の皆さんの意識を上げて、実際に来たときの人的災害をいかに減らすかということを考えていただきたいと思うんですが、そこに関しては、町長、どうですか。

- ○議長(大石 巌君) 町長、田村典彦君。
- ○町長(田村典彦君) 議員の御質問でございますけれども、基本的に南海トラフ巨大地震がいつの時点で東海に来るかと分からないことですけれども、国のほうでは近い、近いと言っていますけれども、その近さもちょっと分かりませんけれども。それよりも当然、町民に対

しては津波への対応、命を守る行動を常にどこか意識の中に置いてもらいたいと。それと同時に、今言った地域防災指導員等も各地区でそれを防災指導の核として頑張ってもらいたいなと思いますけれども、基本的にやっぱり国とすれば、東日本大震災の岩手県普代村のように、基本的には死者が1名、この方は津波を見に行って流された方なんですけれども、それと同じような状況をこの町でもつくりたいと思っておりますので、それについて私のほうで国との関係ございますんで、全力を上げておりますんで、そういう事柄について、いつかまた皆様にお話し申し上げたいと思っております。

- ○議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- ○12番(平野 積君) そういうハード面というのはしっかりやってくださると理解した上で、やっぱり人的被害を少なくするためにはソフト面ということも重要なんではないかということで、今回質問させていただいているわけなんで、そこもぜひ進めていただきたいというふうに考えておりますので。
- ○議長(大石 巌君) 町長、田村典彦君。
- ○町長(田村典彦君) 基本的にはハードを整備して、基本的には人的被害がないと、こういうふうな。うちの町はほかの町と違って、ほかの町は減災でございますけれども、うちの町は被災のない町でございますんで、基本的に津波防災町づくりの進め方が全く違っておりますんで、それについても国のほうでは認めてくれておりますんで、そのほうでもって完璧な巨大地震を海岸で食い止めると、そういうふうな町づくりを急いでまいりたいと、こんなふうに思っております。
- ○議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- ○12番(平野 積君) それは理解した上で、今、途上じゃないですか、今、川尻がやっと。それは素晴らしいことだと思うんですよ。でもまだ住吉になると10年ぐらいかかるかもしれんという思いがあって、実際そのときに来たときにどうなるかというのは想定して、町民の皆さんにしっかり動いていただくということを意識してやっていただきたいと思うので、そこの指導というのをしっかりやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

何かありますか、意見。じゃ、やっていただくということで、質問を終わります。

○議長(大石 巌君) 以上で12番、平野 積君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時08分

○議長(大石 巌君) それでは、皆さんおそろいのようですので、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

○議長(大石 巌君) 引き続き一般質問を行います。 3番、盛 純一郎君。

[3番 盛 純一郎君登壇]

○3番(盛 純一郎君) 3番、盛です。

通告に基づいた一般質問を行います。

今回の質問事項は、主に道路ですとか橋ですとか、建設に関わる内容になるかと思います。

質問事項、町内道路等のパトロールとLINEを活用した通報システムの構築、工事情報 の発信についてでございます。

質問要旨です。

地方自治体の所管する道路・橋梁・河川などのインフラの老朽化を懸念する声が、以前から上がっています。平成24年、今から約9年前のちょうど12月、この時期なんですが、中央高速上りの笹子トンネルの天井板崩落の落下事故、これは走行中の方がもうそこにいるだけで突如9名の方がお亡くなりになった、そこが何ていうか、社会的な関心というか契機になってのことではありますが、その後、国のほうで道路法の改正ですとか、5か年ごとの定期点検、特にトンネルや橋、そうしたものの義務化が行われている状況でございます。

そうしたことを担う当町においても、限られた人員の中で、設備への巡回、点検、この体制の充実、そしてそれを担う土木技術者の育成ですとか、あるいはその自治体ごとのメンテナンスサイクルの構築、こうしたものが喫緊の課題として挙げられているのではと考えております。

また、同時に、町内の様々な道路を中心とする様々なインフラストラクチャーの老朽化が進んでいるという現状の認識、これを町民の方に持っていただいた上で、道路を中心とする工事情報ですとか工事状況の即時の提供、また、老朽化による危険箇所の早期発見、これをより効率化、効果的な仕組みをつくっていかなければならない、そうした必要性が高いのではないかと考えております。

さて、そんな中で、当局の本会議などの質疑・答弁において、町内パトロールを実施していますと、様々なパトロールあるかと思います。パトロール自体は、もともと調べましたら、警察用語で警らですとか巡回ですとか、そういう意味合いございます。各課の所管する施設をどのような形でパトロールされていらっしゃるか。当初は全部を聞きたかったんですが、今回は主に建設の案件に絞らせていただきます。

実際に職員さんが作業着を着て、役場を出ていかれる、あるいはちょうど帰って来られる、そういうところも、私たちは庁舎にお邪魔しているとよく目にするところでございます。しかし、道路や橋などにおいて、実際どんな巡回点検をどんな頻度で実施されているのか、そして、そうした巡回だけでは早期発見できないような異常発生の今の通報の仕組みといいますか、電話を主体だと思うんですが、そうすると、町民からの通報の仕組みですとか対応の方法、そしてメンテナンスの優先度、こうしたものについてどのようになっているかというのは、よほど詳しい方じゃないと、私も含めて、町民があまり認知していないのではないかと思っております。

そこで、今回は、当町が管理を行う道路・橋梁・河川及び関係する設備に対する、町が行

う定期的パトロールの内容、そして、また、本年度夏から運用開始されている吉田町公式LINEアカウント、これを活用することによる情報の提供、また逆に情報の取得、こうしたものについて町の姿勢を伺いたいと思います。

1つ目、町内道路や橋梁、河川について、どのような内容で、どのような頻度でパトロール、これは巡回や施設点検と認識しておりますが、が行われているか。そして、先ほどから申し上げているインフラストラクチャーの老朽化に対するまちの現状や対策についてどのように考えているかをお伺いします。

2つ目です。

実際に町の職員さんが行っている、そうしたパトロールの業務内容、これをホームページですとか「広報よしだ」、こういうところで町民に周知することは、町民福祉にかない、必要であることと私は考えますが、町の考えはいかがか。

3つ目でございます。

当町において設備点検や簡易な修繕を行える土木技術者育成の現状、これはどのようなものでしょうか。参考の資料をちょっと目を通していただければと思います。これ国土交通省の会議資料なんですが、老朽化の現状がこのようであると、この資料をつくった時点が今からさらに2年以上前なものですから、もう数年後には、8年後にはほぼ半分ぐらいの、特に橋に関してはもう老朽化、寿命といいますか、これを長寿化していくためにはどうすればという話。その裏手に、そうしたものを点検したり、そういうことのできる人材が圧倒的に不足していると。当町においては一体どのような形になっているのかというところも気になるところでございます。

その当町においての設備点検、簡易な修繕を行えるような土木技術者、この育成の現状が どのようになっているか。そして、もし、そこが不足といいますか、懸念がある場合は、そ うしたものを民間委託を行えるような仕組みもあるようですが、そうした考えはおありか。 4つ目でございます。

本年度8月から開始された吉田町の公式LINEアカウント、これ今朝見ましたら、もう既に友達登録、要するに受信登録されていらっしゃる方が4,386人いらっしゃると。8月から僅か三、四か月ですごい量だと思います。しかも、さらにこれは双方向で要望を伝えたり、そのような形での活用も今後大いに考えられる。さらにはチャットボットというんですかね、要するに自動応答機能で問合せに対してはあらかじめ用意したものを用意して、そういう形で進んでいくので、そこまで逐一の手間暇がかからないようなところもあります。

さらに、さらに言いますと、登録もほしい情報だけ登録設定しておいて、福祉のことに関心のある方、防災のことに関心のある方、そういうような形の取捨選択は常にできるという 非常に便利な機能だなと思っております。

これをさらなる活用としまして、道路の異常、損壊ですとか不具合をレポートしてもらうという住民通報システム、これを現実的にもう運用している、大都市圏に多いんですが、自治体が増えてきていると、区単位ですとかそういう形なんですが。こうしたものを、もう現場をていねいに回るというだけでは賄えないものが今後多発してくるのではないかと考えておりまして、であれば、地域住民の力を借りて、特に、そのLINEを使うことによって、場所の特定とそれから画像なんかがすぐ分かるので、それが資料2になるんですが、これ福岡市の事例なんですが、非常に分かりやすい内容で今、公式運用しているという形でござい

ます。

特に、裏手のページを見ますと、実際に緊急性の高いものは電話でと従来のとおりなんですが、そこまでじゃないものですとか、あるいは電話ができない人もいらっしゃるので、それの場合は、LINEで自治体に対して、こんなことになっているよという形で通報すると。その辺をどう判断するかは図にあるように判断して、自治体がやるものかどうかと、このような仕組みで福岡市の担当の方とも少しお話しさせていただいたんですが、非常に有益であると感じました。この資料もどんどん使ってくださいということでした。

こうしたものをすぐにではなくても、当町に導入していこうというようなお考えがあるか ということです。

そして最後、5番です。

11月18日なんですが、大幡川尻2号線、2か所の舗装修繕による通行止め、交通規制のお知らせということで、そのLINEを活用しての案内ございました。画期的だと思っております。

今まではホームページで建設課さんを探して、どんな工事がいつ行われているかというと ころが、これを情報で出していただけるというような形、こうした取組をさらなる拡充を期 待したいと思っていますが、これも継続発展させるようなお考えはおありか。

以上、5点を質問させていただきます。答弁よろしくお願いいたします。

○議長(大石 巌君) それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長(田村典彦君) 町内道路等のパトロールとLINEを活用した通報システムの構築や 工事情報の発信についての御質問のうち、1点目の町内道路や橋梁、河川についてどのよう な内容や頻度でパトロール(巡回や施設点検)が行われているか。また、老朽化に関する現 状や対策はについてお答えいたします。

町内の道路や橋梁、河川につきましては、様々な形で巡回や施設点検を実施しておりますが、最も日常的なものは職員当番制による定期パトロールでございます。この定期パトロールでは、週に1回、2人1組で、町内の道路、河川、公園などの巡回を行っており、住吉、川尻、片岡、北区の町内4つの地区を週替わりのローテーションにより、重点を置いて巡回をしております。

道路につきましては、特に、事故につながるような緊急性の高い道路穴や陥没の有無に注視しており、このような突発的な事象を発見した場合は、迅速な対応に努めております。また、区画線など交通安全施設の状況も確認しております。

このほか、主要な道路におきましては、専門業者への委託により、5年に1回程度の頻度で路面性状調査を実施し、路面の状態を点検しております。町では、これまでに平成25年度と平成30年度にこの調査を実施しており、平成30年度の調査におきましては、延長61キロメートルの町道において、ひび割れ率、わだち掘れ量などを指標として舗装の診断を行っております。

この調査の結果、修繕などを必要とする路線延長は10.9キロメートルでございまして、これらの路線を対象として、損傷レベルや交通量などを踏まえ、順次、舗装の修繕を実施しているところでございます。

橋梁につきましては、現在、町で管理する全ての橋梁において定期的に点検を実施しております。この点検は、近接目視により5年に1回の頻度で行っており、平成30年度までに1 巡目の点検を行いました。令和元年度からは2巡目の点検期間に入っており、令和5年度までの5年間で全ての点検が完了するよう、段階的に業務を進めているところでございます。

この橋梁の点検においては2つの手法を採用しており、橋長5メートル未満の橋梁については職員による点検を、橋長5メートル以上の橋梁につきましては、専門業者への委託による点検を実施しております。

現在の橋梁の状況でございますが、これまでに実施した橋梁点検において、補修など何らかの措置を必要とする状態であった橋梁は29橋ございます。これらの橋梁につきましては、 平成30年度から順次、補修設計を実施し、昨年度からは補修工事にも着手をしております。

河川につきましては、先ほど申し上げました定期パトロールによる巡回により、堤防などの状況を確認しております。同時に、排水ポンプ場の点検も行い、出水時の対応に備えております。また、坂口谷川や湯日川にある水門のように外部に管理を委託し、定期的な点検を実施しているものもございます。こうした点検により異常を発見した場合は、その都度補修などの対応を行っております。

次に、2点目の、そうした業務をホームページや広報誌において町民に周知することは、 町民福祉にかない必要であると思うが、そうした考えはについてお答えいたします。

現在、町ホームページでは、各課・各部門の業務を項目として列記して紹介しております。ここに例えば、週1回の道路パトロールの実施や、5年に1回の橋梁点検の実施といった業務の詳細を掲載し、町民に周知することにつきましては、今後検討してまいります。

次に、3点目の、当町においては設備点検や簡易な修繕を行える土木技術者育成の現状は、また、巡回や設備点検を民間委託で行う考えは、についてお答えいたします。

地方自治体の土木や建築など、技術系の職員は全国的に不足しており、担い手不足が深刻 化する中で、人材を確保するため、各自治体においては様々な取組が行われております。当 町におきましても例外ではなく、技術系の職員が不足しておりますことから、技術系の職員 採用試験におきましては、受験資格の緩和や教養試験を撤廃し、より多くの方に受験してい ただけるよう、努めているところでございます。

また、私自らが技術系の高等学校を訪問し、多くの生徒の皆さんに当町の技術系職員として、職員採用試験を受験していただけるよう、学校長にお願いに伺っております。この結果、本年度の職員採用試験におきましては、久方ぶりに、技術系職員を希望する方からの応募がございました。道路、橋梁、河川などの専門的な技術系の職員は、当町の行政運営において必要不可欠な人材でありますことから、引き続き、採用に力を入れております。

さらに、平成23年度から実施しております国土交通省との人事交流により実現しました国の職員から直接指導を受けることや、町職員が国の事業に直接携わることで、土木技術に関する知識と経験を積むことができております。その上で、橋梁など専門的な知識や技能を有する点検につきましては、国土交通省が主催する道路構造物管理実務者研修に参加することで専門知識を蓄え、点検を実践しながら土木技術の習得に努めているところでございます。

また、職員の御質問にあります巡回や設備点検を民間委託で行う考えにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、高度な技術を要する点検業務につきましては、既に専門業者に委託している状況でございます。

一方で、道路などの定期パトロールにつきましては、未然に事故を防止するため、早期発見、早期対応が重要でありますことから、現時点におきましては、民間委託で行うよりも職員による定期的なパトロールのほうが効果的であると考えております。

次に、4点目の公式LINEアカウントを活用し、道路異常などをレポートしてもらう住 民通報システムの運用開始をする自治体が増えている、町にそうした考えはについてお答え をいたします。

道路穴や陥没等の道路異常につきましては、現在、職員によるパトロールのほか、自治会から提出される土木事業等要望箇所調書や住民の皆様などからの通報により把握し、対応している状況でございます。

一方で、議員の御質問にもありましたとおり、LINEを活用した住民通報システムを運用する自治体が増えてきている状況もございます。当町におきましても、町公式LINEアカウントなどを活用した道路異常における住民通報システムの運用に向け、課題の整理などを行っているところでございます。

次に、5点目の町内工事情報のLINE発信が開始されたが、こうした情報提供の充実を継続させる考えはについて、お答えします。

現在、道路の通行止めや夜間工事など、住民の皆様や道路を利用される方々への影響が大きい工事につきまして、町ホームページやLINEを活用した工事情報の発信を開始したところでございます。今後もこうした工事を中心に、町民の皆様への情報発信に努めてまいります。

○議長(大石 巌君) 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

3番、盛 純一郎君。

○3番(盛 純一郎君) 3番、盛です。

御答弁いただいた中で、明確なお答えが出ているもの、多くあったと認識しております。 再質問に当たりましては、そうした部分に関しては質問を用意してありますが、少し割愛しながらしていきたいと思います。

まず、1つ目の点検体制。

今回、明確に教えていただきました。週に1回、2人1組ローテーション、ただ、ここでちょっと分からないのが職員当番制、これが具体的には担当課の中での当番がどのぐらいの頻度で回ってくるのか、それとも複数の課がまたいで、今日はあなたねという形なのか、ここら辺がちょっと知りたいなと思いますが、お願いしてもよろしいでしょうか。

- ○議長(大石 巌君) 建設課長、田邊 誠君。
- ○建設課長(田邊 誠君) 建設課でございます。

定期パトロールを実施している職員の内容、どの職員がという御質問でございますが、建設課で管理している道路、河川、公園というのは建設課のほうで管理させていただいておりますので、それらの定期パトロールにつきましては建設課の職員の中で対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(大石 巌君) 3番、盛 純一郎君。
- ○3番(盛 純一郎君) 3番、盛です。

こうした体制が、今、2人1組で毎週各地ごとローテーションで回っていく、これ恥ずか しながら私、存じ上げなかったんですが、これはいつ頃から実施されて、今に至るのかとい うところも教えていただきたいです。

- ○議長(大石 巌君) 建設課長、田邊 誠君。
- ○建設課長(田邊 誠君) 建設課でございます。

この定期パトロールにつきましては、開始の時期というのは、すみません、ちょっと存じ上げていないんですが、もうかなり前から実施はしておりまして、ただ、そのやり方については時点修正というんですか、改良を加えながら現在に至っているという状況でございます。

以上です。

- ○議長(大石 巌君) 3番、盛 純一郎君。
- ○3番(盛 純一郎君) 確かに課の人員が変わっていく中で、いつからというのを即答でというのは難しいのは今感じてはおりますが、別の質問でございます。

いわゆる、今、御答弁いただいたパトロールとは別に緊急出動といいますか、即時対応、要するにルーチンではなく、ローテーションではなくて、そういうものもきっと年間の中ではかなりの頻度があるんじゃないかなと感じているんですが、そうした緊急出動、例えば月間とか年間とかでもいいんですが、月平均、年平均であっていいんですが、そうしたものはどのくらいあるのか。それはもう職員さんが対応100%するものなのか。これ、御答弁いただきたいと思います。

- ○議長(大石 巌君) 建設課長、田邊 誠君。
- ○建設課長(田邊 誠君) 建設課でございます。

まず、緊急出動ということで、主たるものは大雨などの警報が発令された場合が一つとしてございます。このような警報が発令された場合は、先ほどの定期パトロールの当番表とはまた別の当番表がございまして、その当番表により職員で対応のほうさせていただいているんですが、その際は水害対応とともに、道路や河川のパトロールも実施させていただいているところでございます。

その大雨の警報に対する頻度というんですか、これまでの実績なんですが、令和元年度においては5回ございました。日数で申し上げますと20日間。令和2年度におきましては11回、日数にしまして24日間。今年度におきましては、これまでに7回、日数では10日間というところでございます。

また、このほか日常的に土木事業等要望調書、あるいは電話や窓口でいただく要望事項などに、その都度対応のほうさせていただいていますが、この頻度は非常に多くて、ちょっと記録を取っているわけではなくて、明確な数字はちょっと申し上げられなんですが、感覚としてはほぼ1日1回、多いときは三、四回あるというようなところが現実でございます。

以上でございます。

- ○議長(大石 巌君) 3番、盛 純一郎君。
- ○3番(盛 純一郎君) 3番、盛です。

ちょうど次に聞こうと思っていました。意外と緊急出動という意味では、特に災害といいますか、大雨中心ので、年間でそこまで、今、回数だけを、多ければいいものでもないとは思うんですが、少なければ少ないに越したことはないと思うんですが、その程度と。ただ

し、電話での通報でというのが1日に数件あると。これですね、お答えいただけるかどうか 分からないんですが、電話応対あるいはすぐ来いとかね、見に来いみたいな話ですね、通常 の業務に支障を来しているんじゃないかと思いまして、そのあたりは、現場の方の感覚でど のようであるかというのはお答えしていただけるでしょうか。今、現状です。

- ○議長(大石 巌君) 建設課長、田邊 誠君。
- ○建設課長(田邊 誠君) 建設課でございます。

先ほど申し上げさせていただいたとおり、かなり現場に出動する機会というのは大変多いんですが、その全てが道路や河川、公園などを管理する業務の一つとして、これもまた通常業務と捉えていますので、現時点ではその通常業務に支障を来しているというような判断はしておりません。

以上でございます。

- ○議長(大石 巌君) 3番、盛 純一郎君。
- ○3番(盛 純一郎君) 理解いたしました。

一つ目に対する最後の質問なんですが、実際にパトロールなどで道路の、特に陥没ですとかで、例えば職員さんがそういう応急処置材のようなものを持って直す、どの程度直せるのか、これはもうプロというか専門の業者に委託案件だというところとか、これだったらすぐ直せるよと、例えば取りあえず応急措置で土のうを積んでおこうとか、あるいは穴を埋めようとか。これは恐らく、定例会の中でも少し言及はあったと思うんですが、どの程度ならば直すけれども、ここからは先はというところで一つ例を挙げていただけないでしょうか。パトロールの中で見つけたことに対しての即応という部分です。

- ○議長(大石 巌君) 建設課長、田邊 誠君。
- ○建設課長(田邊 誠君) 建設課でございます。

パトロールの際に発見しました道路異常などに対する対応というところでございますが、 職員でやれる範囲というのはやっぱり限られていまして、基本的には手で行える作業につき ます。最終的には、専門業者のほうに補修のほうを指示するわけなんですが、そこまでのつ なぎと言うんですが、緊急的な対応としましては、議員おっしゃられましたとおり、土のう を詰めたり、あと常温合材というアスファルトのものがあるんですが、そういうものも完備 しておりますので、そういうので一時的に穴埋めをする。あとほかには障害物の撤去とか、 改修、あとは草刈り、枝払いといったあたりは、職員で対応していることもございます。 以上です。

- ○議長(大石 巌君) 3番、盛 純一郎君。
- ○3番(盛 純一郎君) 内容理解いたしました。

すみません、一つ追加なんですが、年間のそうしたものに対する修繕の予算がトータルで 今現状、2,500万円あるというふうに、事前のちょっとお話合いで伺っております。その内 訳と、これもやはり現場の方の感覚になるんですが、例えばそれで何とか賄えているのか。 それとも、今現状のこの老朽化が進んでいく中で、修繕の頻度とかを考えたときには、とて も足りないようなのか。余裕があるということはないと思うんですが、例えばその場合にど うしても本来は今年度にやりたいものを、予算がもうちょっと大分食っちゃっているから、 翌年度に回さざるを得ないとか、そのようなことがあるのか、そのあたりをぜひ今日お伺い したかったなと思っていたんですが、今の予算で充足できているものなんでしょうか。よろ しくお願いします。

- ○議長(大石 巌君) 建設課長、田邊 誠君。
- ○建設課長(田邊 誠君) 建設課でございます。

今、議員がおっしゃられました修繕費に伴う予算2,500万ということでございますが、その2,500万の内訳というのは、中身2つございまして、1つは道路などの補修であったり、小規模な舗装修繕などを年間を通じて行うための予算が、2,000万お認めいただいています。

このほか、区画線や転落防止柵などの復旧や整備、これを行うための予算500万円お認めいただいておりますので、合わせて2,500万円という予算で執行のほうをさせていただいておるというところです。

今年度の予算のお話なんですが、これまでもほぼ同規模の予算で実施のほうさせてきていただいているところでございますが。いただいている要望とかそういったものについては、おおむねその予算の中で緊急的なものとかも対応はしていただいておりますので、今後もその予算をベースに考えていきたいとは思うんですが。ただ、そこに収まらないと言うんですか、その予算で執行し切れない、どうしてもちょっと大規模なものであったり、緊急性が高いものがあることもこれまでもございました。

その際は、別途予算措置をさせていただいて対応させていただいているという経緯がこれまでもございました。今後におきましても、そういうものにつきまして、必要に応じて別の予算立てとか、予算措置のほう検討させていただきたいと、そのように考えております。 以上です。

- ○議長(大石 巌君) 3番、盛 純一郎君。
- ○3番(盛 純一郎君) その部分ぜひ聞いておきたかったので、国のほうの試算では、今後 インフラの老朽化に伴ういわゆる道路改修ですとかの費用が、2018年を1としたら、もうこ こ最近では1.2、以後毎年1.2、1.3、10年後には1.5倍ぐらいどうしても必要になるだろうと いうような内容のものを読んだ上で、そういう部分ではそうした建設に関する補修予算もや はり増額が必要なのではないかなと、私なりに今回これ調べて思ったところを言わせていた だきました。

それでは、2つ目の質問のことでございます。

私、昨年度ちょうど12月一般質問で、避難所のペット同行についてどうかというお話をさせていただいて、そのときの御答弁、丁寧に答えていただいたんですが。ぜひ、これを町民の理解が得られるように広報紙に紹介していただけませんかというところで、今年の9月に、ペットの同行避難について広報よしだで特集記事を組んでいただきました。

私に、これってどうなのって相談いただいた方に、それを見てもらって、大変満足と言いますか、よく載っけてくれたねというようなことございました。

私が今言いたいのは、このパトロール、このようなことを町で職員さんがやっていますと。これは難しい話ではなくて広報紙に載せるので分かりやすい形で、職員さんがこんなふうに見回っていますよというようなのをカラーで、写真入りで、ぱっと置いてあげる。これはやはり広報紙向けだと思うんですよ、定期的なものの。こういうものをどんな仕事、どんなふうに点検しているか。今の御答弁の内容ですね。とか、頻度なんかを分かりやすくしたもの。これ広報紙面などで特集記事を組んで、町民への理解の促進、そして老朽化に対する

警鐘ですとか、そういうものの周知を改めてお願いしたいと思うんですが。どなたか御答弁 いただけますでしょうか。

- ○議長(大石 巌君) 建設課長、田邊 誠君。
- ○建設課長(田邊 誠君) 建設課でございます。

今、議員がおっしゃられました、今町で実施しておりますこういった定期パトロール、あるいは橋梁点検の内容につきまして住民の方に周知する。このことにつきましては、道路異常の通報システム、今後検討のほうさせていただいておりますが、そういったものと併せて、また周知のほうを、準備が整い次第させていただきたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(大石 巌君) 総務課長、久保田明美君。
- ○総務課長(久保田明美君) 総務課でございます。

広報というところのお話でしたので、担当のほうからお話をさせていただきます。

今回、ペット同行というところの特集を組ませていただく中で、ペットについての避難所というところのお取扱いをさせていただきました。そういったように広報の中の特集を組んだときには、やはりそういう内容を盛り込みながらというところでありますので、何かの機会において、こういう特集というのはすごく年に何回かやらせていただいていますので、その中では内容を充実したものにして、そういうところで皆様に周知できるのかなというふうに思っています。

議員がおっしゃるように、広く皆さんに町の業務を知っていただくという面では有効な手段なのかなというふうに思っていますので、今後、道路パトロールに限らず、町の業務がこういうことをやっているというところの周知は、広報誌を含め、やらせていただければなというふうに思っております。

- ○議長(大石 巌君) 3番、盛 純一郎君。
- ○3番(盛 純一郎君) 今、それぞれ課長方おっしゃっていただいたところ、一々納得でございます。

まずは、その通報システムの確立と併せて、そこで通報システムの案内と同時に職員さんがやっていることを紹介すると。実際にやはり紙面できっちりやるということになれば、当然調べもの、それからレイアウトですとか、記事の作成などで、私も全然すぐとは思っておりません。来年度の中でできてくれればいいなぐらいは思っていますし、実際にそのレイアウト、その記事として採用するためには、ほかのものとどっちが先に出したほうがいいのかとか、案件の比較検討もあると思いますので、これはやっぱりお願いになってしまうんですが、そうしたものが出れば、やはり町は道路の点検はこうしているんだ。そして、道路ってだんだん何て言うか、お金がかかってくるんだなとか、老朽化に進んでいくに当たっては、じゃ、道路の取捨選択みたいなものも町民の方には考えていただかなければいけない局面もきっと来ると思っていますので、そのためにも、またよろしくお願いしたいと思います。

それでは3つ目の内容だったんですが。3つ目は私ちょっと調査不足で、土木技術者の育成と言いますか、今現状の中で、やはりその点検の内容とかノウハウの蓄積がどの程度あるのかなというところと、実際はやはり町の職員さんの中では、やっぱり手に負えないような調査ですとか点検なんかは、委託しているということが今の御答弁で分かりました。

先ほど、町長答弁の中で、高校へ行ってPRしてきたというお話がございました。これ具

体的にどこの高校だとかって教えていただけるものなんでしょうか。そして、そのときの感 触というか、そうしたものってどんな形だったんでしょうか。

- ○議長(大石 巌君) 総務課長、久保田明美君。
- ○総務課長(久保田明美君) 総務課でございます。

職員採用のためのPRというところになりますけれども、工業系の高校に出向かせていただきました。近隣の高校と言うと島田にある工業系の高校になります。それと、静岡にも工業系の高校がありますので、そちらのほうにも案内を送らさせていただいて、担当のほうから電話を入れたりとか、募集していますというのはPRはさせていただいて、技術系の職員をぜひ採用させていただきたいというところで、公務員に興味を持っていただきたいというようなPRをさせていただきながら、受験の資格とかそういうものをしながら話をさせていただいて、町長にも御足労いただいて、募集のほうのお話をさせていただいたという経緯がございます。

- ○議長(大石 巌君) 3番、盛 純一郎君。
- ○3番(盛 純一郎君) そうですね。私も常々公務員は一定の人数増やすべきだと思っております。それは、当然今後の様々な社会変動に対して、いわゆる技術的にそこを支える人材の育成、それはもう入ってから育てるというのも一つなんですが、もともとそういうものを学んで、そこに志す若い人が一人でも多くなればいいなという意味で、技術系の各高校を回って、毎年うちの町の採用試験を受けてみないかというところ、これはぜひやるべきだと思います。すみません。僭越な話なんですが、毎年継続していただければと思っております。それでは、4つ目の質問。いろいろ設備、専門的な知識とかあるいは国との関係とかであ

それでは、4つ目の質問。いろいろ設備、専門的な知識とかあるいは国との関係とかであったので。

あ、3つ目で一つだけちょっと教えていただきたいことがございました。

国からは、そうしたインフラの老朽化に対して様々な支援策が打ち出されております。そうした部分に特化しての予算づけなどもあると聞いておりますし、また答弁でも少しございました技術連携と言いますか、技術者の派遣ですとかそういうもの。自で調べたら吉田町ありました。

吉田町が令和元年、古川橋の修繕に対して静岡県吉田町、これ直轄診断・修繕代行というのを国に依頼していると。ただし、その措置が、まだこの段階ではちょっと明確にというか、なかったので、これ、それが行われた一昨年度まで、平成30年度ぐらいまでのは大体修繕代行事業に移行しているというようなところを、ちょっと資料として見つけました。

じゃ、実際にやっているんだなというところで、要するに国からの代行支援、直轄診断の 代行とか様々な件で連携取っているんだなというのは分かりましたが。このことに関して、 ごめんなさい、実際議会の中での話はあったかも知れないんですが、この古川橋の直轄診 断・修繕代行、この経過とか、今の現状がどうかということだけ、ひとつ教えてください。

- ○議長(大石 巌君) 建設課長、田邊 誠君。
- ○建設課長(田邊 誠君) 建設課でございます。

今、御質問がございました古川橋の直轄修繕・代行事業についてでございます。

この古川橋は町が管理する橋梁でございますが、議員おっしゃられましたとおり、令和元年度に町の要請により、道路メンテナンス修繕というところの直轄診断が実施されました。 その後、直轄修繕・代行事業に採択されたことを受けまして、国により令和2年度、昨年 度、工事に向けた補修設計のほう実施のほうしていただきました。

今年度につきましてはそれに引き続いて工事のほうを実施、今まさにしていただいている ところで、今年度中に完了する見込みでございます。

以上でございます。

- ○議長(大石 巌君) 3番、盛 純一郎君。
- ○3番(盛 純一郎君) 今の内容で理解はしています。

また今後も、要するに町だけで賄えないものはどんどん国から技術支援なり、そういうものを診断の代行なり、そういうものを連携してやっていただければと思います。

そこで、ちょっとこれもう少しやさしい話で一つ教えてもらいたいことが、また出てきま した。

こうした道路点検、特に橋梁が多いんですけれども、大体それでレベル診断をして、大き く4段階に分かれるらしいんですね。

1つ目は、このまましばらく使っていても大丈夫だよというレベル。そして2つ目は、大丈夫だけれどもちょっと経過はちゃんと見ようねというレベル。そして、レベル3つ目が、これかなり老朽化しているから早めに手を打とうよというレベル。そして、これはほとんど1%もないんですが、今すぐ修繕しなさいという4つのレベル。物によって、場所によって全然違うと思うんですが、例えばこのレベル3やレベル4、このレベルが吉田町内の、特に橋梁ですね、橋梁に関してどの程度あるのか。

もう1つ、ごめんなさい。質問幾つもするといけないとは、くせになっちゃっているんですが。

サツマトンネルございますよね。あれってレベル幾つなのかなというのがございました。 1つずつ行きます。吉田町の橋梁において、レベル3やレベル4のものって現在あるんで しょうか。

- ○議長(大石 巌君) 建設課長、田邊 誠君。
- ○建設課長(田邊 誠君) 建設課でございます。

当町で管理する橋梁の点検結果という現状というところでございますが。町長答弁でも申し上げましたとおり、点検の結果、4段階区分が分かれます。1つは1としては健全という1でございます。2は予防保全段階、3というのが早期措置段階、4というのが緊急措置段階で、このうち3の早期措置段階、また4の緊急措置段階という橋梁につきましては、もう何かしら手を打たなければいけないという状況の橋になります。

この橋が当町には3と4合わせて29橋、これは答弁の中で、町長答弁の中で申し上げたとおりなんですが。その内訳なんですが、29橋のうちレベル3が28橋でございまして、4と言うものは1橋でございまして、この橋は念佛橋でございます。

すみません。トンネルのというお話が出たんですけれども、すみません。もうちょっとどこのトンネルかということで教えていただいてもよろしいですか。

- ○議長(大石 巌君) 3番、盛 純一郎君。
- ○3番(盛 純一郎君) 小山城の下を走るサツマトンネル、あそこ違いましたっけ。すみません。あそこよく通るトンネルではあるんですが、ライトが暗いとかいう話はよく聞いているんですが。あのトンネル自体の健全化は、今のレベルで申し上げるとどの程度になるかということは教えていただけますか。

- ○議長(大石 巌君) 建設課長、田邊 誠君。
- ○建設課長(田邊 誠君) 建設課でございます。

ただいま議員のおっしゃられましたトンネルは、備前守隧道ということと思いますが。申 し訳ございません。そのトンネルにつきましては県の管理でございまして、ちょっと町のほ うでは、その結果のほうを把握しておりませんので申し訳ございません。 以上です。

- ○議長(大石 巌君) 3番、盛 純一郎君。
- ○3番(盛 純一郎君) 了解いたしました。県のほうに聞いておきます。

では、次の質問いきます。

4つ目でございます。

公式LINEアカウントの活用で、今御答弁では、これ結構かなり前向きなお答えだと認識しておりますが。実際の運用開始に向けての課題の整理などを行うと。ただし課題の整理に何年かかかるというような可能性もあるのかなと思うので、もう少しだけ聞いていきたいと思います。

これ本当に有用なシステムで、全国の自治体がやり出せば、これは吉田町もやっていくのかなと思っているんですが。課題の整理などを行って、例えば具体的にどの辺での運用を目指したいというところまでの言及はいただけますでしょうか。来年度、再来年度、ここら辺のところお答えいただければと思います。

- ○議長(大石 巌君) 建設課長、田邊 誠君。
- ○建設課長(田邊 誠君) 建設課でございます。

LINEなどを活用した住民通報システムの運用についてでございますが。

町長答弁でも申し上げたとおり、これはこういったものを運用したいというところで、 今、課題の整理のほうを進めさせていただいております。

具体的には、今職員間ではございますが、既に試験的に運用のほうしておりまして、LINEを用いて現場で写真を撮って、そこに位置情報とコメントを記入して送信することで、役場のパソコンでその内容を把握でき、それから指示、補修の指示につながるというようなものを目指しているわけなんですが。

その運用時期につきましては、今いつというのは明確にはちょっと申し上げられませんが、来年度ぐらいにはちょっと運用のほうを開始したいというところで、今進めているところでございます。

以上です。

- ○議長(大石 巌君) 3番、盛 純一郎君。
- ○3番(盛 純一郎君) 今のお答えで承っておきたいと思います。

来年度の運用を目指した形での速やかな課題の整理を行った上で、これ実は建設だけの案件ではなくて、例えば上下水道ですとか、町所管の公共施設に工事があった場合なんかのお知らせ、そうしたものをトータルで考えた場合には、もちろん私としては今回道路情報だけに限ってどうですかという話だったんですが、ここのお知らせもせにやいかんねというところ、今でも実際にやれているとは思うんですけれども、その結果の工事が発生して、例えば通行止めとか渋滞が発生するようなこと、これがもし事前に分かったり、あるいは目的や終わる時期が分かれば、そこを避けることで交通渋滞の緩和ですとか、もっとちょっと大げさ

に言うと交通事故の抑止ですとか、そんなところまであり得るかなと考えた場合には、ぜひともその課をまたいで、そうした工事情報などは工事のカテゴリーを建設と言いますか、工事情報みたいなカテゴリーを1つつくって、そこに情報を集約するような出し方で、それを知りたい人はそこを登録しておけばいいという形で十分運用できると思いますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

じゃ、あと質問1つにさせていただきます。

これは、ふわっとした質問ではあるんですが、そうした公共インフラの老朽化対応、これ全部やりますって、私、難しいんじゃないかなと常々思っておりまして、やはり人の流れですとか、住宅の流れ、人口だって減っていく中で、全部を元どおりに修繕します。新しい道もつくります。誰も通っていない道も直しますは、現実的には予算的にも人員的にも不可能だと思っておりまして、場所や居住実態、それから交通の実態なども大分変っている、そういうものを勘案して、直さない場所、統合していく場所、ちょっと言い方悪いですけれども、いわゆる捨てる決断と言いますか、そういうようなものも必要ではないかと考えております。

ここを、行政の方は一生懸命全部やりますという答えも多いかと思うんですが、町としての認識はどのように持っていらっしゃるか。できましたら執行部の方にお伺いできればと思っております。

- ○議長(大石 巌君) 副町長、平井光夫君。
- ○副町長(平井光夫君) 今、議員の御質問にありましたように、全てを維持するのは難しい ということは、今問題になっているところでございまして、国土交通省なんかはそういった ことを対策のためにコンパクトシティという形でいろんな機能を集約することによって、イ ンフラ整備を効率的にやろうということを言っております。

その点から考えますと、当町は比較的もう既にコンパクトシティの要素を持っているところでございまして、それほど面積の広いというか過疎地域を抱えているようなところに比べると、そういったインフラを廃止するということは、まだ少ないんじゃないかと思っておりますが、ただ、多かれ少なかれそういったものも出てくると思いますので、それは必要に応じてそういうことも検討せざるは負えないと思いますが、周辺の過疎地を抱えているようなところに比べては、まだそういう要素は少ないのかなと、そういうふうに認識しております。

以上でございます。

- ○議長(大石 巌君) 3番、盛 純一郎君。
- ○3番(盛 純一郎君) そうですね、吉田町の地形ですとか人口動態とかを比べると、広い 自治体なんかはもっと苦労しているんだろうなという思いもあります。

とは言え、今あるものがなくなったときの人の不満てすごいじゃないですか。何で直さないんだとか、何でここなくすんだっていうところの、何て言うかフリクション、摩擦ですとか反発みたいなものをうまくさばきながら、いいコンパクトシティ化、もう既にある程度できていますが、よりよい形での町づくりを期待したいと思います。

とは言えなんですが、そうした中で技術革新も相当進んでおります。先ほど点検の話で言うと、例えばですけれども、今2人1組でという話なんですが、1人がドローンを持っていって、ドローンで目視させて、それを映像で担当課に同時配信して、それでチェックすると

か。あるいはロボットAIが、そこの前回との違い、腐食だとかも判断してという、これはもしかしたら民間委託ですとか外部委託の技術的な問題かもしれないですが、もしかしたら町役場でのふだんでの巡回でも、先ほど申し上げた、あの、じゃ堤防だったら上からドローンで見ようとか、あるいはこれもよくある話なんですが、AIの自動運転なんかを利用して、町内を回らせて異常発見、これももう技術的にはかなりできるところまで来ていると聞いておりますので、そうしたものも事例研究ですとか活用なども考えた上で、よりよい形でのこうした道路の整備に努めていきたいというところをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長(大石 巌君) 以上で、3番、盛 純一郎君の一般質問が終わりました。 ここで、暫時休憩といたします。

再開は13時、午後1時からということにしますので、よろしくお願いします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 零時56分

○議長(大石 巌君) 時間前ではありますが、休憩を閉じ会議を再開します。 ただいまの出席議員数は13名です。引き続き、一般質問を行います。

◇ 山 内 均 君

○議長(大石 巌君) 8番 山内 均君。

〔8番 山内 均君登壇〕

○8番(山内 均君) 私は通告に従い、一般質問をさせていただきます。

コロナ禍での高齢者や生活弱者などの見守りについて。

私は、コロナウイルス感染症の拡大で、日常が非日常に変わったと感じております。都市 封鎖とか強烈な制限をかけるところまでいかなくて本当によかったと思っています。そし て、日常ができるだけ早く戻ることを想定しながら質問をさせていただきます。

今回は、地域の方々に大変な御協力をいただきました。後ほどまた紹介いたしますけれど も、質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により不要不急の外出自粛要請が出され、老人会の活動やグラウンドゴルフなどの集まりが制限された。その制限は高齢者や生活弱者などのひきこもりや孤立による運動不足やストレスによる心身障害、鬱病などを引き起こす危険を持つ。

それら高齢者や生活弱者を守るために、見守りネットワークや民生委員による声かけ、安 否確認などの活動を通じて、町は高齢者などの実態の把握や福祉の相談に乗り、様々な問題 解決に取り組んでいることは承知しております。特に、民生委員の活動は範囲が広く責任も 重大であり、かなり、成り手不足が生じています。

そのため、県は令和元年12月から民生委員・児童委員を補佐する民生委員・児童委員協力 員ペアサポーター制度を創設し、民生委員の負担軽減や不安解消に取り組んでいます。ま た、地域の見守りには、共助としての町内会制度は重要な存在であり、地域の絆づくりには 大きく欠かせないものであると考えております。

以下、質問をします。

- (1) 民生委員・児童委員協力員制度の運用やペアサポーターの認定は。
- (2)民生委員による高齢者見守りの対象は、70歳以上の単身者及び夫婦世帯とされているが、それ以外の生活弱者などの見守りや安否確認は。
- (3)町内会の組ごとの定期的な会合は、近隣の情報収集には最も有効な手段であると考えるが、定期的な会合を行う組が減少している。非日常を考えると存続を図るべきと思うが、考えは。

以上、よろしくお願いします。

○議長(大石 巌君) それでは、答弁をお願いします。 町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長(田村典彦君) コロナ禍での高齢者や生活弱者などの見守りについての御質問のうち、1点目の民生委員・児童委員協力員制度の運用や、ペアサポーターの認定はについてお答えいたします。

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣の委嘱を受け、地域の相談役として介護、子育ての相談ごとや、生活上の困りごとなど、福祉に関する様々な相談に応じていただいております。

近年、生活課題の多様化などによって民生委員・児童委員の役割はますます重要となり、民生委員・児童委員に対する社会からの期待はより一層高まっておりますが、その一方で、地域の福祉ニーズの拡大による負担の増加などから、成り手不足の問題が生じている状況でございます。

こうした中、静岡県では民生委員・児童委員や地区民生委員児童委員協議会の活動を補佐する協力員制度を令和元年12月に創設をし、当町においては、ペアサポーターとして静岡県知事から1名が委嘱され、民生委員・児童委員に同行訪問をしていただくなどの活動をされております。

この民生委員・児童委員協力員制度におけるペアサポーターは、県内では10月1日時点で、110名が活動されておりますが、ペアサポーターを配置する場合は、地区民生委員児童委員協議会会長の推薦書などが必要となりますので、今後、民生委員・児童委員からペアサポーターを配置したい旨の要望があった場合は、吉田町民生委員・児童委員協議会会長と調整を図り、必要な手続を進めてまいります。

次に、2点目の民生委員による高齢者見守りの対象は、70歳以上の単身者及び夫婦世帯と されているが、それ以外の生活弱者などの見守りや安否確認はについてお答えいたします。

議員の御質問にあります民生委員による高齢者見守りの対象につきましては、吉田町民生 委員実熊把握調査の対象と捉えてお答えいたします。

本年度の吉田町民生委員実態把握調査は、新型コロナウイルス感染症の影響により、10月 14日から来年1月14日まで期間を延長し、民生委員・児童委員には、対象者の自宅を訪問していただくなど、生活状況の把握に努めていただいております。

この実態把握調査においては、身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳A、精神障害者保

健福祉手帳1級、指定難病、特定疾病、小児慢性特定疾患の医療受給者証の交付を受けている方なども対象としており、70歳以上単身者及び夫婦世帯に限定しているわけではございません。

さらに民生委員・児童委員には、この実態把握調査だけではなく、生活困窮者、高齢者、 障害児者、子供、子育て家庭など地域住民の身近な相談相手として、専門機関へつなぐなど の幅広い支援活動を行っていただいております。

次に3点目の町内会の組ごとの定期的な会合は、近隣の情報収集には最も有効な手段であると考えるが、定期的な会合を行う組が減少している。非日常を考えると存続を図るべきと思うが町の考えはについてお答えいたします。

議員御質問にあります町内会の組ごとに定期的な会合を行うことにつきましては、情報収集の手段の1つであるとは思いますが、実態といたしましては、それぞれの組において御事情や御判断があり、全ての組において定期的な会合が行われているわけではないと聞いております。

議員は組ごとの定期的な会合の存続を図るべきとのお考えでありますが、組内における有効な情報収集の方法は、各組の世帯構成や年齢層など状況により様々であると思われますので、各組において検討していただくことが最良であると考えております。

○議長(大石 巌君) 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

8番、山内 均君。

○8番(山内 均君) 今、簡潔な答弁いただきました。

その中で、再質問するに当たり、まず民生委員制度の歴史、ちょっと調べてみました。そうしたら、1948年、23年7月29日に民生委員法が公布されています。私の生まれた年なんです。73年前です。

民生委員法の第1条には、民生委員は社会奉仕の精神を持って常に住民の立場に立って相談に応じ及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めることとするとあります。第5条には、民生委員は都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣がこれを委嘱する。2、都道府県知事は前項の推薦を行うに当たっては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦したものについて行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法第7条1項に規定する社会福祉審議会の意見を聞くように務めるものと規定されています。

そこで1問目にお聞きをいたします。

説明のとおりペアサポーター制度、町民課の一応お話を聞いたときに、この制度を初めて知りまして、この制度に関しては以前から町の中でなかなか行けなくて、そしてコロナを含めて、それ以外のことも含めて、民生委員の人がそれぞれ自宅へお伺いすること、例えば夜ね。そうすると犯罪であるとか、詐欺であるとか、そういう心配もしなくてはいけない。あとはとにかく女性の1人のところになかなか行けることがないと。それは常日頃思っていたんですけれども、その中にこの制度がタイミングよくできて、タイミングよくというか、本当によくしたものができたと思います。

それで、それに対して質問させていただきます。

今、町長の答弁の中には、サポーターが国及び県が求める民生委員の役割と吉田町が求める民生委員の役割は具体的に示していただきたいと思うんですね。要するになかなか実際の

民生委員の人たちに伝わるときに、具体的なものがあれば非常に分かりやすいし、もし受ける側もそれに向かって準備がしっかりできると思いますので、その辺のそこの役割、具体的な役割っていうのはどういうふうに考えていますか。お聞きをいたします。

- ○議長(大石 巌君) 福祉課長、杉田香織君。
- ○福祉課長(杉田香織君) 福祉課でございます。

民生委員の役割ということで議員から今御質問がございましたが、国・県が求めている民生委員の役割と町が求めている役割というのは同じになりますので、今、議員が御紹介いただいた民生委員法によります社会福祉の精神を持って、常に町民の立場に立って相談に応じと言ったところと、あと、必要な援助を行うというところで、町民が求めているところの、先ほど民生委員法を読んでいただいたんですが、その後ろのほうに13条がございまして、民生委員の職務といったものが明記されております。国・県と同じように、町もそこの責務を担っていただくように、研修等を開かせていただきまして、民生委員さんに具体的な方法をお伝えさせていただいているところです。

具体的に民生委員法を読んだほうがよろしいですか。

- ○議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) 民生委員の方々が、その民生委員の方々以外にもまたこれからサポーターの方々が、できる、やるべきこと、具体的にわかると非常に準備ができる。それが分かると思うんですよね。

今日、資料を提出をしましたけれども、ちょっと見ていただくと、今言ったようなことが 書いてあって、その2枚目の裏側、そこのところにペアサポーターの配置、専任、任期、活 動内容と書いてあります。

この活動内容が、実は当時抽象的であって、具体的なものが何かというのが実際には分からないものですから、それが分かれば、非常に民生委員として行動する側、受ける側が、しっかりとした準備ができるし、安心が得られると思うんですね。その辺でできる限りの、具体的なものをお願いしたいんです。どうですか。

- ○議長(大石 巌君) 福祉課長、杉田香織君。
- ○福祉課長(杉田香織君) 福祉課でございます。 議員の御質問はサポーターについてでよろしいですか。それとも民生委員の。
- ○議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) 1問目としては、民生委員の方の役割とできることは何かということ を具体的に聞きたいということです。
- ○議長(大石 巌君) 福祉課長、杉田香織君。
- ○福祉課長(杉田香織君) 福祉課です。

民生委員の役割ということですので、住民の生活状態を必要に応じ適宜把握しということで、生活全般についてになります。また、援助を必要とされる方に対して、自立した生活を営むことができるように相談に応じること。あと助言やその他の援助を行うこと。ほかには援助を必要とするものが、福祉サービスを適切に使用することができるように、必要な情報、その他の援助を行うこと。情報周知というところも御協力いただくところです。

あとは、社会福祉を目的とする事業を経営する者、または社会福祉に関する活動を行うものと密接に連携し、例えば社会福祉協議会ですとかね。そういったところと密接に連携して

事業を行ったり、活動を支援したりと言ったところになります。 以上です。

- ○議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) その中で、一番分かりやすいのが、相談に応じるというのがありますよね。例えばその相談というのは、具体的にはどういうことに対する相談なんでしょうかね。どう判断しますか。どういう相談か想定をして行動していったらいいのかというのを教えてください。
- ○議長(大石 巌君) 福祉課長、杉田香織君。
- ○福祉課長(杉田香織君) 先ほどもちょっとお伝えしたんですが、生活の中で困りごとに対することですとか、援助を必要としている人に対する相談ということになります。
- ○議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) 私なりに考えていくとね、例えばお年寄りの方が、うちの中に段があってなかなか上がりにくかったときには、そういうケアマネの協力とかそういうのをいただきながら、そこにこういうシステムがありますよとか、そういうのをやっぱり具体的にやっていくことができるんですよね。相談にも乗ることができると思うんですよね。そういうものというのは、具体的には、これ一個一個っていうのは無理でしょうけれども、そういう部分での分かりやすい部分でないですか。
- ○議長(大石 巌君) 福祉課長、杉田香織君。
- ○福祉課長(杉田香織君) 福祉課でございます。

具体的に、民生委員さんが今活動してくださっている中で、民生委員さんが町のほうとか 社会福祉協議会にあります地域包括支援センターにつなげていただいた事例を申し上げます と、おうちのお母さんが何となく弱くなってきたんだろうけれども、どうしたらいいんだろ うっていうことで民生委員さんに声をかけていただいたので、町のほうにつないでいただき まして、おうちの方とお母さんと、どうしていきたいという話を伺いながら介護保険の申請 に結びついたというようなケースもございます。

あとは民生委員さんの中でも、いろんな、何かおうちが汚れちゃっているみたいなんだけれども、おうちの中にごみが多いみたいで、外に出るにも何となく気が引けているみたいなんだけれどもといった情報も、こちらに上げてくださっております。

そういった場合につきましては、これはごみなのか、それとも必要なものなのかといった相談を受けながら、高齢者の場合につきましては地域包括支援センター、障害者の場合につきましては、うちのところにある委託相談こころの方が、障害者の方の相談を受けてくださる事業所がありますので、そちらに結びつけさせていただきまして、お掃除をするところとか、あとどうやって生活をしていくのかといった成年後見制度であるとかといったものに結びつけるようにしておりますので、まずは、民生委員さんは、何か気になるなとか、何か困っているみたいなんだけれどもというところを、町に伝えていいかいということを聞いていただきながら情報を持ってきていただきます。

ただ、うちの福祉課だけで全部分かるわけではなかったりするので、町でもワンストップ相談窓口を設置しておりますので、その中で、これは税務課に相談したらうまくいくのかなとか、水道課に聞いたらいいのかなといったところなんかも、私たちも声をかけさせてもらいながらという形になります。

なので、民生委員さんが、どんな情報を相談を受けたらいいのかといったところも、多分、相談したい人たちも、紛れていて分からないところに紛れているので、何がどうというふうに具体的なものはなくても、何となくうまく回っていないというようなところから、相談を上げてきていただければと思っています。

- ○議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) ありがとうございます。

今の回答で聞いていくと、恐らくありとあらゆるもの、心配ごとであるとか、全てのもの に寄り添っていただけるのが民生委員であるということがよく分かります。

一つね、民生委員の何で役割を聞いたかというと、民生委員の人たちって、この資料にも あるとおり、すごい忙しさを解消するためということが、一つ入っていますよね。

それで、ダイレクトにいきますけれども、先ほどの民生委員の歴史を見ていたときに、昭和23年、73年の歴史があるんですね。それでこの民生委員の制度の解説をしていったときに、一番上のほうに、ボランティアであると。ボランティアであると強烈に出ているわけですよね。ところが民生委員の人たちが成り手も少ないし、大変な思いをしていたときに、私は報酬としてではなくて、例えば費用弁償であるとか何らかの方法で、町が応援することができないかとは思っているんですけれども。その辺はどうなんですか。がんじがらめ。逃げ道というか、キャパを広げるということはできるんですか。

- ○議長(大石 巌君) 福祉課長、杉田香織君。
- ○福祉課長(杉田香織君) 福祉課でございます。

民生委員法にもうたわれておるんですが、民生委員さんが知識を広げるであるとか、経験を踏むための研修の費用につきましては、県のほうからも出ております。県で行う研修につきましては無料で行わせていただいておりまして、皆さんにも資料のほうも配らせていただいたりですとか、ほかの市町で行っている事例なども提供できるように国・県で計らっていただいております。そのほかに、電話をしたりですとか活動のための費用という形で、県からも町からも活動費といったものが支給されているところです。

- ○議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) 今言った活動費という中で、何となくできるような気がするんですけれども、言いたいことは、23年にできたボランティアという言葉がそのままずっとつながっていて、そうすると、やっぱり今の時代、成り手も少なくなってきているだけに非常に大変な思いをしているということに関しての、うまい方法があればと思ってお聞きをしたんです。それはそれで。

その次に、今、ペアサポーターの制度ができたことによって、この認定、町長の答弁の中に、県では110名が活動をしていると。県で全体110名というと、その民生委員の方の仕事って、なかなか特にコロナ禍に関しては、こういう非日常になってくるとできませんよね。

そのときには1人で行くことに抵抗があるときには2人で行く。そうすれば犯罪であると か詐欺であるとか、その一人の家に上がるとか、そういう抵抗が非常になくなると思うんで すね。

そういう意味で、そのサポーターになる人の認定の制度ってあるんですか。認定になるためのシステム。これに関しては大勢の人になっていただきたいというのが本音ですね。

例えば、経験者でなければならないとか、いろんな制度、そういうものってあるんです

か。

- ○議長(大石 巌君) 福祉課長、杉田香織君。
- ○福祉課長(杉田香織君) 福祉課です。

まず、1番最初に、民生委員さん自身から御希望があった場合というところになります。 今町内には51人の民生委員さんがおりますが、その民生委員さんから、自分にペアサポータ ーをつけてほしいということで御希望があったところからスタートします。

どのような方をついていただきたいかというところで話をしまして、前任者、その地区を 3年前にも受け持っている方というような形で民生委員のOBの方を推薦する方もあります し、御家族の方でお願いするといった場合もございます。

そういった方に対して推薦書のほうを、うちの町で言いますと、地区民生委員会協議会が 1つしかございませんので、協議会の中の会長が推薦書を県のほうに出していただいて、県 で委員会を開いていただいて、これで妥当かといったような検討をしていただいての委嘱に なるというような形です。

- ○議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) そのときに、そのサポーターになるというのを上限であるとか、人数 の限であるとか、例えば吉田町でなるときに、そういう限定とかそういうものっていうの は、推薦委員会の中では限定される人数というのはあるんですか。別にありませんか。
- ○議長(大石 巌君) 福祉課長、杉田香織君。
- ○福祉課長(杉田香織君) 議員が今日提出していただいた資料の中にもございますように、 お一人の民生委員に対して一人までというような形になっております。
- ○議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) 町の人といろいろ相談させていただいたときに、心配をして、それで継続をしたい方もいるんですね。周りを心配している方もね。そういう人たちをどういう形で推薦するんだか分からないけれども、その推薦の仕方って、推薦ていうのはどうやるんですか。私がそういう人たちを推薦したいと思うんですけれども。もし私がその推薦委員会に推薦をしたいと思ったときには、どんな形が取れるんですか。
- ○議長(大石 巌君) 福祉課長、杉田香織君。
- ○福祉課長(杉田香織君) 福祉課でございます。

ペアサポーターの件でよろしいんですよね。

先ほども申し上げましたように、民生委員さん自身が自分にペアサポーターをつけていただきたいよということを民生委員協議会の会長のほうに言っていただいて、御希望のある方に対してどの方がいいのかといったところは、民生委員さんと会長と協議をしまして決めていくような形になります。

- ○議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) 今の回答の中では、それでは誰がしなければならんというやつはない わけですね。推薦するのは誰でもできる。例えば自分が推薦しようと思ったら、それもでき るということですか。
- ○議長(大石 巌君) 福祉課長、杉田香織君。
- ○福祉課長(杉田香織君) 推薦という制度ではなく、つけていただきたい民生委員さんが、 この人にお願いしたい、前任の民生委員さんにお願いしたいですとか、御家族のこの人にお

願いしたいというような形で、相談を受けてというような形になります。

- ○議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) 了解です。よく分かりました。

民生委員の方が、そこに行って、先ほど言った詐欺であるとか犯罪であるとか、独り暮らしの方のところに行くために二の足を踏むような状況が、このペアサポーターの制度って、非常にうまい制度だと思っているんですね。どうしてもその辺に関しては、県で110人しかいないですけれども、吉田町で20人、30人出てくれば、吉田町の相談が、見守りであるとかそういう相談が非常にできると思うんですね。

その辺はこれからどうなっていくか、ちょっと期待をしていますけれども。

それでもう一つはペアサポーターの権限、例えば、民生委員の方には個人情報の守秘義務、完璧な守秘義務がありますよね。当然、そのペアサポーターになった人にも同じような守秘義務がかかると思うんですけれども、それはどんな形で誓約するんですか。どんな形で誓約をされてますか。契約をするときにそういう文言が入って契約をするとか。

それをやっていかないと、例えばサポーターの人たちがうんと増えて、個人情報が個人情報じゃなくなっちゃう可能性が出て非常に危惧されますでしょう。そういうときにはそういうどんな形で縛りをかけているのか。強烈な縛りをかけないといかんと思うわけですよ。そういうのというのはどんな状況で行われるんですか。

- ○議長(大石 巌君) 福祉課長、杉田香織君。
- ○福祉課長(杉田香織君) 福祉課でございます。

議員の御質問にありますように、個人情報につきましてはとても重要なところになりますので、守秘義務というのがペアサポーターにも課される形になります。ペアサポーターにつきましては、活動で知り得た個人の情報を遵守するといった旨の誓約書を取らせていただきます。県の実施要綱にもそういったものを明記されておりますので、サポーターを辞めた後も、同じように守秘義務が引き続き課せられることになります。

- ○議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) 今聞いたとおり、誓約書も出すことによって、つくることによっての本当に個人情報をしっかり守る状況はできますよね。それは非常にありがたいことだと思いますよね。

ペアサポーターの制度とかそういうものに関しては、本当に民生委員の人たちが安心ができる一つの大きな制度だと思っていますので、ぜひこれは吉田町のほうでも増えていくような、そういう状況をつくっていただきたいと思います。

それと、このペアサポーター制度というのが、町の人たちとちょっと話をした段階でも、ほとんど知らなかったですね。これ令和2年から始まったと書いてありますけれども、恐らく周知ほとんどされていない。私も知らなかった。初めて課長にこういう制度があるということを聞いて、この質問に思い至ったわけですけれども。

その周知の仕方というか、このどういう形で、もちろん民生委員の人はそうでしょうけれども、一番大事なのは、先ほど言ったように、民生委員の人たちが行く側、民生委員側の立場に立ってのこの制度、それと当然もっと大事なのは、受ける人が、それをしっかり把握していれば、そこには本当に意思の疎通、しっかりとしたものが出てくると思うんですよね。そういうものに関してはどうなんですか。受ける人には本当によく周知しなければならんと

いうことでやっていますか。

- ○議長(大石 巌君) 福祉課長、杉田香織君。
- ○福祉課長(杉田香織君) 福祉課でございます。

ペアサポーターにつきましては、令和2年から予算化されて、予算書のほうでも上程はさせていただいておりますので、また議員見ていただければと思います。

このペアサポーターがいるということを知っていなければならないというのは、議員先ほどおっしゃっていただいているように、民生委員さん自身が、こういった制度があって、こういった人たちにサポートを受けながら活動したいということが分かっていただければ、町内の方全部に知っていただかなくても、民生委員さん自身が分かっていていただければ、僕は希望しますよと言ったところの発言をしていただければ大丈夫なものですから。

民生委員さんには、民生委員さんと民生委員の協議会の会長もありますが、そちらにも説明のほうはさせていただきながら、必要な方はお申出くださいということで説明をさせていただいております。

- ○議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) 今、ちょっと言いたかったことは、今まで民生委員の方が1人で、令和にこれができるまでは、1人で大変苦労していた。そういうときにこれができたことによって、受ける側も安心できますよね。例えば2人で来ていただく。心配もかなり軽減されるでしょ。そういうときの、そのための今質問したいのはそこなんですよね。

要するに今、民生委員の人が知っていればいいと言うけれども、受ける側の人がやはり知っている必要があると思うし、いずれにしても我々も今、みんな年を取っていって、そういった70歳を超すわけですよね。

そうすると、今の問題もそうだけれども、これから10年先、20年先が多分、そういうところが、自分の中にも、それぞれの皆さんに起こってくるというときには、それを知っていれば、逆に民生委員の人に来ていただくとか、そういうこともできて、安否確認であるとか健康の確認であるとか、そういうとき、その近隣の状況というのが非常に分かると思うんですよね。そういう意味で私は、受ける側の人にもそういう周知徹底が欲しいと思うんですけれども、それはどうなんですか。

- ○議長(大石 巌君) 福祉課長、杉田香織君。
- ○福祉課長(杉田香織君) 福祉課でございます。

受ける側といったところなんですが、それは町民というイメージでよろしいですか。

確かに、うちの地区には民生委員がこの人だっていうことで町民が分かっている中、その 方にペアサポーターがついた場合、うちにはペアサポーターさんが訪問に来るようになるよ といったように、町民の方が自分の民生委員はこの人だと思っていたけれども、このペアサ ポーターさんなんだということで分からない場合もございますので、議員おっしゃるよう に、受ける側、町民の方にお伝えするのは大事だと思います。

現在、今、吉田町内にはお一人の方がペアサポーターになっておりますので、そのペアサポーターさんにつきましては、この人がペアサポーターになりましたよということで、その地区には周知をしてあります。担当になる、ペアサポーターさんが行く地区につきましては民生委員もおりますが、それをサポートする者がおりますよということで周知させていただいておりますので、どこの地区にもペアサポーターさんがいるわけではないので、サポータ

ーさんがついたところに説明のほうさせていただいて、スムーズに活動をしていただけるよ うにしております。

- ○議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) ちょっと次、2つ目の問題にいきます。

70歳以上の単身と夫婦世帯ということで限定をしている。本来なら65というものが吉田町の場合には、65って本当にちょっと若過ぎますので、ほとんど仕事をしていない人がいっぱいなもんですから70に限定をしたということになっていますけれども。

この70歳以上のね、そういう単身であるとか単身の人がどのぐらいいるのか。単身世帯がどのぐらいあるのかっていうのは分かりますか。そういうデータはないですか。特になければいいですけれども、全体的な数字というのは何らかの形で分かりますか。

- ○議長(大石 巌君) 福祉課長、杉田香織君。
- ○福祉課長(杉田香織君) 福祉課でございます。

住民基本台帳上の単身世帯といった形での情報はあるんですが、すみません、今日はちょっと持ち合わせがなく、民生委員さんにはそういった形で単身の方ですよ。70歳以上の方ですよといった方で、1件ずつ御説明をさせていただいて訪問をお願いをしているところです。

- ○議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) 人数に関しては、それほど私としては意識を持ってはいないんです。 ただその中で、本来65歳の人が70以上に限定してきたでしょ。そのときに、もっと若くても それを必要とする人、確かにいるんですよね。60にならなくても、今そういういろいろな問 題が生じているんですよね。そういう方にも、そういう何か理由をつけて訪問することはで きるんですか。
- ○議長(大石 巌君) 福祉課長、杉田香織君。
- ○福祉課長(杉田香織君) 今回の、吉田町の民生委員の実態把握調査といたしましては、若い方、古い方というくくりではなく、避難行動の要支援が必要な方を中心に訪問させていただいておりますので、身体障害者手帳の1級、2級をお持ちのような、少し介助の必要な方ですとか、そういった方のところへ、あと精神障害の手帳を持たれているような方、そういったところへ訪問させていただいております。
- ○議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) 今日、たまたま産業経済新聞を見ていたら、ここに人口と世界という中に、地方の親世帯は独り暮らしや老夫婦で生活する空き巣老人という表現が出ていたんですね。これを読んでいくと、今言った傾向が右肩上がりで上がってきている。そういう意味をもって、さっき言った民生委員の活躍する場、活躍していただく場がどんどん増えていったときに、一人では大変じゃないかなと。そのときに費用弁償であるとかそういうものが必要じゃないかなということだったんですね。

この空き巣老人てちょっと嫌な言葉ですけれども、初めて知ったときに、世界中がそうい う形にいっているとなると、この民生委員の制度、サポーター制度、これ全く本当に大きな 意味を持ってくると思うんですよね。

ぜひその辺はそういう意味を含めて、これから吉田町の方向性を決めていただければと思います。特に70歳以下の人も含めてね。お願いをしたいと思います。

この70歳以下でも、生活を同居して生活をしている人たちがいますけれども、確かにいるんですよね。それでも、今若い人たちって仕事に出ちゃうでしょ。そうすると、その8時間、10時間は、全く独り暮らしと同じ状況、逆に言うと二世帯であるとか、断絶の中で、逆にそれを強烈に拒否する世界。今そういう傾向があると思うんですけれども。そういうのがあると思うんですけれども。そういうものに関しての今の町の中での民生委員の方の協力というのは得られるんですか。

- ○議長(大石 巌君) 福祉課長、杉田香織君。
- ○福祉課長(杉田香織君) 福祉課でございます。

昼間独居の高齢者のことをおっしゃっていると思うんですけれども。民生委員が、昼間独居であっても高齢者のみの世帯じゃないから受け付けないよといったものではなく、御相談いただければ御相談にも応じてくださったり、さっきのように息子さんがお母さんを見ているケースというのも、民生委員さんが相談にこちらへ持ってきてくれたケースもございますし、もともとは民生委員さんも1年だけの活動ではないので、何年か活動されている方は、若い頃からの心配な方はいるよということで、今回の実態把握調査には該当しない方にあっても、継続して様子を見たい方については、民生委員さんの中でも独自に訪問していただいたりですとか、活動してくださっております。

また、民生委員さんだけではなく、町内ではいろんな方々から情報を上げてきてくださっています。元の民生委員さんであったりですとかほかの活動をされていた方でも、町のほうにいろんな情報を上げてくださっておりますし、民間の新聞の業者であるとか、お弁当の業者であるとかが、最近何となく気になるよとか、家の中が匂うんだけどねということも教えていただいて、直接訪問に行ける場合は直接伺いますし、そうでない場合は高齢者のお宅に回っていますというような形で、地域包括支援センターの者から、福祉の側面でサポートできることはあるかといったような形で、訪問も行っていただいておりますので。

民生委員さんの業務、すごく多く広くなっておりますので、そこだけに頼るのではなく、 地域の力をいただきながら、御協力いただいて、地域での見守りといったような形のことを させていただいているところです。

- ○議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) ありがとうございます。

これから次のところに入りますけれども、民生委員の人のやること、今聞いただけでもかなり広い範囲で起きてきますので、その辺、またしっかりと把握してもらってやっていただきたいと思います。

特にその関係で触れますけれども、町内ごとの定期的な会合、それが重要だよって先ほど質問を出しましたけれども、名前、この中に福寿会っていう団体の方、実際詳しく教えていただいたんですけれども、その方々が、このコロナ禍であっても単身赴任の方、それとか高齢者世帯の方、全員にアンケートを取っていただいたと。

そうするとその中で、一番情報をいただいて多かったのが、人と接触をしたい、会っていたい、話をしていたい、それが一番多かったですね。要するに言いたいことは、そういう会合なんかがあることによって、地域の情報って、全く自分のそういうのやっていないんですけれども、うちの組も28人いますけれども、誰がどういう状況だって細かく分かるわけですね。なので、僕はその中に本当に大切なところがそこにあると思っています。その役割を担

っていただける方が、この吉田町にもいるし、そこに関してのオファーもあったようです。 聞くところによるとね。

そういう制度ができていれば、吉田町でも、特にこういうコロナであるとか、これからい ろんなものがありますけれども、その中でできることって言うと、アンケートを取ること。 先月も民生委員の方がうちに来て、そしていろんなものを書いて、多分届けて全てをこっち へ来ていると思うんですね。

そういうものを続けることっていうのは、一番間違いなく的確に情報を得ることだと思ってはいるんです。そうすると、それはその人たちに任せるのも大事なことなんですけれども、本当は町の制度としてそういうことができれば、吉田町の福祉に対しての評価というのは非常に上がると思うし、安心して暮らせることができると思うんですけれども。

そういう制度をつくるということの可能性っていうのはどうなんですか。アンケートを取っていくような制度、定期的なね。どうなんですか、答えられる範囲で。

- ○議長(大石 巌君) 福祉課長、杉田香織君。
- ○福祉課長(杉田香織君) 福祉課でございます。

アンケートを定期的に取ってということで、議員に御提案いただいたんですが、町でもいろんなアンケートを、その都度角度を変えながら取らせていただいております。福祉課だけで申しましても、地域福祉計画策定に当たり、今年度、今アンケートを取っているところです。前々年度につきましては、介護保険と高齢者の関係のアンケートを取らせていただいております。

議員おっしゃられるように、福寿会さんからのアンケート内容も少し共有させていただきましたが、町で行っているアンケートに加えたようなアンケートを取っていただいたというのも拝見しておりますので。

これ毎年取らなければいけないようなアンケートではなく、皆さんのいろんなアンケートを、福祉課だけでもいろんなアンケートを取っていますので、そのアンケートの中でも精査し、ほかの課でも取っているアンケートも私たちも結果のほう見させていただいておりますので、そこの中で、福祉に役立つものがあれば、共有して実施を事業のほうに移していくということも現在行っておりますので、これも継続しながら、皆さんの意見を聴きながら、事業のほうに反映していければと思います。

- ○議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) 今の質疑と答えが、今回の私の最もやりたかったことなんです。

こういうコロナの中で、本当にアンケートを取っていただける方、このコロナ禍の中では一番最適な方法だと思うんですよね。ぜひそれも含めて意識をしてつくってもらえるようなものができれば、いずれ私たち全部なるわけですから。そこだけはしっかりとしたものを考えていただきたいし、多くの人の知恵をそこに生かしていただくことが、やっぱり最良な方法であると思っています。

あと、町内会ごとの会合というので、私が思っているのは、先ほど言いましたけれども、28件はつぶさに分かっています。それとその安否確認や見守りの情報を取るということは、情報を取る前に、自然と入ってくるんですね。そうすると、あのうちに誰がいるよっていうのがまず分かるんですね。そしてどんな人がいるよ、今入院しているよ、そういうのがよく分かるんです。

コロナになってから非常に感じるのは、グラウンドゴルフをやっていても、1人、2人の 方が脳梗塞で病院へ行って助かった人で、今後遺症が残っている人もいるんですね。それ と、コロナの中で、年寄りの人たち、年の多い人たちが、ちょっと非常に足をけがしたとか そういうものが多く感じられるんですよ。

そうすると、そこにはやっぱりそういう先ほど言った自分が安心できる人と話をする、接触するものがあれば、恐らくプレッシャーがかからずに生活ができると。そういうことになれば、もっと健康的になれると思うんですけれども。

ぜひそういうアンケートみたいなものは先ほど言ったとおりやっていただきたいと。それは一番大事なことであるし、近隣との、隣組との接触、会合、最近は先ほど言われたとおり、それぞれの人たちの考え方に委ねられていますけれども、すごい勢いで減っていますよね。会合をしている組がね。このコロナによってまたそういう形でもっとなっていると思うんですけれども、その辺をどこかで止めたいなと。

それが本当にさっき言った非日常的なことが、これからいろいろ起きてきます。今日鹿児島でもでっかい地震連続して起きていますよね。必ず起きてくるんですよね。そういうときには物すごく大事な情報は、そこでしか入ってこないというのが、私の中で一番重要な部分を占めるんですね。

例えば一方で、SNSとかLINEなんかで情報はもう入ってきますので、意外と若い人たちって、入らない人が増えているじゃないですか。でもやっぱりそれをこう、若い人たちもいずれは年を取っていくということを考えると、自粛に任せるんじゃなくて、町のほうでも、そういう基本方針というかそういうのを出していただくと、非日常のときに非常に役に立つと。特にコロナに関しては強く感じますので。

そういうもののシステムをつくるという、町のほうの情報発信、組の会合をもっとなくさないでおくこと、それに対しての情報発信というのはできないものですかね。

トータルですから、課長、総務課長。

- ○議長(大石 巌君) 総務課長、久保田明美君。
- ○総務課長(久保田明美君) 総務課でございます。

やはり隣近所のお付き合いというのがすごく大切だというのは、私たちもよく分かります。情報共有するというのも当然必要だと思っております。答弁のほうにもありますけれども、それぞれの組の実情というのがやっぱりあって、今若い人たちの組だったりとか、うちなんかは昔からいる組なので、高齢者ばっかりの組になっているのですけど、そういったときにも、何々さんのお父さん元気っていうふうな声かけもさせてもらったりして、そういう声かけっていうのはすごく必要だと思います。若い組であっても隣の何々ちゃん、幼稚園行っている、保育園行っているというふうな声かけっていうか、そういう情報共有、それで、たわいもない会話の中で情報が見えてくるというふうなところもありますので、やはりそこのところでは隣組の会合をしなくても、そういった会話を増やしていくというのは大切だなというふうに思っています。

すごく都会化してきている中でも、やっぱり地域を守りたいという気持ちは持っていますので、そういったところでは、隣近所の情報交換の場というのは必要だなというふうには思っておりますけれども、近所、希薄にならないための方法をやっぱり考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。

- ○議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) 今日のこの質問に関しては、大勢の方の協力を得られながら、本当に 必要なことであるし、どうしてもそれは恐らく目の前に来ているいろんなものが、乗り越え るためには必要なことであると思っていますので、ぜひいい方向、いい知恵、皆さんの知恵 を出していただいて、いいものをつくっていただきたい。

それと、ちょっと言いにくいことですけれども、最後になりますけれども、町の人が、先日一般質問やったときもそうなんですけれども、町の人たちから上がってきた情報、例えば一つ言うと、この情報に関しては、今回の情報に関しては、どういう、どこで受けることができますか。

周りの人たち、例えば年の多い人たちに困ったよと言われたときに、じゃ、あそこに行って相談しなさいって言ったときに、町ではどこが受けてくれますか。相談、例えば我々が聞いたときに、町の何課に行きなさいと、行って相談してみたらという話ができると思うんですけれども、それはどこへ行ったら一番効果的ですか。

- ○議長(大石 巌君) 福祉課長、杉田香織君。
- ○福祉課長(杉田香織君) 福祉課でございます。

もし、議員のところにそういった御質問来られたときに、水道管が破裂してねって言って、分かりやすいものについては課ごとに行っていただきたいんですが、ちょっとこれはどこへ行ったらいいかなって分かりにくい場合につきましては、うちのところにありますワンストップ相談窓口、そういったところに声をかけていただければ、そこの職員がこれは学校に聞いたほうがいいかなとか、いろいろなところに相談をかけさせていただきますので、そのケースごといろいろだと思いますので、家族構成によっても違いますし、相談の中身もニュアンスもまた違うと思いますので、相談が分かりにくい場合につきましては、ワンストップ相談窓口であります福祉課のほうへお声がけいただければと思います。

- ○議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) 最後になりますけれども、ちょっと聞きにくいかもしれないけれど も、いろんな情報が入ったときに、今のを繰り返すと、相談は、ワンストップ相談窓口、福 祉課ね。そこに行くっていうことは、私は皆さん多分これからやっていただけると思います けれども、そういうことです。

あと、その情報が上がっていくとき、本当は町長のところに行ってほしいんですけれども、なかなか行かない場合があるんですね。それどういうルートで行くんですか。例えば、一番、相談に行ったとき、その上がって来た情報が、恐らく町の人たち全員本当は共有しなきゃいけないと思います。共有ができているような状況になる、分かりますか。情報が、例えばいろんな届けするでしょ。心配ごとの届け、それとか相談、それとかいろんなもの。それにもろもろの近いもの、それをやったときに、今一つの窓口へ行ったときに、それがどういうルートを通って町の中に浸透していくんですか。最終的にはどこに行くんですか。言っていること分からない。

- ○議長(大石 巌君) 福祉課長、杉田香織君。
- ○福祉課長(杉田香織君) 最終的にはどちらへって言われたところがちょっとよく分からなかったんですが。

例えば心配ごとを上げてきてくれた中で、ワンストップ相談窓口が保健師になるんです

が、相談を受けてお話を聞くんですけれども、お金がなくて生活ができないよといった場合につきましては、じゃ、生活保護になるのか、それとも就職活動をしたらいいのか、一時的な住居のアパート代を支給することで仕事ができ始めるのかといった、中身を伺いながら、結局最後はどこに行くのかと言いますと、その該当する、例えばお仕事ができる方であれば、一緒にハローワークのほうに伺ってハローワークの手続をさせてもらうというところも、うちの課で行っております。

そうでなくて、生活保護であれば県のほうに情報提供させていただいて、生活保護の調査をさせていただきます。あと、社会福祉協議会で今行っております給付金のほうが該当になるのであれば、社協のほうに情報、御本人と伺って相談するというような形になっておりますので、該当する課を当たりながら、御本人がこれで心配ごとが収まるのかどうかといったところも確認しながら、活動しているところでございます。

- ○議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) 本当、言っちゃうとね、町民の人が役場にそれを届けたときに、それが、届けた人が処理が不十分だと感じる場合が多々あると思うんですけれども、そういうものに関しての、信頼という非常に大事な部分をしっかりとしたもので構築をしていただきたいと、そういうことです。

多分返事はできませんでしょうから、そういうのを希望して、そういうものをお願いをして終わります。

○議長(大石 巌君) 以上で、8番、山内 均君の一般質問が終わりました。

◎議案第63号の討論、採決

○議長(大石 巌君) 日程第2、第63号議案 令和3年度吉田町一般会計補正予算(第9号)についてを議題とします。

本案にかかる審議については、質疑は既に終了しておりますので、討論から行います。それでは、これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。 反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大石 巌君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大石 巌君) 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長(大石 巌君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。 御協力いただき、ありがとうございました。 本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後 1時57分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長(大石 巌君) 改めまして、おはようございます。 本日は定例会15日目で、最終日でございます。 ただいまの出席議員は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(大石 巌君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから、議案審議に入ります。

初めに、補正予算に関する議案の審議をお願いします。

第64号議案につきましては、質疑は既に終了しておりますので、討論から行います。

引き続いて、補正予算に関する議案を除くその他の議案審議を議案番号順に行います。それでは、審議に入ります。

◎議案第64号の討論、採決

○議長(大石 巌君) 日程第1、第64号議案 令和3年度吉田町公共下水道事業会計補正予 算(第1号)について議題とします。

これから第64号議案について討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

8番、山内 均君。

〔8番 山内 均君登壇〕

○8番(山内 均君) 8番、山内 均でございます。

私は、令和3年12月、第4回議会定例会に議案提出されました、第64号議案 令和3年度 吉田町公共下水道事業会計補正予算(第1号)について、反対討論をします。

第4回議会定例会、第64号議案は、令和3年度吉田町公共下水道事業会計補正予算(第1号)である。債務負担行為に関する調書として、事項、川尻南部汚水幹線工事、限度額1億780万円。令和3年度までの支払い見込額では、期間、金額の表記はなし。令和4年度以降の支出予定額、期間、令和4年度。金額は1億780万円である。財源内訳のうち、特定財源、国庫支出金3,490万円、地方債7,200万円、その他ゼロ、一般財源ゼロ。ほかには、箇所図、川尻南部汚水幹線工事(第4工区)、川尻南部汚水幹線工事(第5工区)、川尻南部汚水幹線工事(第6工区)の箇所を記載された2500分の1の地図が資料添付されているのみである。

第64号議案は、令和3年度吉田町公共下水道事業会計補正予算の審議であり、提案された 債務負担行為は、令和4年度の公共下水道事業に関わる工事契約を承認する予算審議である と思っている。したがって、限度額1億780万円の算定根拠や資金計画及び工事の施工内容 が示されなければならない。

口頭で答えられた、布設管の口径と長さのみでは、公共下水道事業会計補正予算を審議する根拠にはならないと判断する。根拠が示されない以上、議会議員として判断できない。

執行部からは、令和4年3月度の定例会で、当初予算で予算内容を示すと言われた。しかし、令和3年度吉田町公共下水道事業会計補正予算(第1号)の債務負担行為は、今令和3年第4回定例会で承認されれば、令和4年3月度の定例会の当初予算に反対の意思を示すことはできなくなると判断する。反対をすれば、自己矛盾が生ずる。したがって、第64号議案には反対をする。

以上、反対討論といたします。

○議長(大石 巌君) 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

12番、平野 積君。

[12番 平野 積君登壇]

○12番(平野 積君) 12番、平野 積です。

私は、第64号議案 令和3年度吉田町公共下水道事業会計補正予算(第1号)について、 賛成の立場で討論を行います。

本補正予算は、令和4年度に行う予定の川尻南部汚水幹線工事施工期間を、平準化を目的として債務負担行為の認定に関するものです。この債務負担行為の議決要因としては、事項、期間及び限度額があり、事項として、川尻南部汚水幹線工事、期間として、令和4年度、限度額として、1億780万が提示されており、要件は満たされております。

昨年度の12月定例会におきましても、公共下水道事業会計の補正予算で、債務負担行為が 議案として上程され、議会は認めました。その結果、本年3月19日に入札を行い、契約し、 今年6月初旬から工事を始めることができました。債務負担行為なしで進めた場合、工事の 開始は通常、8月下旬から9月頃になりますので、早く工事に取りかかることができ、施工 期間の平準化が図られました。

契約内容に関しましては、限度額1億3,300万に対して、予定価格が1億2,844万7,000円で、限度額に対して96.6%であり、大きな差異はなく、落札額に消費税を乗じた額は1億855万9,000円で、落札率は85.4%でした。よって、当局の限度額算定に関しては信頼できるものであり、施工期間の平準化に寄与することから、私は本議案に賛成いたします。

しかし、債務負担行為に対する限度額算定根拠の情報公開に関して、同様の質疑が昨年 度、今年度と2年続けて行われています。山内議員は、予算審議時の参考資料程度のものを 希望しています。限度額算定時には算出されていると思いますので、今後の債務負担行為に 関する議案には、参考資料として添付していただきたいと考えます。

さて、吉田町は、公共下水道事業の全体計画を920ヘクタールから379ヘクタールに変更し、開発行為は令和8年度までとしています。今後も債務負担行為を活用し、施工期間の平準化を図り、効率よく開発を進めるとともに、70%強で推移している水洗化率を、下水道への接続状況管理及び創意工夫で100%に近づけていただきたいと思います。

投資した資源を有効に活用することを希望して、私の賛成討論といたします。

○議長(大石 巌君) 賛成討論が終わりました。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大石 巌君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大石 巌君) なければ、これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。表決において起立しない方については、反対とみな します。

それでは、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(大石 巌君) 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで企業会計の補正予算に関する議案の審議を終わります。

これから他の議案の審議に入ります。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長(大石 巌君) 日程第2、第62号議案 吉田町税条例の一部を改正する条例の制定に ついてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑については、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いします。また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

2番、楠元由美子君。

○2番(楠元由美子君) 2番、楠元です。

こちらの今回の条例の一部改正の中には、医療費の控除の特例が、今までもありましたけれども、今まで令和4年度までということを、今回の条例の改正で令和9年度まで延長されるというようなものも含まれております。今回、こちらのほうの令和9年度まで延長されることによって、どのような方にメリットがあるのか。また、今までこちらのほうを利用された方はいらっしゃるのか、どうなんでしょうか。

- ○議長(大石 巌君) 税務課長、大石剛久君。
- ○税務課長(大石剛久君) 税務課でございます。

ただいま楠元議員の御質問ですが、税制のメリットというようなところでございます。このセルフメディケーション税制につきましては、従来の医療費控除の特例でございます。そんな形の中で確定申告をしなければいけないというところになるんですけれども、申告をす

るには、医療費控除か、あるいはセルフメディケーション税制か、どちらかを選択していただくという形になります。例えば、このセルフメディケーション税制をお使いになるという方につきましては、医療費控除まで、病院に行くまでお金がかからないという中で、一般の薬をお使いになっている方々、そういった方々にぴったりの税制であるというような形であります。また、幅広くメリットというか、効果を申し上げますと、こうした自分自身で健康維持をするというような形のことを実践していただくことで、自分で軽度な病気は手当てをするというところで、健康習慣が身につくというようなこともございます。

それから、ふだんからこういった病院にかからずに自分で手当てをするという中で、こうした対象の薬を買って手当てをしていくということであれば、医療機関に行く手間も省けるし、コストも削減できるというような形もございます。もちろん所得控除できますし、税金の節約にもなるというようなところにメリットがあるのではないかというふうに思っております。

それから、対象者、どれくらいいるかということですね。これまでセルフメディケーション税制を御利用してくださっている方々でございますけれども、全体で21件の実績があるというところでございます。

以上です。

- ○議長(大石 巌君) 2番、楠元由美子君。
- ○2番(楠元由美子君) 2番、楠元です。

今、詳しい詳細をありがとうございました。

コロナ禍において、病院のほうに行かれる方も大分少なくなってきているように見受けられますので、またこういった特例の延長をされるようなことになることによって、かなり医療費のほうの控除がされる方が増えてくるかと思われます。そういった方も含めて、周知のほう、どのような形で考えておりますか。

- ○議長(大石 巌君) 税務課長、大石剛久君。
- ○税務課長(大石剛久君) 税務課でございます。

税制の周知ということでございます。これまで税務課のカウンターのほうに住民税のしおりというものを策定しまして、これは毎年策定していますけれども、それを計上させて、御自由に皆さんにお持ち帰りをいただいているというものがございますけれども、そちらの住民税のしおりのほうに、3年度の税制改正の主なものという中で、セルフメディケーション税制の概要について掲載をさせていただいて、周知をさせていただいているところでございます。

それから、先ほど申し上げましたように、税制を利用するには確定申告をしなければならないというところで、申告のしおりのほうにもメディケーション税制の概要を掲載して、周知をしているというところでございます。

今後、令和4年の今度の1月の広報よしだにおきまして、改めて確定申告のお知らせをするものですから、その中において、期限が延長になったというようなところも含めて周知をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

- ○2番(楠元由美子君) 了解しました。
- ○議長(大石 巌君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大石 巌君) これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大石 巌君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大石 巌君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長(大石 巌君) 日程第3、第65号議案 榛原総合病院組合規約の一部を変更する規約 についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大石 巌君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大石 巌君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大石 巌君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長(大石 巌君) 日程第4、議会閉会中の継続調査について、議題とします。 総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所 管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則 第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があ ります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大石 巌君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

◎町長挨拶

○議長(大石 巌君) 以上で令和3年第4回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長(田村典彦君) 今日でもって年末の第4回の議会定例会が終わります。議員の皆様には、議案等につきましてお認めいただきまして、誠にありがとうございました。

議員の皆様もお疲れだと思います。ぜひともお身体をいたわり、よき年を迎えられますよ う祈念いたします。

なお、今日、年末の交通安全運動がございまして、議員の皆様にも立哨していただきましてありがとうございました。それでは、また来年、皆様と一緒にお会いしたいと思います。 ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長(大石 巌君) ありがとうございました。

本日、ここに令和3年第4回吉田町議会定例会を閉会するに当たり、一言御挨拶を申し上 げます。

本定例会は12月1日以来、15日間にわたり諸議案の審議をいただきましたが、本日ここに全ての議事が終了し、閉会の運びとなりました。これも、議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚く御礼申し上げます。

また、閉会中の各委員会活動をはじめ、何かと御多忙のことと存じますが、今後も町政の 積極的な推進に御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

いよいよ厳寒に向かいます折から、皆様方にはくれぐれも御自愛くださいまして、無事越 年され、御多幸な新年を迎えられますようお祈りをいたしまして、閉会の挨拶といたしま

◎閉会の宣告

○議長(大石 巌君) 以上をもちまして、令和3年第4回吉田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前 9時21分